官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔最高裁規則〕
○共有に関する非訟事件及び土地等の管理に関する非訟事件に関する手続規則及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律による権利の変換又は分配金の取得等と強制執行等との調整に関する規則の一部を改正する規則（最高裁一五）　一
○会社非訟事件等手続規則の一部を改正する規則（同一六）　六
〔府　令〕
○銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令（内閣府一〇一）　六
〔府令・省令〕
○経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令（内閣府・財務・経済産業五）　一〇
○労働金庫法施行規則の一部を改正する命令（内閣府・厚生労働一四）　一二
○農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令（内閣府・農林水産八）　一三
〔省　令〕
○農業協同組合法施行規則の一部を改正する省令（農林水産五四）　一四
○内航海運業法施行規則等の一部を改正する省令（国土交通一二〇）　一七
〔その他告示〕
○内閣府設置法、デジタル庁設置法、復興庁設置法及び国家行政組織法の規定に基づき令和七年十月一日現在の行政機関の組織を告示する件（内閣官房・内閣府・デジタル庁・復興庁一）　一八
○電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件（総務三九四）　二七
○電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件等の一部を改正する件（同三九五）　二八
○令和七年総務省告示第二百二十七号の一部を訂正する件（同三九六）　三四
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　三五
特殊法人等
令和七年度公害防止管理者等国家試験合格者、企業年金基金変更、税理士登録抹消、弁理士登録・特定侵害訴訟代理業務の付記、日本弁護士連合会懲戒処分関係　六六
地方公共団体
行旅死亡人関係　一〇二
会社その他
会社決算公告　一〇七

最高裁規則

最高裁判所規則第十五号

共有に関する非訟事件及び土地等の管理に関する非訟事件に関する手続規則及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律による権利の変換又は分配金の取得等と強制執行等との調整に関する規則を次のように定める。

令和七年十二月十五日

最高裁判所

共有に関する非訟事件及び土地等の管理に関する非訟事件に関する手続規則及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律による権利の変換又は分配金の取得等と強制執行等との調整に関する規則の一部を改正する規則

（共有に関する非訟事件及び土地等の管理に関する非訟事件に関する手続規則の一部改正）

第一条　共有に関する非訟事件及び土地等の管理に関する非訟事件に関する手続規則（令和四年最高裁判所規則第十三号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

共有、管理等に関する非訟事件に関する手続規則

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
目次 ［第一章・第二章　略］ 第三章　土地等の管理に関する非訟事件（第九条―第十六条） 第四章　区分所有建物の管理等に関する非訟事件 第一節　所在等不明区分所有者等の除外に関する非訟事件（第十七条―第十九条） 第二節　専有部分等の管理に関する非訟事件（第二十条―第二十六条） 附則	目次 ［第一章・第二章　同上］ 第三章　土地等の管理に関する非訟事件（第九条―第十六条） 附則
（申立て等の方式） **第一条**　民法（明治二十九年法律第八十九号）第二編第三章第三節（同法第二百六十二条の規定を除く。）から第五節までの規定、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第十五号）の規定並びに建物の区分所有等に関する法律（昭和三十七年法律第六十九号）第三十八条の二第一項（同法第六十六条、第七十三条及び第七十九条において準用する場合を含む。）、第一章第六節及び第七節の規定による非訟事件の手続に関する申立て、届	（申立て等の方式） **第一条**　民法（明治二十九年法律第八十九号）第二編第三章第三節（同法第二百六十二条の規定を除く。）から第五節までの規定及び表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第十五号）の規定による非訟事件の手続に関する申立て、届出及び裁判所に対する報告は、特別の定めがある場合を除き、書面でしなければならない。

出及び裁判所に対する報告は、特別の定めがある場合を除き、書面でしなければならない。

第四章　区分所有建物の管理等に関する非訟事件

第一節　所在等不明区分所有者等の除外に関する非訟事件

［新設］

（申立書の記載事項）

第十七条　建物の区分所有等に関する法律第三十八条の二第一項（同法第六十六条、第七十三条及び第七十九条において準用する場合を含む。）の規定による裁判に係る非訟事件の手続に関する申立書には、申立ての趣旨及び原因並びに申立てを理由づける事実を記載するほか、次に掲げる事項を記載し、申立人又は代理人が記名（当該申立書がその提出により非訟事件の手続の開始、続行、停止又は完結をさせるものである場合にあっては、記名押印）をしなければならない。

一　当事者の氏名又は名称及び住所並びに法定代理人の氏名及び住所

二　次のイからハまでに掲げる裁判の区分に応じ、当該イからハまでに定める物件（次条及び第十九条第二号において「申立てに係る建物等」という。）の表示

イ　建物の区分所有等に関する法律第三十八条の二第一項の規定による裁判　申立てに係る建物

ロ　建物の区分所有等に関する法律第六十六条又は第七十九条において準用する同法第三十八条の二第一項の規定による裁判　申立てに係る土地又は附属施設

ハ　建物の区分所有等に関する法律第七十三条において準用する同法第三十八条の二第一項の規定による裁判　申立てに係る建物の敷地又は附属施設

2　前項の申立書には、同項に規定する事項のほか、次に掲げる事項を記載するものとする。

一　代理人（前項第一号の法定代理人を除く。）の氏名及び住所

二　申立てを理由づける具体的な事実ごとの証拠

三　事件の表示

四　附属書類の表示

五　年月日

六　裁判所の表示

七　申立人又は代理人の郵便番号及び電話番号（ファクシミリの番号を含む。）

八　その他裁判所が定める事項

（申立書の添付書類）

第十八条　申立てに係る建物等が不動産である場合には、前条第一項の申立書には、次の各号に掲げる裁判の区分に応じ、当該各号に定める登記事項証明書を添付しなければならない。

一　前条第一項第二号イに掲げる裁判　所在等不明区分所有者が有する専有部分の登記事項証明書

二　前条第一項第二号ロに掲げる裁判　同号ロに定める土地又は附属施設の登記事項証明書

三　前条第一項第二号ハに掲げる裁判　所在等不明敷地共有者等が有していた専有部分の登記事項証明書

（公告すべき事項）

第十九条　建物の区分所有等に関する法律第八十六条第二項の規定による公告には、同項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を掲げなければならない。

一　申立人の氏名又は名称及び住所

二　申立てに係る建物等の表示

三　建物の区分所有等に関する法律第八十六条第二項第二号に掲げる者の氏名又は名称及び住所

第二節　専有部分等の管理に関する非訟事件

（申立書の記載事項）

第二十条　建物の区分所有等に関する法律第一章第六節の規定による非訟事件の手続に関する申立書には、申立ての趣旨及び原因並びに申立てを理由づける事実を記載するほか、次に掲げる事項を記載し、申立人又は代理人が記名（当該申立書がその提出により非訟事件の手続の開始、続行、停止又は完結をさせるものである場合にあっては、記名押印）をしなければならない。

一　当事者の氏名又は名称及び住所並びに法定代理人の氏名及び住所

二　所有者不明専有部分管理命令の対象となるべき専有部分若しくは共有持分又は所有者不明専有部分管理命令の対象とされた専有部分若しくは共有持分の表示

2　前項の申立書には、同項に規定する事項のほか、次に掲げる事項を記載するものとする。

一　代理人（前項第一号の法定代理人を除く。）の氏名及び住所

二　前項第二号に規定する専有部分の区分所有者又は共有持分を有する者の氏名又は名称及び住所並びに法定代理人の氏名及び住所

三　申立てを理由づける具体的な事実ごとの証拠

四　事件の表示

五　附属書類の表示

六　年月日

七　裁判所の表示

八　申立人又は代理人の郵便番号及び電話番号（ファクシミリの番号を含む。）

九　その他裁判所が定める事項

3　前項の規定にかかわらず、第一項の手続に関し、申立人又は代理人から前項第八号に掲げる事項を記載した申立書が提出されているときは、以後裁判所に提出する当該手続を基本とする手続の申立書については、これを記載することを要しない。

（申立書の添付書類）

第二十一条　前条第一項の申立書には、所有者不明専有部分管理命令の対象となるべき専有部分（共有持分を対象として所有者不明専有部分管理命令が申し立てられる場合にあっては、共有物である専有部分。次条において同じ。）又は所有者不明専有部分管理命令の対象とされた専有部分（共有持分を対象として所有者不明専有部分管理命令が発せられた場合にあっては、共有物である専有部分）の登記事項証明書を添付しなければならない。

2　前項の規定にかかわらず、前条第一項の手続に関し、前項に規定する書面が提出されているときは、以後裁判所に提出する当該手続を基本とする手続の申立書には、これを添付することを要しない。

（手続の進行に資する書類の提出）

第二十二条　所有者不明専有部分管理命令の申立人は、裁判所に対し、次に掲げる書類を提出するものとする。

一　所有者不明専有部分管理命令の対象となるべき専有部分の所在地に至るまでの通常の経路及び方法を記載した図面

二　申立人が所有者不明専有部分管理命令の対象となるべき専有部分の現況の調査の結果又は評価を記載した文書を保有するときは、その文書

（公告すべき事項）

第二十三条　建物の区分所有等に関する法律第八十七条第二項の規定による公告には、同項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を掲げなければならない。

一　申立人の氏名又は名称及び住所

二　所有者不明専有部分管理命令の対象となるべき専有部分又は共有持分の表示

三　前号に規定する専有部分の区分所有者又は共有持分を有する者の氏名又は名称及び住所

（裁判による登記の嘱託）

第二十四条　建物の区分所有等に関する法律第八十七条第六項及び第七項の規定による登記の嘱託は、嘱託書に裁判書の謄本を添付してしなければならない。

（資格証明書の交付等）

第二十五条　裁判所書記官は、所有者不明専有部分管理人に対し、その選任を証する書面を交付しなければならない。

2　裁判所書記官は、所有者不明専有部分管理人があらかじめその職務のために使用する印鑑を裁判所に提出した場合において、当該所有者不明専有部分管理人が所有者不明専有部分管理命令の対象とされた専有部分又は共有持分についての権利に関する登記を申請するために登記所に提出する印鑑の証明を請求したときは、当該所有者不明専有部分管理人に係る前項の書面に、当該請求に係る印鑑が裁判所に提出された印鑑と相違ないことを証明する旨をも記載して、これを交付するものとする。

（建物の区分所有等に関する法律第一章第七節の規定による非訟事件の手続への準用）

第二十六条　第二十条から第二十二条まで及び前条の規定は、建物の区分所有等に関する法律第一章第七節の規定による非訟事件の手続について準用する。この場合において、第二十条第一項第二号中「所有者不明専有部分管理命令の対象となるべき専有部分若しくは共有持分又は所有者不明専有部分管理命令の対象とされた専有部分若しくは共有持分」とあるのは「管理不全専有部分管理命令の対象となるべき専有部分若しくは管理不全専有部分管理命令の対象とされた専有部分又は管理不全共用部分若しくは管理不全共用部分管理命令の対象となるべき共用部分若しくは管理不全共用部分管理命令の対象とされた共用部分」と、同条第二項第二号中「共有持分を有する者」とあるのは「同号に規定する共用部分の所有者」と、第二十一条第一項中「所有者不明専有部分管理命令の対象となるべき専有部分（共有持分を対象として所有者不明専有部分管理命令が申し立てられる場合にあっては、共有物である専有部分。次条において同じ。）又は所有者不明専有部分管理命令の対象とされた専有部分（共有持分を対象として所有者不明専有部分管理命令が発せられた場合にあっては、共有物である専有部分）とあるのは「管理不全専有部分管理命令の対象となるべき専有部分若しくは管理不全専有部分若しくは共有持分又は管理不全共用部分若しくは管理不全共用部分管理命令の対象となるべき共用部分若しくは管理不全共用部分管理命令の対象とされた共用部分の所有者が有する専有部分」と、第二十二条中「所有者不明専有部分管理命令の申立人」とあるのは「管理不全専有部分管理命令又は管理不全共用部分管理命令の申立人」と、同条第一号及び第二号中「所有者不明専有部分管理命令の対象となるべき専有部分」とあるのは「管理不全専有部分管理命令の対象となるべき専有部分又は管理不全共用部分管理命令の対象となるべき共用部分」と、第二十五条中「所有者不明専有部分管理人」とあるのは「管理不全専有部分管理人又は管理不全共用部分管理人」と、同条第二項中「所有者不明専有部分管理命令の対象とされた専有部分又は共有持分」とあるのは「管理不全専有部分管理命令の対象とされた専有部分又は管理不全共用部分命令の対象とされた共用部分」と読み替えるものとする。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（マンションの建替え等の円滑化に関する法律による権利の変換又は分配金の取得等と強制執行等との調整に関する規則の一部改正）

第二条　マンションの建替え等の円滑化に関する法律による権利の変換又は分配金の取得等と強制執行等との調整に関する規則（平成十四年最高裁判所規則第十三号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

マンションの再生等の円滑化に関する法律による権利の変換等と強制執行等との調整に関する規則

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
（権利変換手続が強制競売等の手続に先行する場合における施行者への通知等） **第一条**　マンションの再生等の円滑化に関する法律（平成十四年法律第七十八号。以下「法」という。）第五十五条第一項の権利変	（権利変換手続が強制競売等の手続に先行する場合における施行者への通知等） **第一条**　マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成十四年法律第七十八号。以下「法」という。）第五十五条第一項の権利

換手続開始の登記がされた同項各号に掲げる権利（第三条第一項において「区分所有権等」という。）につき強制競売又は担保権の実行としての競売（その例による競売を含む。第五条及び第六条において「競売」という。）（以下「強制競売等」という。）の開始決定に基づく登記がされた場合においては、裁判所書記官は、速やかに、強制競売等の開始決定がされた旨を当該マンション再生事業の施行者に通知しなければならない。ただし、民事執行法（昭和五十四年法律第四号）第四十七条第一項（同項を準用し、又はその例による場合を含む。）の規定による開始決定に基づいて登記がされたときは、この限りでない。

［２　略］

（分配金の取得等への準用）

第五条　前各条の規定は、売却等マンションの区分所有権及び敷地利用権又は売却敷地の敷地共有持分等について法第百四十条第一項の分配金取得手続開始の登記がされた場合における分配金の取得等と強制執行、仮差押えの執行又は競売との調整について準用する。この場合において、第一条第一項中「当該マンション再生事業の施行者」とあるのは「当該マンション売却組合」と、同条第二項及び第二条第二項中「権利変換手続」とあるのは「分配金取得手続」と、同条及び第三条中「施行者」とあるのは「マンション等売却組合」と、同条第二項中「法第七十八条第一項」とあるのは「法第百五十二条及び第百五十四条において準用する法第七十八条第一項」と、「補償金」とあるのは「法第百五十一条に規定する分配金又は法第百五十三条に規定する補償金」と、前条中「法第七十八条第一項、第四項又は第五項の規定による補償金」とあるのは「法第百五十二条及び第百五十四条において準用する法第七十八条第一項、第四項又は第五項の規定による法第百五十一条に規定する分配金又は法第百五十三条に規定する補償金」と読み替えるものとする。

［新設］

（補償金の支払等への準用）

第六条　第一条から第四条までの規定は、除却マンションの区分所有権について法第百六十三条の三十三第一項の補償金支払手続開始の登記がされた場合における補償金の支払等と強制執行、仮差押えの執行又は競売との調整について準用する。この場合において、第一条第一項中「当該マンション再生事業の施行者」とあるのは「当該マンション除却組合」と、同条第二項及び第二条第二項中「権利変換手続」とあるのは「補償金支払手続」と、同条及び第三条中「施行者」とあるのは「マンション除却組合」と、同条第二項中「法第七十八条第一項」とあるのは「法第百六十三条の四十五において準用する法第七十八条第一項」と、「補償金」とあるのは「法第百六十三条の四十四に規定する補償金」と、第四条中「法第七十八条第一項、第四項又は第五項の規定による補償金」とあるのは「法第百六十三条の四十五において準用する法第七十八条第一項、第四項又は第五項の規定による法第百六十三条の四十四に規定する補償金」と読み替えるものとする。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

（施行期日）

第一条　この規則は、令和八年四月一日（次条及び附則第四条において「施行日」という。）から施行する。

（共有に関する非訟事件及び土地等の管理に関する非訟事件に関する手続規則の一部改正に伴う調整規定）

第二条　施行日が民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十八号）の施行の日（以下この条及び附則第四条において「民訴法等一部改正法施行日」という。）前である場合には、民訴法等一部改正法施行日の前日までの間における第一条の規定による改正後の共有、管理等に関する非訟事件に関する手続規則第十七条第一項及び第二十条第一項の規定の適用については、これらの規定中「記名（当該申立書がその提出により非訟事件の手続の開始、続行、停止又は完結をさせるものである場合にあっては、記名押印）」とあるのは、「記名押印」とする。

（民事訴訟規則等の一部を改正する規則の一部改正）

第三条　民事訴訟規則等の一部を改正する規則（令和六年最高裁判所規則第十四号）の一部を次のように改正する。

附則第六十二条（見出しを含む。）中「共有に関する非訟事件及び土地等の管理に関する非訟事件に関する手続規則」を「共有、管理等に関する非訟事件に関する手続規則」に改める。

（民事訴訟規則等の一部を改正する規則の一部改正に伴う調整規定）

第四条　民訴法等一部改正法施行日が施行日前である場合には、前条の規定は、適用しない。

最高裁判所長官　今崎　幸彦

○最高裁判所規則第十六号

会社非訟事件等手続規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年十二月十五日

最高裁判所

会社非訟事件等手続規則の一部を改正する規則

会社非訟事件等手続規則（平成十八年最高裁判所規則第一号）の一部を次のように改正する。

第四十四条の見出し中「非訟事件」の下に「及び公益信託に関する法律の規定による非訟事件」を加え、同条第一項中「非訟事件」の下に「及び公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）の規定による非訟事件」を加える。

附　則

この規則は、公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）の施行の日（令和八年四月一日）から施行する。

最高裁判所長官　今崎　幸彦

府　令

○内閣府令第百一号

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第五十六号）の一部の施行に伴い、銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和七年十二月十五日

内閣総理大臣　高市　早苗

銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令

（銀行法施行規則の一部改正）

第一条　銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（金融等デリバティブ取引）	（金融等デリバティブ取引）
第十三条の二の三　法第十条第二項第十四号に規定する類似する取引であつて内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。	**第十三条の二の三**　［同上］
一　［略］	一　［同上］
二　当事者が数量を定めた国際協力排出削減量（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二条第八項に規定する国際協力排出削減量その他これに類似するものをいう。以下同じ。）について当該当事者間で取り決めた国際協力排出削減量の相場に基づき金銭の支払を相互に約する取引その他これに類似する取引（次に掲げる取引に限る。）	二　当事者が数量を定めた算定割当量（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二条第七項に規定する算定割当量その他これに類似するものをいう。以下同じ。）について当該当事者間で取り決めた算定割当量の相場に基づき金銭の支払を相互に約する取引その他これに類似する取引（次に掲げる取引に限る。）
イ　［略］	イ　［同上］
ロ　国際協力排出削減量及びその対価の授受を約する売買取引であつて、当該売買取引に係る国際協力排出削減量を決済の終了後に保有することとならないもの	ロ　算定割当量及びその対価の授受を約する売買取引であつて、当該売買取引に係る算定割当量を決済の終了後に保有することとならないもの
三　［略］	三　［同上］
［2・3　略］	［2・3　同上］
（国際協力排出削減量の取得等）	（算定割当量の取得等）
第十三条の二の六　法第十一条第四号に規定する内閣府令で定めるものは、国際協力排出削減量を取得し、若しくは譲渡することを内容とする契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う業務とする。	**第十三条の二の六**　法第十一条第四号に規定する内閣府令で定めるものは、算定割当量を取得し、若しくは譲渡することを内容とする契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う業務とする。
（特定取引勘定）	（特定取引勘定）
第十三条の六の三　［略］	**第十三条の六の三**　［同上］
2　前項の特定取引とは、銀行が金利、通貨の価格、金融商品市場（金融商品取引法第二条第十四項に規定する金融商品市場をいう。以下同じ。）における相場その他の指標（第五項において「指標」という。）に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る目的又は当該目的で行う取引により生じ得る損失を減少させる目的で自己の計算において行う市場デリバティブ取引及び外国市場デリバティブ取引のうち有価証券関連デリバティブ取引に該当するもの以外のもの並びに次に掲げる取引をいう。	2　［同上］
［一～十五　略］	［一～十五　同上］
十六　法第十一条第四号に掲げる業務に係る国際協力排出削減量の取得又は譲渡	十六　法第十一条第四号に掲げる業務に係る算定割当量の取得又は譲渡
十七　［略］	十七　［同上］
［3～5　略］	［3～5　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（信用金庫法施行規則の一部改正）

第二条　信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（定款の変更等の認可を要しない場合） **第十七条**　法第三十一条に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 一　次に掲げる事項に係る定款及び業務の種類又は方法の変更をする場合 ［イ～ハ　略］ ニ　法第五十三条第六項又は法第五十四条第五項の規定により行う国際協力排出削減量（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二条第八項に規定する国際協力排出削減量その他これに類似するものをいう。以下同じ。）を取得し、若しくは譲渡することを内容とする契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う業務 ［ホ～ト　略］ ［二～四　略］ （信用金庫の付随業務） **第五十条**　［略］ ［2～6　略］ 7　法第五十三条第三項第十三号に規定する類似する取引であつて内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一　［略］ 二　当事者が数量を定めた国際協力排出削減量について当該当事者間で取り決めた国際協力排出削減量の相場に基づき金銭の支払を相互に約する取引その他これに類似する取引（次に掲げる取引に限る。） イ　［略］ ロ　国際協力排出削減量及びその対価の授受を約する売買取引であつて、当該売買取引に係る国際協力排出削減量を決済の終了後に保有することとならないもの 三　［略］ ［8～13　略］	（定款の変更等の認可を要しない場合） **第十七条**　［同上］ 一　［同上］ ［イ～ハ　同上］ ニ　法第五十三条第六項又は法第五十四条第五項の規定により行う算定割当量（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二条第七項に規定する算定割当量その他これに類似するものをいう。以下同じ。）を取得し、若しくは譲渡することを内容とする契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う業務 ［ホ～ト　同上］ ［二～四　同上］ （信用金庫の付随業務） **第五十条**　［同上］ ［2～6　同上］ 7　［同上］ 一　［同上］ 二　当事者が数量を定めた算定割当量について当該当事者間で取り決めた算定割当量の相場に基づき金銭の支払を相互に約する取引その他これに類似する取引（次に掲げる取引に限る。） イ　［同上］ ロ　算定割当量及びその対価の授受を約する売買取引であつて、当該売買取引に係る算定割当量を決済の終了後に保有することとならないもの 三　［同上］ ［8～13　同上］

（国際協力排出削減量の取得等）

第五十一条の二　法第五十三条第六項第七号に規定する内閣府令で定めるものは、国際協力排出削減量を取得し、若しくは譲渡することを内容とする契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う業務とする。

（国際協力排出削減量の取得等）

第五十三条の二　［略］

（特定取引勘定）

第百七条　［略］

2　前項の特定取引とは、信用金庫連合会が金利、通貨の価格、金融商品市場（金融商品取引法第二条第十四項に規定する金融商品市場をいう。以下同じ。）における相場その他の指標（第五項において「指標」という。）に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る目的又は当該目的で行う取引により生じ得る損失を減少させる目的で自己の計算において行う市場デリバティブ取引及び外国市場デリバティブ取引のうち有価証券関連デリバティブ取引に該当するもの以外のもの並びに次に掲げる取引をいう。

［一～十五　略］

十六　法第五十四条第五項第七号に掲げる業務に係る国際協力排出削減量の取得又は譲渡

十七　［略］

［3～5　略］

（算定割当量の取得等）

第五十一条の二　法第五十三条第六項第七号に規定する内閣府令で定めるものは、算定割当量を取得し、若しくは譲渡することを内容とする契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う業務とする。

（算定割当量の取得等）

第五十三条の二　［同上］

（特定取引勘定）

第百七条　［同上］

2　［同上］

［一～十五　同上］

十六　法第五十四条第五項第七号に掲げる業務に係る算定割当量の取得又は譲渡

十七　［同上］

［3～5　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令の一部改正）

第三条　中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（信用協同組合等の併せ行うことができる事業） **第一条の三**　［略］ ［2～7　略］	（信用協同組合等の併せ行うことができる事業） **第一条の三**　［同上］ ［2～7　同上］

8　法第九条の八第二項第十七号に規定する類似する取引であって内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　［略］

二　当事者が数量を定めた国際協力排出削減量（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二条第八項に規定する国際協力排出削減量その他これに類似するものをいう。以下この号及び第二条の二において同じ。）について当該当事者間で取り決めた国際協力排出削減量の相場に基づき金銭の支払を相互に約する取引その他これに類似する取引（次に掲げる取引に限る。）

イ　［略］

ロ　国際協力排出削減量及びその対価の授受を約する売買取引であって、当該売買取引に係る国際協力排出削減量を決済の終了後に保有することとならないもの

三　［略］

［9～17　略］

（国際協力排出削減量の取得等）

第二条の二　法第九条の八第七項第七号及び第九条の九第六項第十二号に規定する内閣府令で定めるものは、国際協力排出削減量を取得し、若しくは譲渡することを内容とする契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う事業とする。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（保険業法施行規則の一部改正）

第四条　保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（金融等デリバティブ取引）	（金融等デリバティブ取引）
第五十二条の三　法第九十八条第一項第八号に規定する類似する取引であって内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。	**第五十二条の三**　［同上］
一　［略］	一　［同上］
二　当事者が数量を定めた国際協力排出削減量（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二条第八項（定義）に規定する国際協力排出削減量その他これに類似するものをいう。以下同じ。）について当該当事者間で取り決めた国際協力排出削減量の相場に基づき金銭の支払を相互に約する取引その他これに類似する取引（次に掲げる取引に限る。）	二　当事者が数量を定めた算定割当量（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二条第七項（定義）に規定する算定割当量その他これに類似するものをいう。以下同じ。）について当該当事者間で取り決めた算定割当量の相場に基づき金銭の支払を相互に約する取引その他これに類似する取引（次に掲げる取引に限る。）
イ　［略］	イ　［同上］
ロ　国際協力排出削減量及びその対価の授受を約する売買取引であって、当該売買取引に係る国際協力排出削減量を決済の終了後に保有することとならないもの	ロ　算定割当量及びその対価の授受を約する売買取引であって、当該売買取引に係る算定割当量を決済の終了後に保有することとならないもの
三　［略］	三　［同上］
［2・3　略］	［2・3　同上］
（国際協力排出削減量の取得等）	（算定割当量の取得等）
第五十二条の四の二　法第九十九条第二項第四号に規定する内閣府令で定めるものは、国際協力排出削減量を取得し、若しくは譲渡することを内容とする契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う業務とする。	**第五十二条の四の二**　法第九十九条第二項第四号に規定する内閣府令で定めるものは、算定割当量を取得し、若しくは譲渡することを内容とする契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う業務とする。
（特定取引勘定）	（特定取引勘定）
第五十三条の六の二　［略］	**第五十三条の六の二**　［同上］
2　前項の特定取引とは、保険会社が金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標（第五項において「指標」という。）に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る目的又は当該目的で行う取引により生じ得る損失を減少させる目的で自己の計算において行う市場デリバティブ取引及び外国市場デリバティブ取引のうち有価証券関連デリバティブ取引に該当するもの以外のもの並びに次に掲げる取引をいう。	2　［同上］
［一～十五　略］	［一～十五　同上］

十六　法第九十九条第二項第四号に掲げる業務に係る国際協力排出削減量の取得又は譲渡

十七　［略］

［3～5　略］

（国際協力排出削減量の取得等）

第百四十二条の五　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

十六　法第九十九条第二項第四号に掲げる業務に係る算定割当量の取得又は譲渡

十七　［同上］

［3～5　同上］

（算定割当量の取得等）

第百四十二条の五　［同上］

（金融商品取引業等に関する内閣府令の一部改正）

第五条　金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（届出業務） **第六十八条**　法第三十五条第二項第七号に規定する内閣府令で定める業務は、次に掲げる業務とする。 ［一～十五　略］ 十六　国際協力排出削減量（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二条第八項に規定する国際協力排出削減量その他これに類似するものをいう。次号において同じ。）の取得若しくは譲渡に関する契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う業務 十七　次に掲げる取引又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う業務 イ　当事者が数量を定めた国際協力排出削減量について当該当事者間で取り決めた国際協力排出削減量の相場に基づき金銭の支払を相互に約する取引その他これに類似する取引 ロ　［略］ ［十八～二十四　略］	（届出業務） **第六十八条**　［同上］ ［一～十五　同上］ 十六　算定割当量（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二条第七項に規定する算定割当量その他これに類似するものをいう。次号において同じ。）の取得若しくは譲渡に関する契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う業務 十七　［同上］ イ　当事者が数量を定めた算定割当量について当該当事者間で取り決めた算定割当量の相場に基づき金銭の支払を相互に約する取引その他これに類似する取引 ロ　［同上］ ［十八～二十四　同上］

（金融商品取引所等に関する内閣府令の一部改正）

第六条　金融商品取引所等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（金融商品取引所の兼業業務に係る認可申請等） **第九条の二**　［略］ 2　［略］ 3　法第八十七条の二第一項ただし書に規定する内閣府令で定める取引は、国際協力排出削減量（同項に規定する国際協力排出削減量をいう。）に類似するものに係る取引とする。 4　［略］ 備考　表中の［　］の記載は注記である。	（金融商品取引所の兼業業務に係る認可申請等） **第九条の二**　［同上］ 2　［同上］ 3　法第八十七条の二第一項ただし書に規定する内閣府令で定める取引は、算定割当量（同項に規定する算定割当量をいう。）に類似するものに係る取引とする。 4　［同上］

（金融サービス仲介業者等に関する内閣府令の一部改正）

第七条　金融サービス仲介業者等に関する内閣府令（令和三年内閣府令第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（預金者等に対する情報の提供） **第四十九条**　［略］ 2　前項第五号ロの「金融等デリバティブ取引」とは、金利、通貨の価格、商品の価格、国際協力排出削減量（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二条第八項に規定する国際協力排出削減量その他これに類似するものをいう。第二号において同じ。）の価格その他の指標の数値としてあらかじめ当事者間で約定された数値と将来の一定の時期における現実の当該指標の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引又は次に掲げる取引をいう。 一　［略］	（預金者等に対する情報の提供） **第四十九条**　［同上］ 2　前項第五号ロの「金融等デリバティブ取引」とは、金利、通貨の価格、商品の価格、算定割当量（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二条第七項に規定する算定割当量その他これに類似するものをいう。第二号において同じ。）の価格その他の指標の数値としてあらかじめ当事者間で約定された数値と将来の一定の時期における現実の当該指標の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引又は次に定める取引をいう。 一　［同上］

二　当事者が数量を定めた国際協力排出削減量について当該当事者間で取り決めた国際協力排出削減量の相場に基づき金銭の支払を相互に約する取引その他これに類似する取引（次に掲げる取引に限る。）

イ　［略］

ロ　国際協力排出削減量及びその対価の授受を約する売買取引であって、当該売買取引に係る国際協力排出削減量を決済の終了後に保有することとならないもの

三　［略］

3　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この府令は、令和八年一月一日から施行する。

府令・省令

○内閣府令・財務省令・経済産業省令第五号

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第五十六号）の一部の施行に伴い、経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和七年十二月十五日

内閣総理大臣　高市　早苗
財務大臣　片山さつき
経済産業大臣　赤澤　亮正

経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令

経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則（平成二十年内閣府・財務省・経済産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改める。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（金融等デリバティブ取引） **第十一条**　法第二十一条第四項第十八号に規定する類似する取引であって主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一　（略） 二　当事者が数量を定めた国際協力排出削減量（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二条第八項に規定する国際協力排出削減量その他これに類似するものをいう。以下同じ。）について当該当事者間で取り決めた国際協力排出削減量の相場に基づき金銭の支払を相互に約する取引その他これに類似する取引（次に掲げる取引に限る。） イ　（略） ロ　国際協力排出削減量及びその対価の授受を約する売買取引であって、当該売買取引に係る国際協力排出削減量を決済の終了後に保有することとならないもの 三　（略） 2・3　（略） （国際協力排出削減量の取得等） **第十一条の四**　法第二十一条第七項第五号に規定する主務省令で定めるものは、国際協力排出削減量を取得し、若しくは譲渡することを内容とする契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う業務とする。 （特定取引勘定） **第十八条**　（略） 2　前項の特定取引とは、商工組合中央金庫が金利、通貨の価格、金融商品市場（金融商品取引法第二条第十四項に規定する金融商品市場をいう。第三十八条第一号及び第六十条第一項第十一号において同じ。）における相場その他の指標（第五項において「指標」という。）に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る目的又は当該目的で行う取引により生じ得る損失を減少させる目的で自己の計算において行う市場デリバティブ取引及び外国市場デリバティブ取引のうち有価証券関連デリバティブ取引に該当するもの以外のもの並びに次に掲げる取引をいう。 一～十二　（略） 十二の二　法第二十一条第七項第五号に掲げる業務に係る国際協力排出削減量の取得又は譲渡 十三　（略） 3～5　（略）	（金融等デリバティブ取引） **第十一条**　法第二十一条第四項第十八号に規定する類似する取引であって主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一　（略） 二　当事者が数量を定めた算定割当量（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二条第七項に規定する算定割当量その他これに類似するものをいう。以下同じ。）について当該当事者間で取り決めた算定割当量の相場に基づき金銭の支払を相互に約する取引その他これに類似する取引（次に掲げる取引に限る。） イ　（略） ロ　算定割当量及びその対価の授受を約する売買取引であって、当該売買取引に係る算定割当量を決済の終了後に保有することとならないもの 三　（略） 2・3　（略） （算定割当量の取得等） **第十一条の四**　法第二十一条第七項第五号に規定する主務省令で定めるものは、算定割当量を取得し、若しくは譲渡することを内容とする契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う業務とする。 （特定取引勘定） **第十八条**　（略） 2　前項の特定取引とは、商工組合中央金庫が金利、通貨の価格、金融商品市場（金融商品取引法第二条第十四項に規定する金融商品市場をいう。第三十八条第一号及び第六十条第一項第十一号において同じ。）における相場その他の指標（第五項において「指標」という。）に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る目的又は当該目的で行う取引により生じ得る損失を減少させる目的で自己の計算において行う市場デリバティブ取引及び外国市場デリバティブ取引のうち有価証券関連デリバティブ取引に該当するもの以外のもの並びに次に掲げる取引をいう。 一～十二　（略） 十二の二　法第二十一条第七項第五号に掲げる業務に係る算定割当量の取得又は譲渡 十三　（略） 3～5　（略）

附　則

この命令は、地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和八年一月一日）から施行する。

○内閣府厚生労働省令第十四号

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第五十六号）の一部の施行に伴い、労働金庫法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和七年十二月十五日

内閣総理大臣　高市　早苗
厚生労働大臣　上野賢一郎

労働金庫法施行規則の一部を改正する命令

労働金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省労働省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（定款の変更等の認可を要しない場合） **第十三条**　法第三十一条に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 一　次に掲げる事項に係る定款及び業務の種類又は方法の変更をする場合 ［イ～ハ　略］ ニ　法第五十八条第七項又は法第五十八条の二第三項の規定により行う国際協力排出削減量（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二条第八項に規定する国際協力排出削減量その他これに類似するものをいう。以下同じ。）を取得し、若しくは譲渡することを内容とする契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う業務 ホ　［略］ ［二～四　略］ （労働金庫の付随業務） **第四十二条**　［略］ ［2～5　略］ 6　法第五十八条第二項第十八号に規定する類似する取引であつて内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一　［略］ 二　当事者が数量を定めた国際協力排出削減量について当該当事者間で取り決めた国際協力排出削減量の相場に基づき金銭の支払を相互に約する取引その他これに類似する取引（次に掲げる取引に限る。） イ　［略］	（定款の変更等の認可を要しない場合） **第十三条**　［同上］ 一　［同上］ ［イ～ハ　同上］ ニ　法第五十八条第七項又は法第五十八条の二第三項の規定により行う算定割当量（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二条第七項に規定する算定割当量その他これに類似するものをいう。以下同じ。）を取得し、若しくは譲渡することを内容とする契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う業務 ホ　［同上］ ［二～四　同上］ （労働金庫の付随業務） **第四十二条**　［同上］ ［2～5　同上］ 6　［同上］ 一　［同上］ 二　当事者が数量を定めた算定割当量について当該当事者間で取り決めた算定割当量の相場に基づき金銭の支払を相互に約する取引その他これに類似する取引（次に掲げる取引に限る。） イ　［同上］
ロ　国際協力排出削減量及びその対価の授受を約する売買取引であつて、当該売買取引に係る国際協力排出削減量を決済の終了後に保有することとならないもの 三　［略］ ［7～12　略］ （国際協力排出削減量の取得等） **第四十二条の二**　法第五十八条第七項第五号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、国際協力排出削減量を取得し、若しくは譲渡することを内容とする契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う業務とする。 （国際協力排出削減量の取得等） **第四十三条の二**　［略］	ロ　算定割当量及びその対価の授受を約する売買取引であつて、当該売買取引に係る算定割当量を決済の終了後に保有することとならないもの 三　［同上］ ［7～12　同上］ （算定割当量の取得等） **第四十二条の二**　法第五十八条第七項第五号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、算定割当量を取得し、若しくは譲渡することを内容とする契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う業務とする。 （算定割当量の取得等） **第四十三条の二**　［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この命令は、令和八年一月一日から施行する。

○内閣府農林水産省令第八号

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第五十六号）の一部の施行に伴い、並びに農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第六項第十三号及び第七項第七号、水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十七条の十四第一項第二号（同法第九十六条第一項において準用する場合を含む。）及び第八十七条の二第二項第二号（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）並びに農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第五十四条第四項第十六号及び第七項第五号並びに第五十七条第二項の規定に基づき、農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令を次のように定める。

令和七年十二月十五日

内閣総理大臣　高市　早苗
農林水産大臣　鈴木　憲和

農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令

（農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令の一部改正）

第一条　農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（平成五年大蔵省農林水産省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のように改める。

改正後	改正前
（金融等デリバティブ取引） **第一条の三**　法第十条第六項第十三号の類似する取引であつて主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一　（略）	（金融等デリバティブ取引） **第一条の三**　法第十条第六項第十三号の類似する取引であつて主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一　（略）

二　当事者が数量を定めた国際協力排出削減量（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二条第八項に規定する国際協力排出削減量その他これに類似するものをいう。以下同じ。）について当該当事者間で取り決めた国際協力排出削減量の相場に基づき金銭の支払を相互に約する取引その他これに類似する取引（次に掲げる取引に限る。）

イ　（略）

ロ　国際協力排出削減量及びその対価の授受を約する売買取引であって、当該売買取引に係る国際協力排出削減量を決済の終了後に保有することとならないもの

三　（略）

2・3　（略）

（国際協力排出削減量の取得等）

第二条　法第十条第七項第七号の主務省令で定めるものは、国際協力排出削減量を取得し、若しくは譲渡することを内容とする契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う事業とする。

（漁業協同組合等の信用事業等に関する命令の一部改正）

第二条　漁業協同組合等の信用事業等に関する命令（平成五年大蔵農林水産省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のように改める。

改正後	改正前
（組合又は連合会の子会社の範囲等）	（組合又は連合会の子会社の範囲等）
第二十六条　（略）	**第二十六条**　（略）
2　（略）	2　（略）
3　法第十七条の十四第二項第一号及び第二号に掲げる組合についての同条第一項第二号（法第九十六条第一項において準用する場合を含む。）の主務省令で定めるものは、次に掲げる業務（法第十七条の十四第二項第二号に掲げる組合にあっては、第四号の四から第四号の七までに掲げる業務に該当するものを除く。）とする。	3　法第十七条の十四第二項第一号及び第二号に掲げる組合についての同条第一項第二号（法第九十六条第一項において準用する場合を含む。）の主務省令で定めるものは、次に掲げる業務（法第十七条の十四第二項第二号に掲げる組合にあっては、第四号の四から第四号の七までに掲げる業務に該当するものを除く。）とする。
一～十三　（略）	一～十三　（略）
十三の二　国際協力排出削減量（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二条第八項に規定する国際協力排出削減量その他これに類似するものをいう。次号並びに次項第十七号の四及び第十七号の五において同じ。）の取得若しくは譲渡に関する契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う業務	十三の二　算定割当量（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二条第七項に規定する算定割当量その他これに類似するものをいう。次号並びに次項第十七号の四及び第十七号の五において同じ。）の取得若しくは譲渡に関する契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う業務
十三の三　次に掲げる取引又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う業務	十三の三　次に掲げる取引又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う業務
イ　当事者が数量を定めた国際協力排出削減量について当該当事者間で取り決めた国際協力排出削減量の相場に基づき金銭の支払を相互に約する取引その他これに類似する取引	イ　当事者が数量を定めた算定割当量について当該当事者間で取り決めた算定割当量の相場に基づき金銭の支払を相互に約する取引その他これに類似する取引
ロ　（略）	ロ　（略）
十三の四～十五　（略）	十三の四～十五　（略）
4　法第八十七条の二第二項第二号（法第百条第一項において準用する場合を含む。）の主務省令で定めるものは、次に掲げる業務とする（組合のために行う場合を含む。）。	4　法第八十七条の二第二項第二号（法第百条第一項において準用する場合を含む。）の主務省令で定めるものは、次に掲げる業務とする（組合のために行う場合を含む。）。
一～十七の三　（略）	一～十七の三　（略）
十七の四　国際協力排出削減量の取得若しくは譲渡に関する契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う業務	十七の四　算定割当量の取得若しくは譲渡に関する契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う業務
十七の五　次に掲げる取引又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う業務	十七の五　次に掲げる取引又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う業務
イ　当事者が数量を定めた国際協力排出削減量について当該当事者間で取り決めた国際協力排出削減量の相場に基づき金銭の支払を相互に約する取引その他これに類似する取引	イ　当事者が数量を定めた算定割当量について当該当事者間で取り決めた算定割当量の相場に基づき金銭の支払を相互に約する取引その他これに類似する取引
ロ　（略）	ロ　（略）
十七の六～二十八　（略）	十七の六～二十八　（略）
5　（略）	5　（略）

（農林中央金庫法施行規則の一部改正）

第三条　農林中央金庫法施行規則（平成十三年内閣府農林水産省令第十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のように改める。

改正後	改正前
（付随業務） **第五十八条**　（略） 2～4　（略） 5　法第五十四条第四項第十六号の類似する取引であって主務省令で定めるものは、次に掲げる取引とする。 一　（略） 二　当事者が数量を定めた国際協力排出削減量（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二条第八項に規定する国際協力排出削減量その他これに類似するものをいう。以下同じ。）について当該当事者間で取り決めた国際協力排出削減量の相場に基づき金銭の支払を相互に約する取引その他これに類似する取引（次に掲げる取引に限る。） イ　（略） ロ　国際協力排出削減量及びその対価の授受を約する売買取引であって、当該売買取引に係る国際協力排出削減量を決済の終了後に保有することとならないもの 三　（略） 6～10　（略） （国際協力排出削減量の取得等） **第五十八条の二**　法第五十四条第七項第五号の主務省令で定めるものは、国際協力排出削減量を取得し、若しくは譲渡することを内容とする契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う業務とする。 （特定取引勘定） **第六十五条**　（略） 2　前項の特定取引とは、農林中央金庫が金利、通貨の価格、金融商品市場（金融商品取引法第二条第十四項に規定する金融商品市場をいう。以下同じ。）における相場その他の指標（第五項において「指標」という。）に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る目的又は当該利益を得ようとすることにより生じ得る損失を減少させる目的で自己の計算において行う市場デリバティブ取引及び外国市場デリバティブ取引のうち有価証券関連デリバティブ取引に該当するもの以外のもの並びに次に掲げる取引とする。 一～十六　（略） 十七　法第五十四条第七項第五号に掲げる業務に係る国際協力排出削減量の取得又は譲渡 十八　（略） 3～5　（略）	（付随業務） **第五十八条**　（略） 2～4　（略） 5　法第五十四条第四項第十六号の類似する取引であって主務省令で定めるものは、次に掲げる取引とする。 一　（略） 二　当事者が数量を定めた算定割当量（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二条第七項に規定する算定割当量その他これに類似するものをいう。以下同じ。）について当該当事者間で取り決めた算定割当量の相場に基づき金銭の支払を相互に約する取引その他これに類似する取引（次に掲げる取引に限る。） イ　（略） ロ　算定割当量及びその対価の授受を約する売買取引であって、当該売買取引に係る算定割当量を決済の終了後に保有することとならないもの 三　（略） 6～10　（略） （算定割当量の取得等） **第五十八条の二**　法第五十四条第七項第五号の主務省令で定めるものは、算定割当量を取得し、若しくは譲渡することを内容とする契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う業務とする。 （特定取引勘定） **第六十五条**　（略） 2　前項の特定取引とは、農林中央金庫が金利、通貨の価格、金融商品市場（金融商品取引法第二条第十四項に規定する金融商品市場をいう。以下同じ。）における相場その他の指標（第五項において「指標」という。）に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る目的又は当該利益を得ようとすることにより生じ得る損失を減少させる目的で自己の計算において行う市場デリバティブ取引及び外国市場デリバティブ取引のうち有価証券関連デリバティブ取引に該当するもの以外のもの並びに次に掲げる取引とする。 一～十六　（略） 十七　法第五十四条第七項第五号に掲げる業務に係る算定割当量の取得又は譲渡 十八　（略） 3～5　（略）

附　則

この命令は、地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和八年一月一日）から施行する。

省令

○農林水産省令第五十四号

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第五十六号）の施行に伴い、並びに農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十一条の六十四第一項二号及び第十一条の六十八第二項第二号の規定に基づき、農業協同組合法施行規則（平成十七年農林水産省令第二十七号）の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年十二月十五日

農林水産大臣　鈴木　憲和

農業協同組合法施行規則の一部を改正する省令

農業協同組合法施行規則（平成十七年農林水産省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（法第十条第一項第三号又は第十号の事業を行う農業協同組合の子会社の範囲等） **第六十一条**　（略） 2・3　（略） 4　法第十一条の六十四第二項第一号に掲げる農業協同組合についての同条第一項第二号の農林水産省令で定める業務は、次に掲げる業務とする。 一～十八　（略）	（法第十条第一項第三号又は第十号の事業を行う農業協同組合の子会社の範囲等） **第六十一条**　（略） 2・3　（略） 4　法第十一条の六十四第二項第一号に掲げる農業協同組合についての同条第一項第二号の農林水産省令で定める業務は、次に掲げる業務とする。 一～十八　（略）

十八の二　国際協力排出削減量（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二条第八項に規定する国際協力排出削減量その他これに類似するものをいう。以下同じ。）の取得若しくは譲渡に関する契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う業務	十八の二　算定割当量（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二条第七項に規定する算定割当量その他これに類似するものをいう。以下同じ。）の取得若しくは譲渡に関する契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う業務
十八の三～二十　（略）	十八の三～二十　（略）
5・6　（略）	5・6　（略）
（法第十条第一項第十号の事業を行う農業協同組合連合会の子会社の範囲等）	（法第十条第一項第十号の事業を行う農業協同組合連合会の子会社の範囲等）
第六十七条　（略）	**第六十七条**　（略）
2　法第十一条の六十八第二項第二号の農林水産省令で定める業務は、次に掲げる業務（農業協同組合のために行うものを含む。）とする。	2　法第十一条の六十八第二項第二号の農林水産省令で定める業務は、次に掲げる業務（農業協同組合のために行うものを含む。）とする。
一～二十四　（略）	一～二十四　（略）

○国土交通省令第百二十号

内航海運業法（昭和二十七年法律第百五十一号）第十一条第二項、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第四十七条第一項（同法第五十五条の二第三項において準用する場合を含む。）、第百条第二項第二号及び第百九条第四項、鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第十八条の三第二項（同法第三十八条及び軌道法（大正十年法律第七十六号）第二十六条において準用する場合を含む。）、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第十六条第二項並びに民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律（平成二十五年法律第六十七号）第十六条に基づき、内航海運業法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年十二月十五日

国土交通大臣　金子　恭之

内航海運業法施行規則等の一部を改正する省令

（内航海運業法施行規則の一部改正）

第一条　内航海運業法施行規則（昭和二十七年運輸省令第四十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを加える。

改正後	改正前
（安全管理規程の内容）	（安全管理規程の内容）
第十三条　（略）	**第十三条**　（略）
2　その機能が停止し、又は低下した場合に国民生活又は経済活動に重大な影響を及ぼすおそれが生ずる内航運送をする内航海運業者であつて電子計算機（その機能が停止し、又は低下した場合に輸送の安全の確保に著しく支障を及ぼすおそれが生ずるものに限る。）を使用する者として国土交通大臣が定める者にあつては、前項各号に掲げるもののほか、当該電子計算機に係るサイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。）の確保に関する事項を記載しなければならない。	（新設）

（航空法施行規則の一部改正）

第二条　航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（空港等の機能の確保に関する基準）	（空港等の機能の確保に関する基準）
第九十二条　法第四十七条第一項（法第五十五条の二第三項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める空港等の機能の確保に関する基準は、次のとおりとする。	**第九十二条**　法第四十七条第一項（法第五十五条の二第三項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める空港等の機能の確保に関する基準は、次のとおりとする。
一～二十　（略）	一～二十　（略）

二十四の二　国際協力排出削減量の取得若しくは譲渡に関する契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う業務	二十四の二　算定割当量の取得若しくは譲渡に関する契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う業務
二十四の三　次に掲げる取引又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う業務	二十四の三　次に掲げる取引又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う業務
イ　当事者が数量を定めた国際協力排出削減量について当該当事者間で取り決めた国際協力排出削減量の相場に基づき金銭の支払を相互に約する取引その他これに類似する取引	イ　当事者が数量を定めた算定割当量について当該当事者間で取り決めた算定割当量の相場に基づき金銭の支払を相互に約する取引その他これに類似する取引
ロ　（略）	ロ　（略）
二十五～二十七　（略）	二十五～二十七　（略）

附　則

この省令は、地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和八年一月一日）から施行する。

二十一　空港にあつては、電子計算機（その機能が停止し、又は低下した場合に当該空港の機能の確保に著しく支障を及ぼすおそれが生ずるものに限る。）に係るサイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。第二百十条第一項第十一号及び第二百二十条の二第三項第五号において同じ。）の確保に必要な措置を講ずること。

二十二　（略）

（事業の許可）

第二百十条　法第百条第二項第二号の事業計画に記載する事項は、次に掲げる事項とする。

一～十　（略）

十一　その機能が停止し、又は低下した場合に国民生活又は経済活動に重大な影響を及ぼすおそれが生ずる者であつて電子計算機（その機能が停止し、又は低下した場合に航空運送事業の遂行に著しく支障を及ぼすおそれが生ずるものに限る。）を使用する者として国土交通大臣が定める要件に該当する者にあつては、当該電子計算機に係るサイバーセキュリティの確保に関する事項

2・3　（略）

第二百二十条の二　法第百九条第三項の国土交通省令で定める事業計画の変更は、第二百十条第一項第一号、第三号（特定の空港等の使用を廃止する場合に限る。）、第四号及び第六号に掲げる事項の変更とする。

2　（略）

3　法第百九条第四項の国土交通省令で定める事業計画の変更は、次のとおりとする。

一～四　（略）

五　第二百十条第一項第十一号に掲げる事項のうちサイバーセキュリティの確保に影響を及ぼすおそれがないと国土交通大臣が認める事項の変更

六・七　（略）

4　（略）

（鉄道事業法施行規則の一部改正）

第三条　鉄道事業法施行規則（昭和六十二年運輸省令第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを加える。

改正後	改正前
（安全管理規程の内容） **第三十六条の三**　（略） 2　その機能が停止し、又は低下した場合に国民生活又は経済活動に重大な影響を及ぼすおそれが生ずる鉄道事業者であつて電子計算機（その機能が停止し、又は低下した場合に輸送の安全の確保に著しく支障を及ぼすおそれが生ずるものに限る。）を使用する者として国土交通大臣が定める者にあつては、前項各号に掲げるもののほか、当該電子計算機に係るサイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。）の確保に関する事項を記載しなければならない。	（新設） 二十一　（略） （事業の許可） **第二百十条**　法第百条第二項第二号の事業計画に記載する事項は、次に掲げる事項とする。 一～十　（略） （新設） 2・3　（略） **第二百二十条の二**　法第百九条第三項の国土交通省令で定める事業計画の変更は、第二百十条第一項第一号、第三号（特定の空港等の使用を廃止する場合に限る。）、第四号及び第六号に掲げる事項の変更とする。 2　（略） 3　法第百九条第四項の国土交通省令で定める事業計画の変更は、次のとおりとする。 一～四　（略） （新設） 五・六　（略） 4　（略） （安全管理規程の内容） **第三十六条の三**　（略） （新設）

（貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部改正）

第四条　貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成二年運輸省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを加える。

改正後	改正前
（安全管理規程の基準） **第二条の五**　（略） ２　その機能が停止し、又は低下した場合に国民生活又は経済活動に重大な影響を及ぼすおそれが生ずる貨物自動車運送事業者であって電子計算機（その機能が停止し、又は低下した場合に輸送の安全の確保に著しく支障を及ぼすおそれが生ずるものに限る。）を使用する者として国土交通大臣が定める者にあっては、前項各号に掲げるもののほか、当該電子計算機に係るサイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。）の確保に関する事項を記載しなければならない。	（安全管理規程の基準） **第二条の五**　（略） （新設）

（民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律施行規則の一部改正）

第五条　民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律施行規則（平成二十五年国土交通省令第六十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
附　則 （共用空港特定運営事業に係る航空法施行規則の特例等） **第三条**　（略） ２　法附則第六条第二項において準用する航空法第四十七条第一項の規定による空港等及び航空保安施設の機能の確保に関する基準については、航空法施行規則第九十二条（第四号、第十一号及び第十六号を除く。）、第百八条及び第百二十六条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「法第四十七条第一項（法第五十五条の二第三項において準用する場合を含む。）」とあるのは「法第四十七条第一項」と、同令第九十二条の見出し、同条第一号、第二号、第九号、第十号及び第十三号（イ、ホ及びヘに限る。）中「空港等」とあるのは「民間航空専用施設」と、同条中「空港等の機能の確保に関する基準は」とあるのは「民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律（平成二十五年法律第六十七号）附則第二条第一項第一号に規定する民間航空専用施設（以下「民間航空専用施設」という。）の機能の確保に関する基準は」と、同条第一号中「第一項第二号に掲げるものを除く。」とあるのは「第一項第一号、第二号及び第八号から第十三号まで掲げるものを除き、かつ、民間航空専用施設に係るものに限る。」と、同条第七号及び第八号中「その他の空港」とあるのは「その他の民間航空専用施設」と、同条第七号中「空港にあつては、法第百三十二条の八十五第一項（第一号に係る部分に限る。）」とあるのは「法第百三十二条の八十五第一項（第一号に係る部分に限る。）」と、同条第十四号及び第十五号中「空港にあつては、国土交通大臣」とあるのは「国土交通大臣」と、「空港において」とあるのは「共用空港において」と、同条第十七号中「空港にあつては、滑走路、誘導路、エプロンその他の」とあるのは「民間航空専用施設のうち、」と、「空港機能管理規程」とあるのは「民間航空専用施設機能管理規程」と、「空港の施設」とあるのは「民間航空専用施設」と、「滑走路への」とあるのは「エプロンへの」と、「空港の安全」とあるのは「民間航空専用施設の安全」と、同条第十八号中「空港にあつては、事故等」とあるのは「事故等」と、「空港の設置者」とあるのは「民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律附則第五条に規定する共用空港運営権者（以下「共用空港運営権者」という。）」と、同条第十九	**附　則** （共用空港特定運営事業に係る航空法施行規則の特例等） **第三条**　（略） ２　法附則第六条第二項において準用する航空法第四十七条第一項の規定による空港等及び航空保安施設の機能の確保に関する基準については、航空法施行規則第九十二条（第四号、第十一号及び第十六号を除く。）、第百八条及び第百二十六条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「法第四十七条第一項（法第五十五条の二第三項において準用する場合を含む。）」とあるのは「法第四十七条第一項」と、同令第九十二条の見出し、同条第一号、第二号、第九号、第十号及び第十三号（イ、ホ及びヘに限る。）中「空港等」とあるのは「民間航空専用施設」と、同条中「空港等の機能の確保に関する基準は」とあるのは「民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律（平成二十五年法律第六十七号）附則第二条第一項第一号に規定する民間航空専用施設（以下「民間航空専用施設」という。）の機能の確保に関する基準は」と、同条第一号中「第一項第二号に掲げるものを除く。」とあるのは「第一項第一号、第二号及び第八号から第十三号まで掲げるものを除き、かつ、民間航空専用施設に係るものに限る。」と、同条第七号及び第八号中「その他の空港」とあるのは「その他の民間航空専用施設」と、同条第七号中「空港にあつては、法第百三十二条の八十五第一項（第一号に係る部分に限る。）」とあるのは「法第百三十二条の八十五第一項（第一号に係る部分に限る。）」と、同条第十四号及び第十五号中「空港にあつては、国土交通大臣」とあるのは「国土交通大臣」と、「空港において」とあるのは「共用空港において」と、同条第十七号中「空港にあつては、滑走路、誘導路、エプロンその他の」とあるのは「民間航空専用施設のうち、」と、「空港機能管理規程」とあるのは「民間航空専用施設機能管理規程」と、「空港の施設」とあるのは「民間航空専用施設」と、「滑走路への」とあるのは「エプロンへの」と、「空港の安全」とあるのは「民間航空専用施設の安全」と、同条第十八号中「空港にあつては、事故等」とあるのは「事故等」と、「空港の設置者」とあるのは「民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律附則第五条に規定する共用空港運営権者（以下「共用空港運営権者」という。）」と、同条第十九

号及び第二十号中「空港にあつては、空港」とあるのは「民間航空専用施設」と、同条第二十号中「空港の設置者」とあるのは「国土交通大臣、共用空港運営権者」と、同条第二十一号中「空港にあつては、電子計算機」とあるのは「電子計算機」と、「当該空港」とあるのは「民間航空専用施設」と、同条第二十二号中「空港にあつては、前各号」とあるのは「前各号」と、「空港の」とあるのは「民間航空専用施設の」と、同令第百八条の見出し、同条第二号及び第四号から第八号までの規定中「航空保安無線施設」とあるのは「共用空港航空保安無線施設」と、同条中「航空保安無線施設の機能の確保に関する基準は」とあるのは「共用空港航空保安無線施設（民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律附則第二条第一項第三号イに規定する共用空港航空保安施設（以下「共用空港航空保安施設」という。）のうち航空保安無線施設をいう。以下この条において同じ。）の機能の確保に関する基準は」と、同条第九号中「航空保安無線施設の管理者は、当該施設」とあるのは「共用空港運営権者は、共用空港航空保安無線施設」と、同令第百二十六条の見出し、同条第二号、第四号から第七号までの規定、第八号イ及び第九号中「航空灯火」とあるのは「共用空港航空灯火（共用空港航空保安施設のうち航空灯火をいう。以下この条において同じ。）の機能の確保に関する基準は」とあるのは「共用空港航空灯火（共用空港航空保安施設のうち航空灯火の管理者は、当該灯火」とあるのは「共用空港運営権者は、共用空港航空灯火」と、同条第八号中「航空灯火の管理者は、当該灯火」とあるのは「共用空港航空灯火」と、同条第十一号中「飛行場灯火」とあるのは「共用空港航空灯火のうち飛行場灯火」と読み替えるものとする。

3～15　（略）

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和八年四月一日から施行する。ただし、次条から附則第五条までの規定は、公布の日から施行する。

（内航海運業法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条　この省令の施行の際現に内航海運業を営む者は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、第一条の規定による改正後の内航海運業法施行規則の規定の例による安全管理規程の変更の届出をすることができる。この場合において、当該届出は、第一条の規定による改正後の内航海運業法施行規則の相当する規定により施行日に行われたものとみなす。

（航空法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第三条　この省令の施行の際現に存する空港の設置者、国管理空港運営権者（民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律（以下この項において「民活空港法」という。）第四条第二項に規定する国管理空港運営権者をいう。）、地方管理空港運営権者（民活空港法第十一条第二項に規定する地方管理空港運営権者をいう。）、特定地方管理空港運営者（民活空港法附則第十六条第二項第三号に規定する特定地方管理空港運営者をいう。）又は空港運営権者（関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律（平成二十三年法律第五十四号。以下この項において「設置管理法」という。）第二十九条第二項に規定する空港運営権者をいう。）は、施行日前においても、第二条の規定による改正後の航空法施行規則（民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律施行規則第一条第二項において読み替えて準用する場合並びに同令第四条第一項及び附則第七条第一項において読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の例による空港等の機能の確保に関する基準に従って航空法第四十七条の二の規定（民活空港法第七条第二項の規定により読み替えて準用する場合並びに同法第十二条第一項及び附則第十七条第一項並びに設置管理法第三十一条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に基づく空港機能管理規程の変更の届出をすることができる。この場合において、当該届出は、第二条の規定による改正後の航空法施行規則の相当する規定により施行日に行われたものとみなす。

2　この省令の施行の際現に航空法第百条第一項の許可を受けている者は、第二条の規定による改正後の航空法施行規則第二百十条第一項第十一号の規定により新たに事業計画に記載すべき事項となった事項について、令和八年六月三十日までに、同法第百九条第一項の規定に基づく変更の認可を受けなければならない。

3　前項の規定により、令和八年六月三十日までに、航空法第百九条第一項の規定に基づく変更の認可を受ける日までの間は、なお従前の例により航空運送事業を経営することができる。

（鉄道事業法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第四条　この省令の施行の際現に鉄道事業又は軌道事業を営む者は、施行日前においても、第三条の規定による改正後の鉄道事業法施行規則の規定（軌道法施行規則（大正十二年内務鉄道省令）において準用する場合を含む。）の例による安全管理規程の変更の届出をすることができる。この場合において、当該届出は、第三条の規定による改正後の鉄道事業法施行規則の相当する規定により施行日に行われたものとみなす。

（貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部改正に伴う経過措置）

第五条　この省令の施行の際現に貨物自動車運送事業を営む者は、施行日前においても、第四条の規定による改正後の貨物自動車運送事業輸送安全規則の規定の例による安全管理規程の変更の届出をすることができる。この場合において、当該届出は、第四条の規定による改正後の貨物自動車運送事業輸送安全規則の相当する規定により施行日に行われたものとみなす。

号及び第二十号中「空港にあつては、空港」とあるのは「民間航空専用施設」と、同条第二十号中「空港の設置者」とあるのは「国土交通大臣、共用空港運営権者」と、同条第二十一号中「空港にあつては、前各号」とあるのは「前各号」と、「空港の」とあるのは「民間航空専用施設の」と、同令第百八条の見出し、同条第二号及び第四号から第八号までの規定中「航空保安無線施設」とあるのは「共用空港航空保安無線施設」と、同条中「航空保安無線施設の機能の確保に関する基準は」とあるのは「共用空港航空保安無線施設（民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律附則第二条第一項第三号イに規定する共用空港航空保安施設（以下「共用空港航空保安施設」という。）のうち航空保安無線施設をいう。以下この条において同じ。）の機能の確保に関する基準は」と、同条第九号中「航空保安無線施設」とあるのは「共用空港運営権者は、共用空港航空保安無線施設」と、同令第百二十六条の見出し、同条第二号、第四号から第七号までの規定、第八号イ及び第九号中「航空灯火」とあるのは「共用空港航空灯火」と、同条中「航空灯火の機能の確保に関する基準は」とあるのは「共用空港航空灯火（共用空港航空保安施設のうち航空灯火をいう。以下この条において同じ。）の機能の確保に関する基準は」と、同条第八号中「航空灯火の管理者は、当該灯火」とあるのは「共用空港運営権者は、共用空港航空灯火」と、同条第十号中「航空灯台」とあるのは「共用空港航空灯火のうち航空灯台」と、同条第十一号中「飛行場灯火」とあるのは「共用空港航空灯火のうち飛行場灯火」と読み替えるものとする。

3～15　（略）

その他告示

○内閣官房、内閣法制局、内閣府、デジタル庁、復興庁告示第一号

内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第六十七条第二項、デジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）第十八条第二項、復興庁設置法（平成二十三年法律第百二十五号）第二十条第二項及び国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第二十五条第二項の規定に基づき、令和七年十月一日現在の行政機関の組織を次のとおり告示する。

令和七年十二月十五日

内閣総理大臣　高市　早苗

Ⅰ内閣府
内閣総理大臣
内閣官房長官
内閣府特命担当大臣
内閣官房副長官３
内閣府副大臣３（復興副大臣の職を兼ねる副大臣を除く。このほか、デジタル庁又は他省の副大臣の職を占める者をもって充てられる副大臣を置くことができる。）
内閣府大臣政務官３（このほか、デジタル庁又は他省の大臣政務官の職を占める者をもって充てられる大臣政務官を置くことができる。）
事務次官

１本府
内閣府審議官２
防災監

Ａ内部部局
大臣官房［官房長、政策立案総括審議官、公文書監理官、サイバーセキュリティ・情報化審議官、審議官18(併任の者を除く。うち２は内閣総理大臣が特に必要と認める場合に置かれる。)、参事官９（併任の者を除く。うち３は内閣総理大臣が特に必要と認める場合に置かれる。)、総務課、人事課、会計課、企画調整課、政策評価広報課、公文書管理課、政府広報室、厚生管理官］
政策統括官10［参事官34(併任の者を除く。)］
独立公文書管理監［参事官２（併任の者を除く。)］
賞勲局［総務課、審査官３］
男女共同参画局［総務課、推進課、男女間暴力対策課］
沖縄振興局［総務課、参事官４］

Ｂ重要政策に関する会議
経済財政諮問会議
総合科学技術・イノベーション会議
国家戦略特別区域諮問会議
中央防災会議
男女共同参画会議

Ｃ審議会等
宇宙政策委員会
民間資金等活用事業推進委員会
日本医療研究開発機構審議会
食品安全委員会
事務局
土地等利用状況審議会
休眠預金等活用審議会
公文書管理委員会
障害者政策委員会
原子力委員会
地方制度調査会
選挙制度審議会
衆議院議員選挙区画定審議会
国会等移転審議会
事務局
公益認定等委員会
事務局
再就職等監視委員会
事務局
退職手当審査会
新技術等効果評価委員会
消費者委員会
事務局
沖縄振興審議会
規制改革推進会議
税制調査会

Ｄ施設等機関
経済社会総合研究所
迎賓館

Ｅ特別の機関
地方創生推進事務局
知的財産戦略推進事務局
科学技術・イノベーション推進事務局
健康・医療戦略推進事務局
宇宙開発戦略推進事務局
北方対策本部
北方対策副本部長
総合海洋政策推進事務局
金融危機対応会議
民間資金等活用事業推進会議
孤独・孤立対策推進本部
高齢社会対策会議
中央交通安全対策会議
犯罪被害者等施策推進会議
消費者政策会議
国際平和協力本部
国際平和協力副本部長
事務局
日本学術会議
副会長３
第一部、第二部、第三部［それぞれに副部長及び幹事２を置く。］
幹事会
日本学術会議連携会員
事務局
官民人材交流センター
官民人材交流副センター長
食品ロス削減推進会議
原子力立地会議

Ｆ地方支分部局
沖縄総合事務局［事務所］
国有財産地方審議会
地方交通審議会
沖縄位置境界明確化審議会

２外局等
⑴宮内庁
宮内庁長官
宮内庁次長

Ａ内部部局
長官官房［審議官、宮務主管、皇室経済主管、皇室医務主管、参事官２、公文書監理官、秘書課、総務課、宮務課、主計課、用度課］
侍従職［侍従長、侍従次長、女官長、侍医長、侍従７、女官６、侍医３］
上皇職［上皇侍従長、上皇侍従次長、上皇女官長、上皇侍医長、上皇侍従６、上皇女官６、上皇侍医５］
皇嗣職［皇嗣職大夫、皇嗣職宮務官長、皇嗣職侍医長、皇嗣職宮務官10、皇嗣職侍医３］
式部職［式部官長、式部副長２、式部官３］
書陵部［図書課、編修課、陵墓課］
管理部［管理課、工務課、庭園課、大膳課、車馬課、宮殿管理官］

Ｂ施設等機関
正倉院事務所
御料牧場

Ｃ地方支分部局
京都事務所

⑵公正取引委員会
委員長
委員４

Ａ内部部局
事務総局
［事務総長、審判官３］
官房［総括審議官、デジタル・国際総括審議官、政策立案総括審議官、審議官２、公文書監理官、サイバーセキュリティ・情報化参事官、参事官２、総務課、人事課、国際課］
経済取引局［総務課、調整課、企業結合課］
取引部［取引企画課、企業取引課］
審査局［審査管理官２、管理企画課、審査長５、訟務官］
犯則審査部［特別審査長２］

Ｂ地方機関
地方事務所５［支所］
＜北海道、東北、中部、近畿中国四国、九州＞

⑶国家公安委員会
委員長（国務大臣）
委員５

特別の機関
警察庁
警察庁長官
次長

Ａ内部部局
長官官房［官房長、総括審議官、技術総括審議官、政策立案総括審議官、公文書監理官、審議官７、参事官８、首席監察官、総務課、企画課、技術企画課、人事課、会計課、犯罪被害者等施策推進課、通信基盤課、国家公安委員会会務官］
生活安全局［生活安全企画課、人身安全・少年課、保安課、生活経済対策管理官］
刑事局［刑事企画課、捜査第一課、捜査第二課、捜査支援分析管理官、犯罪鑑識官］
組織犯罪対策部［組織犯罪対策第一課、組織犯罪対策第二課、国際捜査管理官］
交通局［交通企画課、交通指導課、交通規制課、運転免許課］
警備局［警備企画課、公安課］
外事情報部［外事課、国際テロリズム対策課］
警備運用部［警備第一課、警備第二課、警備第三課］
サイバー警察局［サイバー企画課、サイバー捜査課、情報技術解析課］

Ｂ附属機関
警察大学校
科学警察研究所
皇宮警察本部
皇宮警察学校

Ｃ地方機関
管区警察局６
＜東北、関東、中部、近畿、中国四国、九州＞
管区警察学校６
警察支局１
東京都警察情報通信部
北海道警察情報通信部

⑷個人情報保護委員会
委員長
委員８

内部部局
事務局［次長、審議官２、政策立案参事官、公文書監理官、総務課、参事官４］

⑸カジノ管理委員会
委員長
委員４

内部部局
事務局［次長、監察官］
総務企画部［公文書監理官、総務課、企画課、依存対策課］
監督調査部［監督総括課、規制監督課、調査課、財務監督課］

⑹金融庁
金融庁長官
金融国際審議官
審判官５以内

Ａ内部部局
総合政策局［総括審議官、政策立案総括審議官、審議官６、公文書監理官、参事官13、秘書課、総務課、総合政策課、リスク分析総括課、検査監理官］
企画市場局［総務課、市場課、企業開示課］
監督局［総務課、銀行第一課、銀行第二課、保険課、証券課、資産運用課］

Ｂ審議会等
金融審議会
証券取引等監視委員会
事務局
自動車損害賠償責任保険審議会
公認会計士・監査審査会
事務局
金融機能強化審査会
企業会計審議会

⑺消費者庁
消費者庁長官
次長
政策立案総括審議官
食品衛生・技術審議官
審議官４
公文書監理官
参事官２

Ａ内部部局
［総務課、消費者政策課、消費者制度課、消費者教育推進課、地方協力課、消費者安全課、食品衛生基準審査課、取引対策課、表示対策課、食品表示課、参事官２］

Ｂ審議会等
食品衛生基準審議会
消費者安全調査委員会
消費者教育推進会議

⑻こども家庭庁
こども家庭庁長官

Ａ内部部局
長官官房［官房長、審議官３、公文書監理官、参事官、総務課、参事官］
成育局［総務課、保育政策課、成育基盤企画課、成育環境課、母子保健課、安全対策課、参事官］
支援局［総務課、虐待防止対策課、家庭福祉課、障害児支援課］

Ｂ審議会等
こども家庭審議会
旧優生保護法補償金等認定審査会

Ｃ施設等機関
国立児童自立支援施設２

Ｄ特別の機関
こども政策推進会議

Ⅱデジタル庁
内閣総理大臣
デジタル大臣
デジタル副大臣（このほか、他省の副大臣の職を占める者をもって充てられる副大臣を置くことができる。）
デジタル大臣政務官（このほか、他省の大臣政務官の職を占める者をもって充てられる大臣政務官を置くことができる。）
デジタル監
デジタル審議官

Ａ内部部局
統括官４［総括審議官、審議官５（併任の者を除く。）、公文書監理官、参事官21（併任の者を除く。）］

Ｂデジタル社会推進会議
デジタル社会推進会議

Ⅲ復興庁
内閣総理大臣
復興大臣
復興副大臣２（このほか、他の府省の副大臣の職を占める者をもって充てられる副大臣を置くことができる。）
復興大臣政務官（定数は定められていない。他の府省の大臣政務官の職を占める者をもって充てる。）
事務次官

Ａ内部部局
統括官２［審議官５、公文書監理官、参事官９（併任の者を除く。）］

Ｂ復興推進会議等
復興推進会議
復興推進委員会

Ｃ地方機関
復興局３
＜岩手、宮城、福島＞

Ⅳ総務省
総務大臣
総務副大臣２
総務大臣政務官３
事務次官

１本省
総務審議官３

Ａ内部部局
大臣官房［官房長、総括審議官３、政策立案総括審議官、公文書監理官、サイバーセキュリティ・情報化審議官、地域力創造審議官、審議官13、参事官９、秘書課、総務課、会計課、企画課、政策評価広報課］

行政管理局［企画調整課、調査法制課、管理官８］
行政評価局［総務課、企画課、政策評価課、行政相談企画課、評価監視官７、行政相談管理官］
自治行政局［行政課、住民制度課、市町村課、地域政策課、地域自立応援課、参事官］
公務員部［公務員課、福利課］
選挙部［選挙課、管理課、政治資金課］
自治財政局［財政課、調整課、交付税課、地方債課、公営企業課、財務調査課］
自治税務局［企画課、都道府県税課、市町村税課、固定資産税課］
国際戦略局［次長、国際戦略課、技術政策課、通信規格課、宇宙通信政策課、国際展開課、国際経済課、国際協力課、参事官］
情報流通行政局［総務課、情報通信政策課、情報流通振興課、情報通信作品振興課、地域通信振興課、放送政策課、放送技術課、放送業務課、放送施設整備促進課、参事官］
郵政行政部［企画課、郵便課、郵便局活用課］
総合通信基盤局［総務課］
電気通信事業部［事業政策課、料金サービス課、データ通信課、電気通信技術システム課、安全・信頼性対策課、基盤整備促進課、利用環境課］
電波部［電波政策課、基幹・衛星移動通信課、移動通信課、電波環境課］
統計局［総務課、事業所情報管理課、統計情報利用推進課、統計情報システム管理官］
統計調査部［調査企画課、国勢統計課、経済統計課、消費統計課］
政策統括官［統計企画管理官、統計審査官３、統計調整官、国際統計管理官、恩給管理官］
サイバーセキュリティ統括官［参事官２］

Ｂ審議会等
地方財政審議会
行政不服審査会
事務局
情報公開・個人情報保護審査会
事務局
官民競争入札等監理委員会
事務局
独立行政法人評価制度委員会
国地方係争処理委員会
電気通信紛争処理委員会
事務局
電波監理審議会
統計委員会
恩給審査会
政策評価審議会
情報通信審議会
情報通信行政・郵政行政審議会
国立研究開発法人審議会

Ｃ施設等機関
自治大学校
情報通信政策研究所
統計研究研修所

Ｄ特別の機関
中央選挙管理会
政治資金適正化委員会
事務局

Ｅ地方支分部局
管区行政評価局７
＜北海道、東北、関東、中部、近畿、中国四国、九州＞
行政評価事務所６
行政評価支局１
総合通信局10
＜北海道、東北、関東、信越、北陸、東海、近畿、中国、四国、九州＞
沖縄行政評価事務所
沖縄総合通信事務所

２外局
⑴公害等調整委員会
委員長
委員６

内部部局
事務局［次長、総務課、審査官９］

⑵消防庁
消防庁長官
次長
審議官

Ａ内部部局
［総務課、消防・救急課、予防課］
国民保護・防災部［防災課、参事官３］

Ｂ審議会等
消防審議会

Ｃ施設等機関
消防大学校

Ⅴ法務省
法務大臣
法務副大臣
法務大臣政務官
事務次官

１本省

Ａ内部部局
大臣官房［官房長、政策立案総括審議官、公文書監理官、サイバーセキュリティ・情報化審議官、審議官６、参事官８、秘書課、人事課、会計課、国際課、施設課、厚生管理官］
司法法制部［参事官２、司法法制課、審査監督課］
民事局［参事官７、総務課、民事第一課、民事第二課、商事課、民事法制管理官］
刑事局［参事官５、総務課、刑事課、公安課、刑事法制管理官、国際刑事管理官］
矯正局［参事官２、総務課、成人矯正課、少年矯正課、更生支援管理官、矯正医療管理官］
保護局［参事官、総務課、更生保護振興課、観察課］
人権擁護局［参事官、総務課、調査救済課、人権啓発課］
訟務局［参事官２、訟務企画課、民事訟務課、行政訟務課、租税訟務課、訟務支援課］

Ｂ審議会等
司法試験委員会
検察官適格審査会
中央更生保護審査会
日本司法支援センター評価委員会
法制審議会
検察官・公証人特別任用等審査会

Ｃ施設等機関
刑務所59
少年刑務所７
拘置所８
刑事施設視察委員会74
少年院36
少年院視察委員会36
少年鑑別所44
少年鑑別所視察委員会44
法務総合研究所
矯正研修所

Ｄ特別の機関
検察庁
最高検察庁
検事総長
次長検事
高等検察庁８［支部］
＜東京、大阪、名古屋、広島、福岡、仙台、札幌、高松＞
地方検察庁50［支部］
区検察庁438

Ｅ地方支分部局
矯正管区８
＜北海道、東北、関東、中部、近畿、中国、四国、九州＞
地方更生保護委員会８
＜北海道、東北、関東、中部、近畿、中国、四国、九州＞
法務局８［支局、出張所］
＜札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、広島、高松、福岡＞
地方法務局42［支局、出張所］
保護観察所50［支部］
保護司選考会50

２外局
⑴出入国在留管理庁
出入国在留管理庁長官
次長
公文書監理官
審議官２
参事官３

Ａ内部部局
［総務課、政策課］
出入国管理部［出入国管理課、審判課、警備課］
在留管理支援部［在留管理課、在留支援課、情報分析官］

Ｂ施設等機関
入国者収容所２

Ｃ地方支分部局
地方出入国在留管理局８［出張所］
＜札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、広島、高松、福岡＞
地方出入国在留管理局支局７［出張所］
入国者収容所等視察委員会２

⑵公安審査委員会
委員長
委員６
委員補佐３

内部部局
事務局

⑶公安調査庁
公安調査庁長官
次長

Ａ内部部局
総務部［公文書監理官、参事官、総務課、人事課］
調査第一部［第一課、第二課、公安調査管理官２］
調査第二部［第一課、第二課、公安調査管理官３］

Ｂ施設等機関
公安調査庁研修所

Ｃ地方支分部局
公安調査局８
＜北海道、東北、関東、中部、近畿、中国、四国、九州＞
公安調査事務所14

Ⅵ外務省
外務大臣
外務副大臣２
外務大臣政務官３
事務次官
外務審議官２
二千二十五年日本国際博覧会政府代表
二千二十七年国際園芸博覧会政府委員

Ａ内部部局
大臣官房［官房長、公文書監理官、監察査察官、儀典長、外務報道官、国際文化交流審議官、地球規模課題審議官、審議官16、政策立案参事官、サイバーセキュリティ・情報化参事官、参事官12、調査官、総務課、人事課、情報システム総括課、会計課、在外公館課、広報文化外交戦略課、報道課、文化交流・海外広報課、儀典総括官、要人往来支援総括官］
総合外交政策局［総務課、安全保障政策課、安全保障協力課、国連課、人権人道課、参事官４］
軍縮不拡散・科学部［軍備管理軍縮課、不拡散・科学原子力課］
アジア大洋州局［北東アジア第一課、北東アジア第二課、中国・モンゴル第一課、中国・モンゴル第二課、大洋州課］
南部アジア部［南東アジア第一課、南東アジア第二課、南西アジア課］
北米局［北米第一課、北米第二課、日米安全保障条約課］
中南米局［中米カリブ課、南米課］
欧州局［政策課、欧州第一課、欧州第二課、ロシア課、欧州経済戦略官］
中東アフリカ局［中東第一課、中東第二課］
アフリカ部［アフリカ第一課、アフリカ第二課］
経済局［総務課、経済外交戦略課、経済安全保障課、国際貿易課、経済連携課］
国際協力局［政策課、地球規模課題総括課、地球環境課、気候変動課、緊急・人道支援課、国別開発協力第一課、国別開発協力第二課、国別開発協力第三課、国際保健戦略官、開発協力総括官］
国際法局［国際法課、条約課、経済条約課、経済紛争処理課、社会条約官］
領事局［政策課、海外邦人緊急事態課、旅券課、外国人課］
国際情報統括官［国際情報官２］

Ｂ審議会等
外務人事審議会
海外交流審議会

Ｃ施設等機関
外務省研修所

Ｄ特別の機関
在外公館
大使館195
＜インド、インドネシア、カンボジア、シンガポール、スリランカ、タイ、大韓民国、中華人民共和国、ネパール、パキスタン、バングラデシュ、東ティモール、フィリピン、ブータン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、モルディブ、モンゴル、ラオス、オーストラリア、キリバス、クック、サモア、ソロモン、ツバル、トンガ、ナウル、ニウエ、ニュージーランド、バヌアツ、パプアニューギニア、パラオ、フィジー、マーシャル、ミクロネシア、アメリカ合衆国、カナダ、アルゼンチン、アンティグア・バーブーダ、ウルグアイ、エクアドル、エルサルバドル、ガイアナ、キューバ、グアテマラ、グレナダ、コスタリカ、コロンビア、ジャマイカ、スリナム、セントクリストファー・ネービス、セントビンセント、セントルシア、チリ、ドミニカ、ドミニカ共和国、トリニダード・トバゴ、ニカラグア、ハイチ、パナマ、バハマ、パラグアイ、バルバドス、ブラジル、ベネズエラ、ベリーズ、ペルー、ボリビア、ホンジュラス、メキシコ、アイスランド、アイルランド、アゼルバイジャン、アルバニア、アルメニア、アンドラ、イタリア、ウクライナ、ウズベキスタン、英国、エストニア、オーストリア、オランダ、カザフスタン、北マケドニア、キプロス、ギリシャ、キルギス、クロアチア、コソボ、サンマリノ、ジョージア、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、セルビア、タジキスタン、チェコ、デンマーク、ドイツ、トルクメニスタン、ノルウェー、バチカン、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベラルーシ、ベルギー、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポルトガル、マルタ、モナコ、モルドバ、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、リヒテンシュタイン、ルーマニア、ルクセンブルク、ロシア、アフガニスタン、アラブ首長国連邦、イエメン、イスラエル、イラク、イラン、オマーン、カタール、クウェート、サウジアラビア、シリア、トルコ、バーレーン、ヨルダン、レバノン、アルジェリア、アンゴラ、ウガンダ、エジプト、エスワティニ、エチオピア、エリトリア、ガーナ、カーボベルデ、ガボン、カメルーン、ガンビア、ギニア、ギニアビサウ、ケニア、コートジボワール、コモロ、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、サントメ・プリンシペ、ザンビア、シエラレオネ、ジブチ、ジンバブエ、スーダン、セーシェル、赤道ギニア、セネガル、ソマリア、タンザニア、チャド、中央アフリカ、チュニジア、トーゴ、ナイジェリア、ナミビア、ニジェール、ブルキナファソ、ブルンジ、ベナン、ボツワナ、マダガスカル、マラウイ、マリ、南アフリカ共和国、南スーダン、モーリシャス、モーリタニア、モザンビーク、モロッコ、リビア、リベリア、ルワンダ、レソト＞
総領事館67
＜コルカタ、チェンナイ、ベンガルール、ムンバイ、スラバヤ、デンパサール、メダン、チェンマイ、済州、釜山、広州、上海、重慶、瀋陽、青島、香港、カラチ、セブ、ダバオ、ダナン、ホーチミン、ペナン、シドニー、パース、ブリスベン、メルボルン、オークランド、アトランタ、サンフランシスコ、シアトル、シカゴ、デトロイト、デンバー、ナッシュビル、ニューヨーク、ハガッニャ、ヒューストン、ボストン、ホノルル、マイアミ、ロサンゼルス、カルガリー、トロント、バンクーバー、モントリオール、クリチバ、サンパウロ、マナウス、リオデジャネイロ、レシフェ、レオン、ミラノ、エディンバラ、バルセロナ、デュッセルドルフ、ハンブルク、フランクフルト、ミュンヘン、ストラスブール、マルセイユ、ウラジオストク、サンクトペテルブルク、ハバロフスク、ユジノサハリンスク、ドバイ、ジッダ、イスタンブール＞

政府代表部13
＜東南アジア諸国連合、国際連合、国際民間航空機関、在ローマ国際機関、在ウィーン国際機関、在ジュネーブ国際機関、軍縮会議、経済協力開発機構、国際連合教育科学文化機関、欧州連合、北大西洋条約機構、アフリカ連合、在ナイロビ国際機関＞

Ⅶ財務省
財務大臣
財務副大臣２
財務大臣政務官２
事務次官

１本省
財務官

Ａ内部部局
大臣官房［官房長、総括審議官、政策立案総括審議官、公文書監理官、サイバーセキュリティ・情報化審議官、審議官11、参事官９、秘書課、文書課、会計課、地方課、総合政策課、政策金融課、信用機構課、厚生管理官］
主計局［次長３、総務課、司計課、法規課、給与共済課、調査課、主計官11、主計監査官］
主税局［総務課、調査課、税制第一課、税制第二課、税制第三課、参事官２］
関税局［総務課、管理課、関税課、監視課、業務課、調査課］
理財局［次長２、総務課、国庫課、国債企画課、国債業務課、財政投融資総括課、国有財産企画課、国有財産調整課、国有財産業務課、管理課、計画官２］
国際局［次長、総務課、調査課、国際機構課、地域協力課、為替市場課、開発政策課、開発機関課］

Ｂ審議会等
財政制度等審議会
関税・外国為替等審議会
関税等不服審査会

Ｃ施設等機関
財務総合政策研究所
会計センター
関税中央分析所
税関研修所

Ｄ地方支分部局
財務局９［出張所］
＜北海道、東北、関東、北陸、東海、近畿、中国、四国、九州＞
国有財産地方審議会９
旧軍港市国有財産処理審議会（関東）
財務事務所40（うち２は支局に置かれる。）［出張所］
財務支局［出張所］
税関８［支署、出張所、監視署］
＜函館、東京、横浜、名古屋、大阪、神戸、門司、長崎＞
沖縄地区税関［支署、出張所、監視署］

２外局
国税庁
国税庁長官
次長

Ａ内部部局
長官官房［審議官２、参事官３、総務課、人事課、会計課、企画課、国際業務課、厚生管理官、首席国税庁監察官］
課税部［課税総括課、個人課税課、資産課税課、法人課税課、酒税課］
徴収部［管理運営課、徴収課］
調査査察部［調査課、査察課］

Ｂ審議会等
国税審議会

Ｃ施設等機関
税務大学校

Ｄ特別の機関
国税不服審判所［支部］

Ｅ地方支分部局
国税局11［税務署］
＜札幌、仙台、関東信越、東京、金沢、名古屋、大阪、広島、高松、福岡、熊本＞
土地評価審議会11
沖縄国税事務所［税務署］
土地評価審議会

Ⅷ文部科学省
文部科学大臣
文部科学副大臣２
文部科学大臣政務官２
事務次官

１本省
文部科学審議官２

Ａ内部部局
大臣官房［官房長、総括審議官、サイバーセキュリティ・政策立案総括審議官、公文書監理官、学習基盤審議官、審議官８、参事官３、人事課、総務課、会計課、政策課、国際課］
文教施設企画・防災部［技術参事官、施設企画課、施設助成課、計画課、参事官］
総合教育政策局［政策課、国際教育課、健康教育・食育課、生涯学習推進課、地域学習推進課、男女共同参画共生社会学習・安全課、日本語教育課、参事官］
初等中等教育局［初等中等教育企画課、財務課、教育職員政策課、教育課程課、児童生徒課、幼児教育課、特別支援教育課、学校情報基盤・教材課、教科書課、参事官］
高等教育局［高等教育企画課、大学振興課、専門教育課、医学教育課、学生支援課、国立大学法人支援課、参事官］
私学部［私学行政課、私学助成課、参事官］
科学技術・学術政策局［政策課、研究開発戦略課、国際研究開発政策課、人材政策課、産業連携・地域振興課、参事官］
研究振興局［振興企画課、基礎・基盤研究課、大学研究基盤整備課、学術研究推進課、ライフサイエンス課、参事官２］
研究開発局［開発企画課、地震火山防災研究課、海洋地球課、環境エネルギー課、宇宙開発利用課、原子力課、参事官］
国際統括官

Ｂ審議会等
科学技術・学術審議会
国立大学法人評価委員会
中央教育審議会
教科用図書検定調査審議会
大学設置・学校法人審議会
国立研究開発法人審議会
原子力損害賠償紛争審査会

Ｃ施設等機関
国立教育政策研究所
科学技術・学術政策研究所

Ｄ特別の機関
日本学士院
第一部
第二部
幹事
事務長
地震調査研究推進本部
政策委員会
地震調査委員会
火山調査研究推進本部
政策委員会
火山調査委員会
日本ユネスコ国内委員会
副会長２
運営小委員会
選考小委員会
専門小委員会

２外局
(1)スポーツ庁
スポーツ庁長官
次長
審議官

Ａ内部部局
［政策課、健康スポーツ課、地域スポーツ課、競技スポーツ課、参事官３］

Ｂ審議会等
スポーツ審議会

⑵文化庁
文化庁長官
次長２
文化財鑑査官
審議官２

Ａ内部部局
［政策課、企画調整課、文化経済・国際課、国語課、著作権課、文化資源活用課、文化財第一課、文化財第二課、宗務課、参事官４］

Ｂ審議会等
文化審議会
宗教法人審議会

Ｃ特別の機関
日本芸術院

Ⅸ厚生労働省
厚生労働大臣
厚生労働副大臣２
厚生労働大臣政務官２
事務次官

１本省
厚生労働審議官
医務技監

Ａ内部部局
大臣官房［官房長、総括審議官２、危機管理・医務技術総括審議官、政策立案総括審議官、公文書監理官、サイバーセキュリティ・情報化審議官、医薬産業振興・医療情報審議官、高齢・障害者雇用開発審議官、年金管理審議官、審議官13、参事官10、人事課、総務課、会計課、地方課、国際課、厚生科学課］
医政局［総務課、地域医療計画課、医療経営支援課、医事課、歯科保健課、看護課、医薬産業振興・医療情報企画課、研究開発政策課、参事官］
健康・生活衛生局［総務課、健康課、がん・疾病対策課、難病対策課、生活衛生課、食品監視安全課］
感染症対策部［企画・検疫課、感染症対策課、予防接種課］
医薬局［総務課、医薬品審査管理課、医療機器審査管理課、医薬安全対策課、監視指導・麻薬対策課、血液対策課］
労働基準局［総務課、労働条件政策課、監督課、労働関係法課、賃金課、労災管理課、労働保険徴収課、補償課、労災保険業務課］
安全衛生部［計画課、安全課、労働衛生課、化学物質対策課］
職業安定局［総務課、雇用政策課、雇用保険課、需給調整事業課、外国人雇用対策課、雇用開発企画課、高齢者雇用対策課、障害者雇用対策課、地域雇用対策課、労働市場センター業務室］
雇用環境・均等局［総務課、雇用機会均等課、有期・短時間労働課、職業生活両立課、在宅労働課、勤労者生活課］
社会・援護局［総務課、保護課、地域福祉課、福祉基盤課、援護企画課、援護・業務課、事業課］
障害保健福祉部［企画課、障害福祉課、精神・障害保健課］
老健局［総務課、介護保険計画課、高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課、老人保健課］
保険局［総務課、保険課、国民健康保険課、高齢者医療課、医療介護連携政策課、医療課、調査課］
年金局［総務課、年金課、国際年金課、資金運用課、企業年金・個人年金課、数理課、事業企画課、事業管理課］
人材開発統括官［参事官５］
政策統括官２［参事官５］

Ｂ審議会等
社会保障審議会
厚生科学審議会
労働政策審議会
医道審議会
薬事審議会
がん対策推進協議会
肝炎対策推進協議会
アレルギー疾患対策推進協議会
循環器病対策推進協議会
医薬品等行政評価・監視委員会
中央最低賃金審議会
労働保険審査会
過労死等防止対策推進協議会
特定石綿被害建設業務労働者等認定審査会
アルコール健康障害対策関係者会議
中央社会保険医療協議会
社会保険審査会
ハンセン病元患者家族補償金認定審査会
国立研究開発法人等審議会
疾病・障害認定審査会
援護審査会

Ｃ施設等機関
検疫所13
国立ハンセン病療養所13
国立医薬品食品衛生研究所
国立保健医療科学院
国立社会保障・人口問題研究所
国立障害者リハビリテーションセンター

Ｄ特別の機関
死因究明等推進本部
事務局
自殺総合対策会議
中央駐留軍関係離職者等対策協議会
事務局

Ｅ地方支分部局
地方厚生局７
＜北海道、東北、関東信越、東海北陸、近畿、中国四国、九州＞
地方厚生支局１
地方社会保険医療協議会８（うち１は支局に置かれる。）
地方年金記録訂正審議会７
地方麻薬取締支所１
都道府県労働局47［労働基準監督署、公共職業安定所［出張所］］
地方労働審議会47
地方最低賃金審議会47
紛争調整委員会47

２外局
中央労働委員会
会長
使用者委員15
労働者委員15
公益委員15（会長を含む。）

Ａ内部部局
事務局［審議官２、総務課、審査課、調整第一課、調整第二課、審査総括官３］

Ｂ地方機関
地方事務所１
＜西日本＞

Ⅹ農林水産省
農林水産大臣
農林水産副大臣２
農林水産大臣政務官２
事務次官

１本省
農林水産審議官

Ａ内部部局
大臣官房［官房長、総括審議官２、技術総括審議官、政策立案総括審議官、公文書監理官、サイバーセキュリティ・情報化審議官、輸出促進審議官、生産振興審議官、審議官９、参事官10、報道官、秘書課、文書課、予算課、政策課、広報評価課、地方課、環境バイオマス政策課］
新事業・食品産業部［新事業・食品産業政策課、食品流通課、食品製造課、外食・食文化課］
統計部［管理課、経営・構造統計課、生産流通消費統計課、統計企画管理官］
検査・監察部［調整・監察課、検査課］
消費・安全局［総務課、消費者行政・食育課、食品安全政策課、農産安全管理課、畜水産安全管理課、植物防疫課、動物衛生課］
輸出・国際局［総務課、輸出企画課、輸出支援課、国際地域課、国際経済課、知的財産課、参事官］
農産局［総務課、穀物課、園芸作物課、地域作物課］
農産政策部［企画課、貿易業務課、技術普及課、農業環境対策課］
畜産局［総務課、企画課、畜産振興課、飼料課、牛乳乳製品課、食肉鶏卵課、競馬監督課］
経営局［総務課、経営政策課、農地政策課、就農・女性課、協同組織課、金融調整課、保険課、保険監理官］
農村振興局［次長、総務課］
農村政策部［農村計画課、地域振興課、都市農村交流課、鳥獣対策・農村環境課］
整備部［設計課、土地改良企画課、水資源課、農地資源課、地域整備課、防災課］

Ｂ審議会等
農業資材審議会
食料・農業・農村政策審議会
獣医事審議会
農漁業保険審査会
日本農林規格調査会
国立研究開発法人審議会

Ｃ施設等機関
植物防疫所４
那覇植物防疫事務所
動物検疫所
動物医薬品検査所
農林水産研修所
農林水産政策研究所

Ｄ特別の機関
農林水産技術会議
事務局
食育推進会議
農林水産物・食品輸出本部
木材利用促進本部

Ｅ地方支分部局
地方農政局７［事務所［支所］、事業所［支所］］
＜東北、関東、北陸、東海、近畿、中国四国、九州＞
北海道農政事務所

２外局
⑴林野庁
林野庁長官
次長

Ａ内部部局
林政部［林政課、企画課、経営課、木材産業課、木材利用課］
森林整備部［計画課、森林利用課、整備課、治山課、研究指導課］
国有林野部［管理課、経営企画課、業務課］

Ｂ審議会等
林政審議会

Ｃ施設等機関
森林技術総合研修所

Ｄ地方支分部局
森林管理局７［森林管理署［支署］］
＜北海道、東北、関東、中部、近畿中国、四国、九州＞
国有林野管理審議会７

⑵水産庁
水産庁長官
次長

Ａ内部部局
漁政部［漁政課、企画課、水産経営課、加工流通課、漁業保険管理官］
資源管理部［審議官、参事官、管理調整課、国際課、漁業取締課、漁獲監理官］
増殖推進部［参事官、研究指導課、漁場資源課、栽培養殖課］
漁港漁場整備部［計画・海業政策課、事業課、防災漁村課］

Ｂ審議会等
水産政策審議会

Ｃ特別の機関
太平洋広域漁業調整委員会
日本海・九州西広域漁業調整委員会
瀬戸内海広域漁業調整委員会

Ｄ地方支分部局
漁業調整事務所６
＜北海道、仙台、新潟、境港、瀬戸内海、九州＞

Ⅺ経済産業省
経済産業大臣
経済産業副大臣２
経済産業大臣政務官２
事務次官

１本省
経済産業審議官

Ａ内部部局
大臣官房［官房長、総括審議官、政策立案総括審議官、公文書監理官、サイバーセキュリティ・情報化審議官、脱炭素成長型経済構造移行推進審議官、技術総括・保安審議官、商務・サービス審議官、原子力事故災害対処審議官、審議官17、参事官16、秘書課、総務課、会計課、業務改革課、保安政策課、電力安全課、製品安全課、化学物質管理課、参事官３、鉱山・火薬類監理官］
経済産業政策局［総務課、調査課、産業構造課、産業組織課、産業創造課、産業資金課、産業人材課、企業行動課、投資促進課、地域経済産業政策課、地域産業基盤整備課］
通商政策局［総務課、通商戦略課、貿易振興課、通商金融課、米州課、欧州課、中東アフリカ課、アジア大洋州課、北東アジア課］
国際経済部［経済連携課、参事官３］
貿易経済安全保障局［総務課、経済安全保障政策課］
貿易管理部［貿易管理課、貿易審査課、安全保障貿易管理課、安全保障貿易審査課］
イノベーション・環境局［総務課、イノベーション政策課、イノベーション創出新事業推進課、研究開発課、基準認証政策課、国際標準課、国際電気標準課、環境政策課、脱炭素成長型経済構造移行投資促進課、資源循環経済課］
製造産業局［総務課、鉱物課、金属課、素材産業課、生活製品課、産業機械課、自動車課、航空機武器産業課、宇宙産業課］
商務情報政策局［総務課、情報経済課、サイバーセキュリティ課、情報技術利用促進課、情報産業課、電池産業課、サービス政策課、文化創造産業課、ヘルスケア産業課、生物化学産業課、流通政策課、商取引・消費経済政策課］

Ｂ審議会等
産業構造審議会
消費経済審議会
日本産業標準調査会
計量行政審議会
中央鉱山保安協議会
電力・ガス取引監視等委員会
事務局
輸出入取引審議会
国立研究開発法人審議会
化学物質審議会

Ｃ施設等機関
経済産業研修所

Ｄ地方支分部局
経済産業局８［支局、通商事務所］
＜北海道、東北、関東、中部、近畿、中国、四国、九州＞
産業保安監督部５［支部、産業保安監督署］
＜北海道、関東東北、中部近畿、中国四国、九州＞
地方鉱山保安協議会６（うち１は那覇産業保安監督事務所に置かれる。）
那覇産業保安監督事務所

２外局
⑴資源エネルギー庁
資源エネルギー庁長官
次長

Ａ内部部局
長官官房［総務課、国際課］
省エネルギー・新エネルギー部［政策課、新エネルギーシステム課、省エネルギー課、新エネルギー課、水素・アンモニア課］
資源・燃料部［政策課、資源開発課、燃料供給基盤整備課、燃料環境適合利用推進課］
電力・ガス事業部［政策課、電力基盤整備課、原子力政策課、原子力立地・核燃料サイクル産業課、放射性廃棄物対策課］

Ｂ審議会等
総合資源エネルギー調査会
調達価格等算定委員会

⑵特許庁
特許庁長官
特許技監

Ａ内部部局
総務部［秘書課、総務課、会計課、企画調査課、普及支援課、国際政策課、国際協力課］

審査業務部［審査業務課、出願課、商標課、審査長４］
審査第一部［調整課、意匠課、審査長８］
審査第二部［審査長７］
審査第三部［審査長７］
審査第四部［審査長７］
審判部［審判課、審判長129］

Ｂ審議会等
工業所有権審議会

⑶中小企業庁
中小企業庁長官
次長

Ａ内部部局
長官官房［総務課］
事業環境部［企画課、金融課、財務課、取引課］
経営支援部［経営支援課、小規模企業振興課、商業課］

Ｂ審議会等
中小企業政策審議会

Ⅻ国土交通省
国土交通大臣
国土交通副大臣２
国土交通大臣政務官３
事務次官

１本省
技監
国土交通審議官３

Ａ内部部局
大臣官房［官房長、総括審議官２、技術総括審議官、政策立案総括審議官、公共交通政策審議官、土地政策審議官、危機管理・運輸安全政策審議官、海外プロジェクト審議官、上下水道審議官、公文書監理官、政策評価審議官、サイバーセキュリティ・情報化審議官、審議官24、技術審議官５、参事官25、技術参事官、人事課、総務課、広報課、会計課、福利厚生課、技術調査課、監察官、危機管理官、運輸安全監理官］
官庁営繕部［管理課、計画課、整備課、設備・環境課］
総合政策局［次長、総務課、政策課、社会資本整備政策課、共生社会政策課、環境政策課、海洋政策課、交通政策課、地域交通課、モビリティサービス推進課、公共事業企画調整課、技術政策課、国際政策課、海外プロジェクト推進課、情報政策課、行政情報化推進課］
国土政策局［総務課、総合計画課、地方政策課、地域振興課、離島振興課、計画官、特別地域振興官］
不動産・建設経済局［総務課、国際市場課、地理空間情報課、土地政策課、土地経済課、不動産業課、不動産市場整備課、建設業課、建設振興課］
都市局［総務課、都市環境課、国際・デジタル政策課、都市安全課、まちづくり推進課、都市計画課、市街地整備課、街路交通施設課、公園緑地・景観課、参事官］
水管理・国土保全局［次長、総務課、水政課、河川計画課、河川環境課、治水課、上下水道企画課、水道事業課、下水道事業課、防災課］
水資源部［水資源政策課、水資源計画課］
砂防部［砂防計画課、保全課］
道路局［次長、総務課、路政課、道路交通管理課、企画課、国道・技術課、環境安全・防災課、高速道路課、参事官２］
住宅局［総務課、住宅経済・法制課、住宅総合整備課、安心居住推進課、住宅生産課、建築指導課、市街地建築課、参事官３］
鉄道局［次長、総務課、幹線鉄道課、都市鉄道政策課、鉄道事業課、国際課、技術企画課、施設課、安全監理官］
物流・自動車局［次長、総務課、物流政策課、貨物流通事業課、安全政策課、技術・環境政策課、自動車情報課、旅客課、車両基準・国際課、審査・リコール課、自動車整備課］
海事局［次長、総務課、安全政策課、海洋・環境政策課、船員政策課、外航課、内航課、船舶産業課、検査測度課、海技課］
港湾局［総務課、港湾経済課、計画課、産業港湾課、技術企画課、海洋・環境課、海岸・防災課］
航空局［次長、総務課］
航空ネットワーク部［航空ネットワーク企画課、国際航空課、航空事業課、空港計画課、空港技術課、首都圏空港課、近畿圏・中部圏空港課］
安全部［安全政策課、無人航空機安全課、航空機安全課］
交通管制部［交通管制企画課、管制課、運用課、管制技術課］
北海道局［総務課、予算課、地政課、水政課、港政課、農林水産課、参事官］
政策統括官２［政策評価官］
国際統括官

Ｂ審議会等
国土審議会
社会資本整備審議会
交通政策審議会
運輸審議会
中央建設工事紛争審査会
中央建設業審議会
土地鑑定委員会
国土開発幹線自動車道建設会議
中央建築士審査会
奄美群島振興開発審議会
小笠原諸島振興開発審議会
国立研究開発法人審議会

Ｃ施設等機関
国土交通政策研究所
国土技術政策総合研究所
国土交通大学校
航空保安大学校

Ｄ特別の機関
国土地理院［支所］
小笠原総合事務所
自転車活用推進本部
海難審判所［地方海難審判所］

Ｅ地方支分部局
地方整備局８［事務所］
＜東北、関東、北陸、中部、近畿、中国、四国、九州＞
北海道開発局［開発建設部］
地方運輸局９［事務所］
＜北海道、東北、関東、北陸信越、中部、近畿、中国、四国、九州＞
地方交通審議会９
運輸監理部１［事務所］
運輸支局51［事務所］
地方航空局２［事務所］
＜東京、大阪＞
航空交通管制部３
＜東京、神戸、福岡＞

２外局
⑴観光庁
観光庁長官
次長
参事官

内部部局
［総務課、観光戦略課、観光産業課］
国際観光部［国際観光課、参事官２］
観光地域振興部［観光地域振興課、観光資源課］

⑵気象庁
気象庁長官
次長
気象防災監

Ａ内部部局
総務部［参事官２、総務課、人事課、企画課、経理管理官、国際・航空気象管理官］
情報基盤部［情報政策課、情報利用推進課、数値予報課、情報通信基盤課、気象衛星課］
大気海洋部［業務課、気象リスク対策課、予報課、観測整備計画課、気候情報課、環境・海洋気象課］
地震火山部［管理課、地震津波監視課、火山監視課、地震火山技術・調査課］

Ｂ施設等機関
気象研究所
気象衛星センター
高層気象台
地磁気観測所
気象大学校

C地方支分部局
管区気象台５［測候所］
＜札幌、仙台、東京、大阪、福岡＞
地方気象台52
沖縄気象台［測候所］
地方気象台３

⑶運輸安全委員会
委員長
委員12

内部部局
事務局［審議官、総務課、参事官、首席航空事故調査官、首席鉄道事故調査官、首席船舶事故調査官、首席地方事故調査官４］

⑷海上保安庁
海上保安庁長官
次長
海上保安監
首席監察官

A内部部局
総務部［参事官３、政務課、秘書課、人事課、情報通信課、教育訓練管理官、主計管理官、国際戦略官、危機管理官］
装備技術部［管理課、施設補給課、船舶課、航空機課］
警備救難部［管理課、刑事課、国際刑事課、警備課、警備情報課、救難課、環境防災課］
海洋情報部［企画課、技術・国際課、沿岸調査課、大洋調査課、情報管理課、情報利用推進課］
交通部［企画課、航行安全課、安全対策課、整備課］

B施設等機関
海上保安大学校
海上保安学校

C地方支分部局
管区海上保安本部11［事務所］
＜第一～第十一＞

ⅩⅢ環境省
環境大臣
環境副大臣２
環境大臣政務官２
事務次官

１本省
地球環境審議官

A内部部局
大臣官房［官房長、政策立案総括審議官、公文書監理官、サイバーセキュリティ・情報化審議官、地域脱炭素推進審議官、審議官４、秘書課、総務課、会計課、総合政策課、環境経済課、環境影響評価課、地域政策課、地域脱炭素事業推進課、参事官］
環境保健部［企画課、化学物質安全課、参事官］
地球環境局［総務課、地球温暖化対策課、国際連携課、参事官］
水・大気環境局［総務課、環境管理課、モビリティ環境対策課、海洋環境課］
自然環境局［総務課、自然環境計画課、国立公園課、自然環境整備課、野生生物課］
環境再生・資源循環局［次長、総務課、資源循環課、廃棄物適正処理推進課、参事官４］
総合環境政策統括官

B審議会等
中央環境審議会
公害健康被害補償不服審査会
有明海・八代海等総合調査評価委員会
臨時水俣病認定審査会
国立研究開発法人審議会

C施設等機関
環境調査研修所

D特別の機関
公害対策会議

E地方支分部局
地方環境事務所８
＜北海道、東北、福島、関東、中部、近畿、中国四国、九州＞

２外局
原子力規制委員会
委員長
委員４

A内部部局
原子力規制庁
［次長、原子力規制技監］
長官官房［緊急事態対策監、核物質・放射線総括審議官、審議官３、公文書監理官、政策立案参事官、サイバーセキュリティ・情報化参事官、総務課、人事課、技術基盤課、放射線防護企画課、監視情報課、参事官３、安全技術管理官４、安全規制管理官２］
原子力規制部［原子力規制企画課、検査監督総括課、安全規制管理官８］

B審議会等
原子炉安全専門審査会
核燃料安全専門審査会
放射線審議会
国立研究開発法人審議会

C施設等機関
原子力安全人材育成センター

ⅩⅣ防衛省
防衛大臣
防衛副大臣
防衛大臣政務官２
事務次官

１本省
防衛審議官
防衛大臣政策参与３以内

A内部部局
大臣官房［官房長、政策立案総括審議官、衛生監、施設監、報道官、公文書監理官、サイバーセキュリティ・情報化審議官、審議官７、参事官７、秘書課、文書課、企画評価課、広報課、会計課、監査課、訟務管理官］
防衛政策局［次長２、防衛政策課、日米防衛協力課、国際政策課、運用政策課、運用基盤課、調査課、参事官３］
整備計画局［防衛計画課、サイバー整備課、施設計画課、施設整備課、建設制度官、提供施設計画官］
人事教育局［人事計画・補任課、給与課、人材育成課、厚生課、服務管理官、衛生官］
地方協力局［次長、総務課、地域社会協力総括課、地方協力課、沖縄協力課、環境政策課、在日米軍協力課、労務管理課、参事官］

B審議会等
自衛隊員倫理審査会
防衛施設中央審議会
防衛人事審議会

C施設等機関
防衛大学校
防衛医科大学校
防衛研究所

D特別の機関
防衛会議
幕僚監部
統合幕僚監部
統合幕僚長
統合幕僚副長
統合幕僚学校
陸上幕僚監部
陸上幕僚長
陸上幕僚副長
海上幕僚監部
海上幕僚長
海上幕僚副長
航空幕僚監部
航空幕僚長
航空幕僚副長
自衛隊の部隊及び機関
陸上自衛隊
陸上総隊［陸上総隊司令官、陸上総隊司令部、直轄部隊］
方面隊５［方面総監、方面総監部、直轄部隊］
＜北部、東北、東部、中部、西部＞
師団９［師団長、師団司令部、直轄部隊］
＜第一～第四、第六～第十＞
旅団６［旅団長、旅団司令部、直轄部隊］
＜第五、第十一～第十五＞

防衛大臣直轄部隊
学校
補給処
教育訓練研究本部
補給統制本部
海上自衛隊
自衛艦隊［自衛艦隊司令官、自衛艦隊司令部、直轄部隊］
護衛艦隊［護衛艦隊司令官、護衛艦隊司令部、直轄部隊］
航空集団［航空集団司令官、航空集団司令部、直轄部隊］
潜水艦隊［潜水艦隊司令官、潜水艦隊司令部、直轄部隊］
地方隊４［地方総監、地方総監部、直轄部隊］
＜横須賀、舞鶴、佐世保、呉＞
教育航空集団［教育航空集団司令官、教育航空集団司令部、直轄部隊］
練習艦隊［練習艦隊司令官、練習艦隊司令部、直轄部隊］
防衛大臣直轄部隊
学校
補給処
補給本部
航空自衛隊
航空総隊［航空総隊司令官、航空総隊司令部、直轄部隊］
航空方面隊４［航空方面隊司令官、航空方面隊司令部、直轄部隊］
＜北部、中部、西部、南西＞
航空団７［航空団司令、航空団司令部、直轄部隊］
＜第二、第三、第五～第九＞
航空支援集団［航空支援集団司令官、航空支援集団司令部、直轄部隊］
航空教育集団［航空教育集団司令官、航空教育集団司令部、直轄部隊］
航空団２［航空団司令、航空団司令部、直轄部隊］
＜第一、第四＞
航空開発実験集団［航空開発実験集団司令官、航空開発実験集団司令部、直轄部隊］
防衛大臣直轄部隊
学校
補給処
補給本部
陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の共同の部隊
統合作戦司令部
統合作戦司令官
陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の共同の機関
学校
病院
地方協力本部
情報本部
防衛監察本部
防衛監察監
駐留軍等再編関連振興会議

Ｅ地方支分部局
地方防衛局８［地方防衛支局、地方防衛事務所、出張所］
＜北海道、東北、北関東、南関東、近畿中部、中国四国、九州、沖縄＞
防衛施設地方審議会８

２外局
防衛装備庁
防衛装備庁長官
防衛技監

Ａ内部部局
長官官房［装備官４、審議官、参事官、総務官、人事官、会計官、監察監査・評価官、装備開発官４、艦船設計官］
装備政策部［装備政策課、国際装備課、装備保全管理課］
プロジェクト管理部［プロジェクト管理総括官３、事業計画官、事業監理官５、装備技術官３］
技術戦略部［革新技術戦略官、技術戦略課、技術計画官、技術振興官］
調達管理部［調達企画課、原価管理官］
調達事業部［調達総括官、需品調達官、武器調達官、電子音響調達官、艦船調達官、航空機調達官、輸入調達官］

Ｂ審議会等
防衛調達審議会

Ｃ施設等機関
航空装備研究所
陸上装備研究所
艦艇装備研究所
新世代装備研究所
防衛イノベーション科学技術研究所
千歳試験場
下北試験場
岐阜試験場

注
１　本表は、内閣府設置法第２条に規定する内閣府、同法第48条に規定する宮内庁並びに同法第49条に規定する委員会及び庁、デジタル庁設置法第２条に規定するデジタル庁、復興庁設置法第２条に規定する復興庁並びに国家行政組織法第３条第２項に規定する省、委員会及び庁について記載したものである。
２　本表に掲げるもののほか、次の組織が設置されているが、これらの組織については、原則として記載を省略している。
⑴　内閣府設置法第14条の２、復興庁設置法第10条の２及び国家行政組織法第17条の２の規定に基づき、内閣府、復興庁及び各省に置くことができるとされている大臣補佐官
⑵　国家行政組織法第19条第１項等の規定に基づき各省及び宮内庁に置かれている秘書官（なお、内閣総理大臣並びに内閣総理大臣及び各省大臣以外の各国務大臣に附属する秘書官は、内閣官房に置かれている。）
⑶　国家行政組織法第21条第１項等の規定に基づき委員会の事務局並びに局、部、課及び室に置かれている事務局長並びに局長、部長、課長及び室長
⑷　法律等の規定に基づき個別に設置されている審議会等、施設等機関、特別の機関その他の機関の長
３　複数設置されている組織については、原則として名称の右に設置数を記載している。
４　官房、局等に置かれている組織（これらに相当する組織を含む。）については、原則として、官房、局等の右に［　］書きで組織の名称を記載している。
５　地方支分部局等のうち、おおむねブロックごとに置かれている組織等については、＜　＞書きで個別名称を記載している。また、各段階の組織に支所・出張所等が置かれている場合には、組織名の右に［　］書きで支所・出張所等の名称を記載している。

○総務省告示第三百九十四号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第百二条の二第二項及び電波法施行令（平成十二年政令第二百四十五号）第八条第一項の規定に基づき、次のとおり伝搬障害防止区域を指定する。

令和七年十二月十五日

総務大臣　林　芳正

１　人命・財産の保護用伝搬障害防止区域

区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
１	⑴　東京都千代田区霞が関１―２―２　(129.50) ⑵　東京都港区海岸１―５―20　(133.30)	北緯35度40分24秒東経139度45分10秒の地点と北緯35度40分17秒東経139度45分12秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯35度40分09秒東経139度45分14秒の地点と北緯35度39分13秒東経139度45分30秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
２	⑴　千葉県柏市藤ヶ谷1614―１　(68.00) ⑵　千葉県松戸市五香六実17　(62.00)	北緯35度47分54秒東経140度00分29秒の地点と北緯35度47分48秒東経140度00分10秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域

○総務省告示第三百九十五号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第百二条の二第四項及び電波法施行令（平成十三年政令第二百四十五号）第八条第三項の規定に基づき、平成十九年総務省告示第百六十一号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）等の一部を次のように改正する。

なお、昭和四十二年郵政省告示第七百六十一号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）は、廃止する。

令和七年十二月十五日

総務大臣　林　芳正

一　平成十九年総務省告示第百六十一号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
1　電気通信業務用伝搬障害防止区域	1　［同左］
区分 / 伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。） / 伝搬障害防止区域の範囲	区分 / 伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。） / 伝搬障害防止区域の範囲
［1～96　略］	［1～96　同左］
97 / 削除	97 / (1)　神奈川県川崎市中原区小杉町３―247―１　(63.90) (2)　神奈川県川崎市幸区下平間347　(41.30) / 北緯35度34分32秒東経139度39分21秒の地点と北緯35度33分30秒東経139度40分31秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
［98～880　略］	［98～880　同左］
［2～4　略］	［2～4　同左］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

二　平成二十一年総務省告示第二百七十三号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
1　電気通信業務用伝搬障害防止区域	1　［同左］
区分 / 伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。） / 伝搬障害防止区域の範囲	区分 / 伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。） / 伝搬障害防止区域の範囲
［1～101　略］	［1～101　同左］
102 / 削除	102 / (1)　茨城県常総市水海道橋本町3300　(60.50) (2)　茨城県つくばみらい市筒戸字諏訪3338―１　(58.80) / 北緯36度01分28秒東経139度59分35秒の地点と北緯35度59分53秒東経139度59分20秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯35度59分19秒東経139度59分14秒の地点と北緯35度59分17秒東経139度59分14秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側そ

改正後	改正前
	れぞれ50メートル以内の区域、北緯35度59分15秒東経139度59分14秒の地点と北緯35度59分13秒東経139度59分13秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯35度58分58秒東経139度59分11秒の地点と北緯35度58分44秒東経139度59分09秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
［103～130　略］	［103～130　同左］
［２・３　略］	［２・３　同左］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

三　平成二十三年総務省告示第九十二号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
［１・２　略］	［１・２　同左］
３　人命・財産の保護用伝搬障害防止区域	３　［同左］
［１～４　略］	［１～４　同左］
５　削除	５　(1)　東京都千代田区霞が関一丁目４番１号　(83.80) (2)　東京都港区海岸一丁目５番20号　(133.30)	北緯35度40分16秒東経139度45分00秒の地点と北緯35度39分13秒東経139度45分30秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
［６～11　略］	［６～11　同左］
［４　略］	［４　同左］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

四　平成二十三年総務省告示第三百九十一号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後		改正前		
１　電気通信業務用伝搬障害防止区域		１　［同左］		
区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲	区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
［１～28　略］			［１～28　同左］		

29	(1)　群馬県伊勢崎市中央町20―24　(110.50) (2)　群馬県伊勢崎市長沼町1744―1　(66.80)	北緯36度19分07秒東経139度11分53秒の地点と北緯36度18分18秒東経139度12分10秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域

［2～4　略］

29	(1)　群馬県伊勢崎市中央町20―24　(110.50) (2)　群馬県伊勢崎市長沼町1744―1　(66.80)	北緯36度19分07秒東経139度11分53秒の地点と北緯36度18分18秒東経139度12分10秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
30	削除	
31	(1)　東京都台東区清川２―25―19　(95.90) (2)　東京都荒川区西尾久３―20―８　(45.20)	北緯35度43分41秒東経139度48分12秒の地点と北緯35度45分01秒東経139度45分50秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域

［2～4　同左］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

五　平成二十四年総務省告示第三百八十三号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をそれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改　正　後

1　電気通信業務用伝搬障害防止区域

区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
［1　略］		
2	削除	
［3～58　略］		
59	削除	

改　正　前

1　［同左］

区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
［1　同左］		
2	(1)　神奈川県横浜市都筑区中川１―２―３　(123.00) (2)　神奈川県川崎市麻生区細山字原尾1241―６　(163.10)	北緯35度33分42秒東経139度34分13秒の地点と北緯35度36分01秒東経139度31分28秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯35度36分06秒東経139度31分23秒の地点と北緯35度36分14秒東経139度31分13秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯35度36分16秒東経139度31分11秒の地点と北緯35度37分05秒東経139度30分13秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
［3～58　同左］		
59	(1)　宮崎県宮崎市佐土原町大字下那珂字久峰大日13804　(118.30) (2)　宮崎県児湯郡新富町大字三納代字弁指2560―２　(73.30)	北緯32度01分31秒東経131度27分35秒の地点と北緯32度02分47秒東経131度28分19秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯32度03分03秒東経131度28分28秒の地点と北緯32度03分23秒東経131度28分39秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯32度03分37秒

［60～84　略］		［60～84　同左］

［２～４　略］　　［２～４　同左］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

六　平成二十六年総務省告示第百六十二号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後			改正前		
［１・２　略］			［１・２　同左］		
３　人命・財産の保護用伝搬障害防止区域			３　［同左］		
［１～43　略］			［１～43　同左］		
44	(1)　栃木県宇都宮市塙田１―１―20　(180.40) (2)　栃木県日光市藤原字タテ原　(1359.00)	北緯36度34分01秒東経139度52分59秒の地点と北緯36度36分35秒東経139度51分57秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域	44	(1)　栃木県宇都宮市塙田１―１―20　(180.40) (2)　栃木県日光市藤原字タテ原　(1359.00)	北緯36度34分01秒東経139度52分59秒の地点と北緯36度36分35秒東経139度51分57秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
			45	削除	
			46	削除	
			47	(1)　大阪府大阪市中央区難波５－１－60　(146.40) (2)　大阪府大阪市西区九条南１―12―54　(116.60)	北緯34度39分52秒東経135度30分00秒の地点と北緯34度40分12秒東経135度28分26秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
［４　略］			［４　同左］		

備考　表中の［　］の記載は注記である。

七　平成二十六年総務省告示第二百五十号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後			改正前		
１　電気通信業務用伝搬障害防止区域			１　［同左］		
区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲	区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
［１～33　略］			［１～33　同左］		

34	削除
35	削除
［36～40　略］	

［２～５　略］

34	(1)　鹿児島県奄美市名瀬大字朝仁字赤崎1096―５ (212.30) (2)　鹿児島県奄美市名瀬大字朝戸字大豆籠119―２ (354.00)	北緯28度24分02秒東経129度29分27秒の地点と北緯28度23分08秒東経129度29分43秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯28度22分53秒東経129度29分47秒の地点と北緯28度20分38秒東経129度30分27秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
35	(1)　鹿児島県奄美市名瀬大字朝戸字大豆籠119―２ (375.70) (2)　鹿児島県大島郡龍郷町赤尾木字源作1968―３ (244.20)	北緯28度20分35秒東経129度30分28秒の地点と北緯28度21分06秒東経129度31分14秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯28度21分15秒東経129度31分27秒の地点と北緯28度24分47秒東経129度36分42秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
［36～40　同左］		

［２～５　同左］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

八　平成二十七年総務省告示第百十二号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改　正　後

1　電気通信業務用伝搬障害防止区域

区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
［1～21　略］		
22	削除	
23	削除	

改　正　前

1　［同左］

区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
［1～21　同左］		
22	(1)　鹿児島県鹿児島郡十島村悪石島字御岳139　(561.10) (2)　鹿児島県鹿児島郡十島村諏訪之瀬島字下切石204 (124.10)	北緯29度27分56秒東経129度35分48秒の地点と北緯29度28分26秒東経129度36分11秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯29度36分10秒東経129度42分01秒の地点と北緯29度36分17秒東経129度42分07秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
23	(1)　鹿児島県鹿児島郡十島村悪石島字御岳139　(561.10) (2)　鹿児島県鹿児島郡十島村平島字アトリ267　(214.10)	北緯29度27分57秒東経129度35分45秒の地点と北緯29度28分26秒東経129度35分37秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯29度40分37秒東経129度32分08秒の地点と北緯29度41分04秒東経129度32分00秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域

24	(1)　佐賀県鳥栖市元町字川原1328－5　(62.50) (2)　佐賀県鳥栖市立石町字一本杉2061　(73.00)	北緯33度22分26秒東経130度30分24秒の地点と北緯33度22分09秒東経130度29分00秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域

［2～4　略］

24	(1)　佐賀県鳥栖市元町字川原1328－5　(62.50) (2)　佐賀県鳥栖市立石町字一本杉2061　(73.00)	北緯33度22分26秒東経130度30分24秒の地点と北緯33度22分09秒東経130度29分00秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
25	(1)　宮崎県児湯郡西米良村大字竹原字津賀瀬69－1　(650.70) (2)　宮崎県児湯郡西米良村大字小川字鳥居之元458　(1202.90)	北緯32度14分24秒東経131度08分41秒の地点と北緯32度15分10秒東経131度10分49秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域

［2～4　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

九　平成三十年総務省告示第四百二十一号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
［1・2　略］	［1・2　同左］
3　人命・財産の保護用伝搬障害防止区域	3　［同左］

区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
［1～3　略］		
4	削除	
［5　略］		

区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
［1～3　同左］		
4	(1)　大阪府大阪市住之江区南港北1―14―16　(251.70) (2)　大阪府大阪市西区九条南1―12―54　(116.60)	北緯34度39分04秒東経135度26分22秒の地点と北緯34度40分12秒東経135度28分26秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
［5　同左］		

備考　表中の［　］の記載は注記である。

十　令和三年総務省告示第二百二十一号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
1　電気通信業務用伝搬障害防止区域	1　［同左］

区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
1	(1)　神奈川県相模原市中央区中央6－3－1　(186.70)	北緯35度34分07秒東経139度22分07秒の地点と北緯35度33分37秒東経139度22分15秒の地点を結ぶ

区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
1	(1)　神奈川県相模原市中央区中央6－3－1　(186.70)	北緯35度34分07秒東経139度22分07秒の地点と北緯35度33分37秒東経139度22分15秒の地点を結ぶ

(2)　神奈川県相模原市中央区上溝字甲五号1141－1　(122.90)	直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯35度32分55秒東経139度22分26秒の地点と北緯35度32分51秒東経139度22分27秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯35度32分49秒東経139度22分28秒の地点と北緯35度32分43秒東経139度22分29秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域

［２・３　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

○総務省告示第三百九十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出について、麻と山本太郎の党から訂正の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、令和七年総務省告示第二百二十七号（政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

令和七年十二月十五日

総務大臣　林　芳正

次の表により、訂正前欄に掲げる事項の破線で囲んだ部分をこれに対応する訂正後欄に掲げる事項の破線で囲んだ部分のように改める。

訂正後	訂正前
(二)　その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）	(二)　その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）
政治団体の名称　代表者の氏名　異動事項　新　旧　異動年月日	政治団体の名称　代表者の氏名　異動事項　新　旧　異動年月日
麻と山本太郎の党　山本　太郎　会計責任者の氏名　山本　太郎　鶴田　康介　（令和）六、一二、二七	麻と山本太郎の党　山本　太郎　会計責任者の氏名　山本　太郎　鶴田　康介　（令和）六、一二、二七
国会議員関係政治団体の区分　国会議員関係　国会議員関係政治団体　法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体　五、七、一〇	国会議員関係政治団体の区分　国会議員関係　国会議員関係政治団体　法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体
［略］	［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

(2)　神奈川県相模原市中央区上溝字甲五号1141－1　(122.90)	直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯35度32分55秒東経139度22分26秒の地点と北緯35度32分51秒東経139度22分27秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯35度32分49秒東経139度22分28秒の地点と北緯35度32分43秒東経139度22分29秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
2　(1)　長野県東筑摩郡筑北村大字西条字臼窪峯2792－1　(713.20)	北緯36度24分16秒東経138度00分34秒の地点と北緯36度27分25秒東経138度01分07秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
(2)　長野県東筑摩郡麻績村日字秋葉2904－1　(855.10)	

［２・３　同左］

公告

諸事項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続廃止

破産手続廃止及び免責許可決定

破産手続終結及び免責許可決定

免責許可決定

小規模個人再生による再生計画認可

令和７年度公害防止管理者等国家試験合格者の公示

令和７年度公害防止管理者等国家試験の合格者の受験番号を試験地及び試験の区分ごとに、次のとおり公示します。

令和７年12月15日

一般社団法人産業環境管理協会
会長　助野　健児

試験地：札幌市

大気関係第１種公害防止管理者試験

2510100001 2510100007 2510100016
2510100022 2510100023 2510100026
2510100030 2510100032 2510100043
2510100048 2510100054 2510100063
2510100064 2510100066 2510100068
2510100069 2510100071 2510100077
2510100084 2510100091 2510100092
2510100095 2510100097 2510100098
2510100101 2510100103 2510100104

大気関係第２種公害防止管理者試験

2510200001 2510200008

大気関係第３種公害防止管理者試験

2510300001 2510300002 2510300007
2510300010 2510300014 2510300016
2510300036 2510300041 2510300044
2510300045

大気関係第４種公害防止管理者試験

2510400005 2510400015 2510400017
2510400024 2510400030 2510400035
2510400036 2510400040 2510400043

水質関係第１種公害防止管理者試験

2510500001 2510500006 2510500007
2510500009 2510500010 2510500016
2510500018 2510500020 2510500024
2510500025 2510500026 2510500028
2510500029 2510500033 2510500036
2510500039 2510500045 2510500047
2510500049 2510500050 2510500052
2510500057 2510500060 2510500062
2510500064 2510500065 2510500067
2510500069 2510500072 2510500074
2510500075 2510500078 2510500085
2510500088 2510500089 2510500090
2510500099 2510500102 2510500104
2510500105 2510500115 2510500118
2510500121

水質関係第２種公害防止管理者試験

2510600004 2510600006 2510600008

水質関係第３種公害防止管理者試験

2510700001 2510700004 2510700010
2510700013 2510700017 2510700020
2510700023 2510700032 2510700033
2510700034 2510700035

水質関係第４種公害防止管理者試験

2510800006 2510800008 2510800013
2510800015 2510800033 2510800035
2510800036 2510800042 2510800046
2510800049 2510800053 2510800054
2510800055 2510800057 2510800059
2510800063 2510800070 2510800072
2510800075 2510800079 2510800083

騒音・振動関係公害防止管理者試験

2510900010 2510900015

特定粉じん関係公害防止管理者試験

2511000001 2511000003 2511000004
2511000005 2511000008 2511000013
2511000016 2511000017

一般粉じん関係公害防止管理者試験

2511100002 2511100003

ダイオキシン類関係公害防止管理者試験

2511200002 2511200004 2511200008
2511200012 2511200017 2511200018
2511200019 2511200020 2511200022
2511200024 2511200025

試験地：仙台市

大気関係第１種公害防止管理者試験

2520100001 2520100003 2520100004
2520100006 2520100008 2520100009
2520100010 2520100024 2520100026
2520100036 2520100037 2520100038
2520100041 2520100043 2520100050
2520100053 2520100054 2520100058
2520100060 2520100062 2520100071
2520100073 2520100081 2520100084
2520100088 2520100092 2520100094
2520100096 2520100097 2520100098
2520100099 2520100101 2520100102
2520100105 2520100116 2520100117
2520100118 2520100126 2520100133
2520100141 2520100142 2520100146
2520100147 2520100149 2520100151
2520100158 2520100160 2520100164
2520100165 2520100170 2520100171
2520100172 2520100175 2520100176
2520100179 2520100183 2520100185
2520100186 2520100188 2520100192
2520100195 2520100201 2520100208
2520100209 2520100210

大気関係第２種公害防止管理者試験

2520200001 2520200002 2520200004
2520200013

大気関係第３種公害防止管理者試験

2520300001 2520300002 2520300003
2520300010 2520300018 2520300022
2520300023 2520300027 2520300035
2520300039 2520300043

大気関係第４種公害防止管理者試験

2520400003 2520400012 2520400013
2520400025 2520400026 2520400027
2520400030 2520400043 2520400055
2520400064 2520400069 2520400073
2520400074 2520400075 2520400095
2520400103 2520400113 2520400117
2520400127 2520400133 2520400144

水質関係第１種公害防止管理者試験

2520500004 2520500008 2520500010
2520500011 2520500014 2520500015
2520500017 2520500020 2520500021
2520500023 2520500025 2520500029
2520500039 2520500040 2520500046
2520500048 2520500049 2520500051
2520500052 2520500053 2520500054
2520500055 2520500060 2520500063
2520500064 2520500065 2520500066
2520500068 2520500069 2520500073
2520500075 2520500077 2520500079
2520500080 2520500083 2520500084
2520500087 2520500088 2520500090
2520500093 2520500094 2520500097
2520500103 2520500104 2520500105
2520500108 2520500112 2520500113
2520500115 2520500120 2520500121
2520500124 2520500125 2520500128
2520500129 2520500130 2520500131
2520500132 2520500139 2520500142
2520500150 2520500151 2520500156
2520500160 2520500165 2520500166
2520500169 2520500170 2520500172
2520500177 2520500179 2520500180
2520500185 2520500188 2520500190
2520500191 2520500192 2520500193
2520500197 2520500198 2520500200
2520500201 2520500203 2520500208
2520500209 2520500215 2520500218
2520500219 2520500220 2520500227
2520500229 2520500230 2520500231
2520500234 2520500235 2520500236
2520500238 2520500239 2520500243
2520500247 2520500251 2520500254
2520500255 2520500259 2520500260
2520500266 2520500270 2520500271
2520500272 2520500273 2520500275
2520500277 2520500279 2520500280
2520500286 2520500292 2520500293
2520500295 2520500297 2520500299
2520500300 2520500301 2520500303
2520500306 2520500313 2520500314
2520500315 2520500317 2520500321
2520500322 2520500324 2520500328

水質関係第２種公害防止管理者試験

2520600001 2520600021 2520600026
2520600027 2520600029 2520600034
2520600035 2520600036 2520600041
2520600042 2520600043 2520600048
2520600052 2520600055 2520600056
2520600060 2520600063 2520600066
2520600072 2520600082 2520600089
2520600092 2520600101 2520600109
2520600119 2520600123 2520600125
2520600126 2520600131 2520600134
2520600136 2520600146 2520600159
2520600164

水質関係第３種公害防止管理者試験

2520700001 2520700002 2520700003
2520700004 2520700006 2520700008
2520700009 2520700010 2520700014
2520700016 2520700019 2520700020
2520700023

水質関係第４種公害防止管理者試験

2520800003 2520800004 2520800007
2520800009 2520800011 2520800012

2520800015　2520800017　2520800020
2520800024　2520800025　2520800029
2520800032　2520800034　2520800037
2520800039　2520800043　2520800045
2520800048　2520800052　2520800054
2520800056　2520800058　2520800060
2520800062　2520800064　2520800065
2520800068　2520800075　2520800077
2520800080　2520800084　2520800086
2520800087　2520800092　2520800097
2520800099　2520800103　2520800114
2520800115　2520800118　2520800126
2520800128　2520800130　2520800135
2520800137　2520800141　2520800144
2520800148　2520800157　2520800176
2520800182　2520800183　2520800188
2520800194　2520800199

騒音・振動関係公害防止管理者試験
2520900001　2520900002　2520900005
2520900006　2520900009　2520900013
2520900014　2520900020　2520900022
2520900023　2520900025　2520900034
2520900036

特定粉じん関係公害防止管理者試験
2521000002　2521000004　2521000018

一般粉じん関係公害防止管理者試験
2521100006　2521100010　2521100016

ダイオキシン類関係公害防止管理者試験
2521200002　2521200004　2521200006
2521200007　2521200008　2521200009
2521200010　2521200011　2521200012
2521200015　2521200016　2521200017
2521200022　2521200023　2521200025
2521200026　2521200027　2521200028
2521200029　2521200030　2521200031
2521200032　2521200039　2521200041
2521200042　2521200046　2521200048
2521200049　2521200050　2521200051

試験地：首都圏

大気関係第１種公害防止管理者試験
2530100001　2530100002　2530100005
2530100006　2530100007　2530100008
2530100014　2530100019　2530100021
2530100026　2530100027　2530100029
2530100031　2530100035　2530100037
2530100042　2530100043　2530100045
2530100046　2530100050　2530100057
2530100065　2530100066　2530100073
2530100075　2530100076　2530100083
2530100084　2530100085　2530100086
2530100087　2530100094　2530100099
2530100100　2530100101　2530100108
2530100111　2530100117　2530100120
2530100122　2530100126　2530100128
2530100130　2530100135　2530100136
2530100139　2530100141　2530100144
2530100145　2530100146　2530100147
2530100156　2530100157　2530100161
2530100162　2530100163　2530100165
2530100169　2530100170　2530100186
2530100194　2530100198　2530100200
2530100201　2530100205　2530100207
2530100209　2530100210　2530100211
2530100212　2530100216　2530100217
2530100218　2530100220　2530100224
2530100227　2530100234　2530100235
2530100237　2530100239　2530100241
2530100242　2530100247　2530100248
2530100253　2530100255　2530100257
2530100268　2530100271　2530100272
2530100273　2530100279　2530100281
2530100283　2530100287　2530100289
2530100291　2530100293　2530100295
2530100297　2530100298　2530100299
2530100301　2530100302　2530100303
2530100304　2530100306　2530100307
2530100308　2530100309　2530100311
2530100314　2530100319　2530100320
2530100325　2530100326　2530100327
2530100328　2530100330　2530100333
2530100335　2530100346　2530100347
2530100361　2530100364　2530100367
2530100370　2530100371　2530100372
2530100373　2530100374　2530100376
2530100377　2530100391　2530100396
2530100399　2530100404　2530100410
2530100414　2530100415　2530100417
2530100421　2530100425　2530100428
2530100429　2530100431　2530100432
2530100434　2530100437　2530100448
2530100449　2530100450　2530100452
2530100454　2530100467　2530100469
2530100478　2530100480　2530100481
2530100483　2530100488　2530100492
2530100495　2530100496　2530100497
2530100499　2530100505　2530100509
2530100514　2530100520　2530100522
2530100523　2530100526　2530100530
2530100531　2530100532　2530100536
2530100540　2530100541　2530100542
2530100544　2530100550　2530100552
2530100553　2530100554　2530100556
2530100560　2530100562　2530100568
2530100569　2530100579　2530100580
2530100582　2530100587　2530100591
2530100592　2530100593　2530100596
2530100607　2530100609　2530100614
2530100617　2530100620　2530100621
2530100622　2530100626　2530100634
2530100642　2530100645　2530100647
2530100660　2530100663　2530100673
2530100675　2530100678　2530100681
2530100690　2530100691　2530100692
2530100696　2530100699　2530100700
2530100701　2530100703　2530100705
2530100707　2530100711　2530100715
2530100719　2530100720　2530100724
2530100726　2530100732　2530100738
2530100744　2530100746　2530100747
2530100751　2530100758　2530100761
2530100764　2530100767　2530100772
2530100778　2530100781　2530100782
2530100783　2530100784　2530100785
2530100786　2530100788　2530100790
2530100791　2530100792　2530100797
2530100798　2530100801　2530100802
2530100809　2530100810　2530100818
2530100819　2530100821　2530100822
2530100836　2530100838　2530100842
2530100843　2530100847　2530100848
2530100850　2530100851　2530100853
2530100858　2530100860　2530100863
2530100871　2530100873　2530100874
2530100880　2530100883　2530100885
2530100886　2530100887　2530100888
2530100893　2530100901　2530100903
2530100907　2530100908　2530100910
2530100911　2530100916　2530100919
2530100921　2530100922　2530100927
2530100932　2530100933　2530100934
2530100935　2530100937　2530100940
2530100943　2530100947　2530100949
2530100950　2530100963　2530100968
2530100972　2530100973　2530100979
2530100982　2530100985　2530100987
2530100990　2530100991　2530100994
2530100997　2530101006　2530101008
2530101009　2530101013　2530101015
2530101019　2530101020　2530101021
2530101032　2530101035　2530101036
2530101038　2530101039　2530101041
2530101044　2530101046　2530101054
2530101056　2530101063　2530101066
2530101067　2530101072　2530101078
2530101082　2530101084　2530101086
2530101088　2530101093　2530101096
2530101097　2530101098　2530101102
2530101103　2530101106　2530101113
2530101118　2530101119　2530101121
2530101122　2530101123　2530101124
2530101126　2530101128　2530101129
2530101132　2530101135　2530101139
2530101143　2530101144　2530101145
2530101146　2530101147　2530101150
2530101152　2530101153　2530101155
2530101160　2530101161　2530101162
2530101163　2530101166　2530101168
2530101172　2530101173　2530101174
2530101177　2530101178　2530101188
2530101193　2530101195　2530101199
2530101201　2530101202　2530101203
2530101204　2530101206　2530101210
2530101226　2530101232　2530101234

2530101237　2530101245　2530101247
2530101252　2530101255　2530101256
2530101260　2530101266　2530101273
2530101280　2530101281　2530101283
2530101288　2530101290　2530101292
2530101293　2530101295　2530101296
2530101298　2530101299　2530101306
2530101307　2530101312　2530101314
2530101316　2530101321　2530101327
2530101330　2530101331　2530101332
2530101336　2530101337　2530101341
2530101343　2530101346　2530101347
2530101356　2530101357　2530101360
2530101362　2530101364　2530101369
2530101383　2530101390　2530101391
2530101392　2530101393　2530101403
2530101405　2530101415　2530101417
2530101420　2530101423　2530101425
2530101426　2530101427　2530101431
2530101446　2530101449　2530101450
2530101451　2530101453　2530101456
2530101457　2530101463　2530101464
2530101466　2530101468　2530101469
2530101470　2530101477　2530101479
2530101482　2530101488　2530101491
2530101492　2530101493　2530101496
2530101498　2530101500　2530101502
2530101503　2530101504　2530101506
2530101508　2530101509　2530101513
2530101522　2530101526　2530101530
2530101533　2530101542　2530101544
2530101549

大気関係第２種公害防止管理者試験

2530200001　2530200004　2530200005
2530200006　2530200007　2530200008
2530200010　2530200012　2530200013
2530200014　2530200018　2530200020
2530200023　2530200027　2530200028
2530200032　2530200033　2530200035
2530200041　2530200044　2530200048
2530200051　2530200053　2530200056
2530200058　2530200068　2530200069
2530200073　2530200077　2530200080
2530200083　2530200085　2530200087

大気関係第３種公害防止管理者試験

2530300001　2530300002　2530300008
2530300009　2530300011　2530300013
2530300015　2530300021　2530300023
2530300027　2530300033　2530300034
2530300040　2530300043　2530300049
2530300071　2530300088　2530300096
2530300099　2530300106　2530300112
2530300124　2530300125　2530300127
2530300135　2530300137　2530300145
2530300151　2530300155　2530300158
2530300169　2530300173　2530300176
2530300192　2530300194　2530300204
2530300213　2530300225　2530300242
2530300261　2530300264　2530300267
2530300270　2530300275　2530300278
2530300287　2530300291　2530300293
2530300296　2530300299　2530300301
2530300309　2530300311　2530300314
2530300321　2530300322　2530300333
2530300335　2530300339　2530300349
2530300359　2530300361　2530300362
2530300363　2530300365　2530300366
2530300372　2530300374　2530300382
2530300386

大気関係第４種公害防止管理者試験

2530400004　2530400008　2530400012
2530400013　2530400014　2530400019
2530400026　2530400034　2530400046
2530400048　2530400058　2530400063
2530400069　2530400076　2530400081
2530400083　2530400084　2530400091
2530400102　2530400103　2530400115
2530400120　2530400128　2530400137
2530400142　2530400147　2530400159
2530400161　2530400162　2530400171
2530400173　2530400182　2530400185
2530400186　2530400190　2530400194
2530400196　2530400197　2530400198
2530400202　2530400215　2530400218
2530400222　2530400223　2530400233
2530400246　2530400248　2530400261
2530400264　2530400266　2530400268
2530400270　2530400276　2530400277
2530400278　2530400294　2530400295
2530400298　2530400302　2530400303
2530400314　2530400321　2530400330
2530400331　2530400332　2530400336
2530400340　2530400341　2530400346
2530400361　2530400365　2530400382
2530400386　2530400389　2530400410
2530400413　2530400419　2530400423
2530400424　2530400433　2530400442
2530400446　2530400447　2530400453
2530400458　2530400459　2530400461
2530400468　2530400469　2530400470
2530400472　2530400473　2530400481
2530400486　2530400502　2530400503
2530400504　2530400510　2530400511
2530400522　2530400523　2530400531
2530400534　2530400538　2530400542
2530400547　2530400549　2530400555
2530400558　2530400559　2530400564
2530400568　2530400585　2530400597
2530400600　2530400603　2530400611
2530400612　2530400623　2530400637
2530400648　2530400650

水質関係第１種公害防止管理者試験

2530500002　2530500005　2530500008
2530500009　2530500010　2530500011
2530500016　2530500017　2530500018
2530500019　2530500022　2530500023
2530500024　2530500025　2530500026
2530500027　2530500028　2530500029
2530500030　2530500031　2530500032
2530500034　2530500037　2530500038
2530500042　2530500045　2530500047
2530500053　2530500057　2530500058
2530500060　2530500065　2530500066
2530500071　2530500072　2530500074
2530500076　2530500077　2530500078
2530500079　2530500081　2530500082
2530500083　2530500086　2530500088
2530500092　2530500096　2530500098
2530500100　2530500107　2530500109
2530500110　2530500115　2530500116
2530500122　2530500125　2530500126
2530500129　2530500130　2530500134
2530500135　2530500140　2530500141
2530500147　2530500155　2530500156
2530500161　2530500162　2530500163
2530500164　2530500166　2530500167
2530500170　2530500172　2530500173
2530500174　2530500176　2530500178
2530500179　2530500181　2530500182
2530500192　2530500193　2530500194
2530500195　2530500196　2530500202
2530500203　2530500205　2530500206
2530500210　2530500211　2530500212
2530500213　2530500217　2530500218
2530500223　2530500224　2530500231
2530500233　2530500235　2530500240
2530500247　2530500248　2530500251
2530500255　2530500258　2530500260
2530500261　2530500262　2530500271
2530500275　2530500277　2530500280
2530500284　2530500288　2530500289
2530500290　2530500291　2530500293
2530500294　2530500296　2530500297
2530500300　2530500302　2530500303
2530500305　2530500306　2530500309
2530500311　2530500313　2530500314
2530500315　2530500323　2530500324
2530500325　2530500326　2530500327
2530500329　2530500333　2530500334
2530500336　2530500339　2530500340
2530500341　2530500342　2530500345
2530500350　2530500355　2530500358
2530500360　2530500361　2530500362
2530500365　2530500366　2530500367
2530500368　2530500369　2530500372
2530500374　2530500375　2530500376
2530500379　2530500380　2530500381
2530500383　2530500385　2530500386
2530500388　2530500392　2530500394
2530500395　2530500396　2530500398
2530500399　2530500400　2530500401
2530500402　2530500403　2530500406
2530500407　2530500410　2530500412
2530500413　2530500415　2530500416
2530500419　2530500420　2530500421
2530500423　2530500424　2530500429
2530500430　2530500431　2530500432

2530500439	2530500440	2530500443
2530500444	2530500445	2530500446
2530500447	2530500448	2530500453
2530500454	2530500455	2530500457
2530500458	2530500459	2530500460
2530500463	2530500464	2530500465
2530500466	2530500467	2530500470
2530500472	2530500474	2530500475
2530500477	2530500484	2530500485
2530500486	2530500488	2530500489
2530500494	2530500496	2530500498
2530500500	2530500501	2530500502
2530500504	2530500506	2530500510
2530500511	2530500515	2530500516
2530500522	2530500525	2530500529
2530500530	2530500533	2530500534
2530500542	2530500548	2530500553
2530500558	2530500561	2530500562
2530500564	2530500574	2530500575
2530500576	2530500587	2530500594
2530500595	2530500598	2530500599
2530500600	2530500601	2530500602
2530500606	2530500611	2530500612
2530500613	2530500614	2530500617
2530500618	2530500621	2530500624
2530500628	2530500629	2530500631
2530500632	2530500633	2530500634
2530500635	2530500637	2530500647
2530500649	2530500650	2530500651
2530500653	2530500654	2530500657
2530500659	2530500662	2530500668
2530500669	2530500670	2530500681
2530500682	2530500686	2530500692
2530500694	2530500695	2530500699
2530500700	2530500704	2530500705
2530500707	2530500708	2530500714
2530500716	2530500718	2530500719
2530500721	2530500726	2530500728
2530500729	2530500730	2530500732
2530500739	2530500740	2530500741
2530500743	2530500747	2530500748
2530500756	2530500760	2530500763
2530500764	2530500766	2530500769
2530500775	2530500777	2530500778

2530500781	2530500782	2530500786
2530500787	2530500788	2530500789
2530500790	2530500792	2530500793
2530500794	2530500796	2530500798
2530500799	2530500804	2530500805
2530500810	2530500811	2530500812
2530500815	2530500818	2530500819
2530500822	2530500825	2530500827
2530500829	2530500831	2530500832
2530500834	2530500837	2530500838
2530500839	2530500841	2530500850
2530500853	2530500855	2530500856
2530500858	2530500864	2530500865
2530500868	2530500873	2530500875
2530500876	2530500880	2530500881
2530500882	2530500884	2530500885
2530500888	2530500889	2530500891
2530500895	2530500897	2530500902
2530500903	2530500904	2530500905
2530500906	2530500907	2530500908
2530500910	2530500911	2530500912
2530500913	2530500915	2530500916
2530500918	2530500920	2530500923
2530500924	2530500928	2530500929
2530500930	2530500933	2530500934
2530500936	2530500937	2530500938
2530500942	2530500945	2530500950
2530500951	2530500952	2530500955
2530500956	2530500957	2530500958
2530500959	2530500960	2530500962
2530500963	2530500968	2530500969
2530500971	2530500972	2530500973
2530500976	2530500979	2530500980
2530500982	2530500983	2530500985
2530500991	2530500992	2530500993
2530500998	2530500999	2530501010
2530501014	2530501017	2530501018
2530501021	2530501030	2530501032
2530501033	2530501035	2530501037
2530501038	2530501048	2530501051
2530501052	2530501053	2530501058
2530501060	2530501061	2530501062
2530501066	2530501068	2530501069
2530501072	2530501073	2530501074

2530501077	2530501087	2530501089
2530501090	2530501099	2530501101
2530501106	2530501108	2530501112
2530501114	2530501115	2530501116
2530501117	2530501119	2530501122
2530501124	2530501126	2530501128
2530501136	2530501137	2530501138
2530501139	2530501142	2530501148
2530501149	2530501151	2530501152
2530501155	2530501156	2530501157
2530501158	2530501162	2530501164
2530501173	2530501174	2530501178
2530501182	2530501183	2530501184
2530501188	2530501189	2530501191
2530501192	2530501194	2530501195
2530501196	2530501197	2530501199
2530501203	2530501207	2530501210
2530501216	2530501230	2530501231
2530501232	2530501235	2530501237
2530501243	2530501244	2530501245
2530501246	2530501247	2530501251
2530501253	2530501256	2530501258
2530501259	2530501261	2530501262
2530501263	2530501266	2530501267
2530501270	2530501271	2530501274
2530501282	2530501283	2530501284
2530501285	2530501288	2530501289
2530501290	2530501292	2530501294
2530501295	2530501297	2530501300
2530501303	2530501305	2530501310
2530501315	2530501316	2530501317
2530501322	2530501323	2530501324
2530501326	2530501327	2530501328
2530501335	2530501336	2530501337
2530501342	2530501344	2530501345
2530501346	2530501348	2530501350
2530501351	2530501353	2530501357
2530501367	2530501368	2530501371
2530501373	2530501376	2530501379
2530501380	2530501381	2530501383
2530501388	2530501391	2530501397
2530501399	2530501402	2530501404
2530501406	2530501407	2530501408
2530501414	2530501417	2530501419
2530501421	2530501423	2530501424

2530501425	2530501431	2530501437
2530501438	2530501439	2530501441
2530501446	2530501451	2530501452
2530501454	2530501457	2530501459
2530501461	2530501463	2530501465
2530501466	2530501467	2530501469
2530501471	2530501472	2530501477
2530501479	2530501484	2530501487
2530501489	2530501492	2530501493
2530501494	2530501499	2530501502
2530501504	2530501507	2530501513
2530501514	2530501515	2530501516
2530501517	2530501518	2530501519
2530501520	2530501523	2530501529
2530501530	2530501535	2530501536
2530501538	2530501539	2530501541
2530501544	2530501546	2530501548
2530501549	2530501550	2530501553
2530501556	2530501557	2530501558
2530501561	2530501563	2530501565
2530501567	2530501571	2530501573
2530501576	2530501577	2530501581
2530501584	2530501586	2530501588
2530501590	2530501591	2530501592
2530501594	2530501596	2530501599
2530501601	2530501602	2530501603
2530501605	2530501606	2530501607
2530501612	2530501613	2530501615
2530501616	2530501618	2530501620
2530501621	2530501623	2530501625
2530501626	2530501630	2530501632
2530501633	2530501634	2530501636
2530501638	2530501641	2530501642
2530501643	2530501647	2530501651
2530501653	2530501656	2530501659
2530501661	2530501663	2530501665
2530501670	2530501676	2530501677
2530501678	2530501682	2530501685
2530501686	2530501688	2530501689
2530501693	2530501696	2530501697
2530501699	2530501700	2530501706
2530501708	2530501714	2530501715
2530501718	2530501723	2530501725
2530501729	2530501730	2530501732

2530501742	2530501744	2530501745
2530501748	2530501754	2530501759
2530501761	2530501764	2530501767
2530501770	2530501771	2530501773
2530501776	2530501779	2530501781
2530501783	2530501784	2530501785
2530501786	2530501787	2530501792
2530501796	2530501797	2530501798
2530501799	2530501803	2530501804
2530501808	2530501810	2530501811
2530501814	2530501815	2530501816
2530501819	2530501820	2530501825
2530501826	2530501828	2530501830
2530501840	2530501842	2530501844
2530501845	2530501846	2530501847
2530501848	2530501854	2530501855
2530501856	2530501857	2530501858
2530501862	2530501866	2530501868
2530501869	2530501871	2530501872
2530501873	2530501876	2530501877
2530501879	2530501880	2530501881
2530501883	2530501888	2530501890
2530501895	2530501898	2530501900
2530501902	2530501903	2530501905
2530501907	2530501908	2530501909
2530501910	2530501919	2530501921
2530501922	2530501923	2530501924
2530501930	2530501931	2530501932
2530501933	2530501934	2530501938
2530501941	2530501943	2530501945
2530501946	2530501947	2530501950
2530501952	2530501953	2530501957
2530501958	2530501960	2530501961
2530501964	2530501965	2530501968
2530501969	2530501976	2530501979
2530501980	2530501981	2530501985
2530501987	2530501988	2530501991
2530501992	2530501996	2530501999
2530502001	2530502004	2530502007
2530502008	2530502011	2530502015
2530502017	2530502019	2530502022
2530502025	2530502026	2530502027
2530502029	2530502032	2530502033
2530502034	2530502036	2530502040
2530502041	2530502042	2530502046
2530502047	2530502051	2530502059
2530502062	2530502068	2530502075
2530502077	2530502078	2530502081
2530502083	2530502084	2530502085
2530502086	2530502087	2530502089
2530502091	2530502092	2530502099
2530502100	2530502102	2530502103
2530502109	2530502111	2530502114
2530502115	2530502117	2530502119
2530502121	2530502125	2530502127
2530502132	2530502134	2530502136
2530502137	2530502139	2530502142
2530502143	2530502144	2530502146
2530502147	2530502148	2530502149
2530502150	2530502151	2530502153
2530502157	2530502160	2530502161
2530502166	2530502167	2530502168
2530502169	2530502170	2530502172
2530502174	2530502175	2530502177
2530502178	2530502179	2530502182
2530502183	2530502184	2530502186
2530502188	2530502190	2530502193
2530502196	2530502199	2530502203
2530502204	2530502206	2530502208
2530502209	2530502210	2530502211
2530502214	2530502215	2530502218
2530502220	2530502221	2530502224
2530502228	2530502229	2530502234
2530502235	2530502237	2530502238
2530502240	2530502246	2530502251
2530502256	2530502258	2530502260
2530502262	2530502269	2530502273
2530502278	2530502283	2530502284
2530502285	2530502287	2530502291
2530502292	2530502293	2530502294
2530502295	2530502296	2530502301
2530502309	2530502311	2530502316
2530502325	2530502327	2530502330
2530502331	2530502332	2530502334
2530502339	2530502344	2530502352
2530502355	2530502356	2530502358
2530502359	2530502364	2530502365
2530502366	2530502367	2530502372
2530502373	2530502374	2530502375
2530502377	2530502378	2530502380
2530502384	2530502385	2530502388
2530502390	2530502393	2530502400
2530502401	2530502402	2530502405
2530502406	2530502408	2530502410
2530502411	2530502413	2530502415
2530502416	2530502417	

水質関係第２種公害防止管理者試験

2530600001	2530600002	2530600007
2530600009	2530600012	2530600013
2530600020	2530600021	2530600022
2530600026	2530600027	2530600030
2530600034	2530600036	2530600037
2530600040	2530600041	2530600042
2530600049	2530600055	2530600061
2530600063	2530600066	2530600069
2530600070	2530600079	2530600080
2530600082	2530600091	2530600098
2530600099	2530600111	2530600113
2530600118	2530600120	2530600125
2530600133	2530600144	2530600151
2530600152	2530600153	2530600156
2530600157	2530600162	2530600168
2530600171	2530600172	2530600173
2530600175	2530600179	2530600184
2530600193	2530600196	2530600199
2530600200	2530600207	2530600209
2530600210	2530600217	2530600222
2530600224	2530600228	2530600229
2530600233	2530600234	2530600236
2530600240	2530600241	2530600246
2530600252	2530600253	2530600258
2530600271	2530600279	2530600280
2530600281	2530600291	2530600298
2530600304	2530600305	2530600308
2530600312	2530600316	2530600317
2530600330	2530600332	2530600337
2530600350	2530600356	2530600361
2530600362	2530600363	2530600367
2530600371	2530600373	2530600374
2530600384	2530600388	2530600392
2530600394	2530600405	2530600407
2530600412	2530600413	2530600417
2530600419	2530600420	2530600423
2530600424	2530600432	2530600446
2530600451	2530600454	2530600455
2530600457	2530600461	2530600467
2530600475	2530600478	2530600481
2530600482	2530600488	2530600491
2530600492	2530600502	2530600513
2530600520	2530600528	

水質関係第３種公害防止管理者試験

2530700001	2530700002	2530700003
2530700005	2530700006	2530700007
2530700008	2530700012	2530700013
2530700017	2530700019	2530700020
2530700021	2530700023	2530700024
2530700029	2530700034	2530700041
2530700044	2530700049	2530700052
2530700059	2530700060	2530700062
2530700069	2530700073	2530700078
2530700079	2530700082	2530700083
2530700090	2530700092	2530700093
2530700096	2530700104	2530700108
2530700112	2530700113	2530700114
2530700115	2530700120	2530700124
2530700126	2530700127	2530700140
2530700144	2530700145	2530700150
2530700152	2530700153	2530700159
2530700160	2530700162	2530700163
2530700168	2530700169	2530700170
2530700171	2530700173	2530700174
2530700190	2530700191	2530700194
2530700195	2530700196	2530700198
2530700199	2530700200	

水質関係第４種公害防止管理者試験

2530800001	2530800005	2530800008
2530800009	2530800011	2530800012
2530800018	2530800024	2530800030
2530800032	2530800035	2530800036
2530800038	2530800042	2530800048
2530800057	2530800060	2530800062
2530800068	2530800069	2530800073
2530800074	2530800077	2530800081
2530800083	2530800091	2530800100
2530800109	2530800114	2530800119
2530800127	2530800128	2530800132
2530800133	2530800134	2530800136

2530800144 2530800146 2530800150
2530800151 2530800152 2530800154
2530800157 2530800158 2530800160
2530800162 2530800169 2530800171
2530800173 2530800178 2530800179
2530800180 2530800184 2530800185
2530800188 2530800193 2530800196
2530800205 2530800209 2530800210
2530800212 2530800213 2530800217
2530800224 2530800226 2530800227
2530800231 2530800232 2530800237
2530800240 2530800241 2530800242
2530800250 2530800252 2530800253
2530800254 2530800255 2530800257
2530800263 2530800267 2530800270
2530800277 2530800281 2530800283
2530800284 2530800291 2530800293
2530800295 2530800298 2530800302
2530800305 2530800306 2530800315
2530800323 2530800324 2530800325
2530800327 2530800328 2530800330
2530800331 2530800333 2530800338
2530800339 2530800342 2530800344
2530800347 2530800349 2530800350
2530800351 2530800354 2530800355
2530800363 2530800369 2530800371
2530800372 2530800380 2530800381
2530800389 2530800396 2530800400
2530800408 2530800411 2530800412
2530800416 2530800417 2530800418
2530800422 2530800423 2530800424
2530800425 2530800426 2530800428
2530800430 2530800433 2530800436
2530800438 2530800447 2530800454
2530800459 2530800467 2530800470
2530800471 2530800473 2530800475
2530800476 2530800478 2530800479
2530800480 2530800484 2530800486
2530800490 2530800491 2530800493
2530800495 2530800500 2530800501
2530800502 2530800506 2530800508
2530800510 2530800517 2530800518
2530800519 2530800523 2530800526
2530800535 2530800536 2530800539
2530800541 2530800543 2530800550
2530800552 2530800553 2530800555
2530800558 2530800561 2530800562
2530800564 2530800565 2530800568
2530800569 2530800574 2530800578
2530800582 2530800589 2530800591
2530800601 2530800602 2530800607
2530800615 2530800618 2530800624
2530800627 2530800628 2530800636
2530800645 2530800654 2530800656
2530800657 2530800660 2530800664
2530800671 2530800677 2530800678
2530800684 2530800687 2530800689
2530800695 2530800705 2530800707
2530800708 2530800716 2530800723
2530800727 2530800730 2530800732
2530800733 2530800734 2530800742
2530800743 2530800744 2530800746
2530800750 2530800752 2530800767
2530800772 2530800775 2530800785
2530800787 2530800789 2530800790
2530800792 2530800793 2530800795
2530800796 2530800798 2530800799
2530800803 2530800807 2530800815
2530800818 2530800819 2530800820
2530800822 2530800825 2530800831
2530800835 2530800841 2530800844
2530800845 2530800846 2530800849
2530800853 2530800855 2530800856
2530800857 2530800859 2530800867
2530800873 2530800883 2530800886
2530800887 2530800888 2530800891
2530800893 2530800895 2530800898
2530800902 2530800905 2530800906
2530800911 2530800912 2530800913
2530800917 2530800922 2530800924
2530800926 2530800927 2530800932
2530800933 2530800934 2530800937
2530800940 2530800947

騒音・振動関係公害防止管理者試験

2530900001 2530900002 2530900003
2530900005 2530900008 2530900009
2530900010 2530900011 2530900024
2530900039 2530900044 2530900047
2530900048 2530900050 2530900055
2530900057 2530900059 2530900061
2530900070 2530900072 2530900073
2530900074 2530900075 2530900076
2530900079 2530900081 2530900084
2530900085 2530900092 2530900096
2530900097 2530900101 2530900105
2530900112 2530900115 2530900117
2530900120 2530900124 2530900131
2530900137 2530900143 2530900144
2530900145 2530900149 2530900155
2530900158 2530900161 2530900163
2530900164 2530900165 2530900168
2530900173 2530900175 2530900189
2530900191 2530900196 2530900200
2530900201 2530900205 2530900207
2530900208 2530900210 2530900211
2530900212 2530900222 2530900227
2530900228 2530900235 2530900237
2530900238 2530900239 2530900240
2530900242 2530900246 2530900250
2530900252 2530900253 2530900262
2530900264 2530900266 2530900268
2530900269 2530900273 2530900274
2530900277 2530900280 2530900282
2530900292 2530900297 2530900298
2530900301 2530900302 2530900304
2530900305 2530900315 2530900318
2530900322 2530900324 2530900325
2530900326 2530900330 2530900331
2530900340 2530900341 2530900342
2530900345 2530900348 2530900350
2530900354 2530900355 2530900366
2530900370 2530900371 2530900376
2530900379 2530900387 2530900390
2530900391 2530900393 2530900395
2530900397 2530900400 2530900402
2530900403 2530900405 2530900407
2530900409 2530900415 2530900424
2530900436 2530900437 2530900443
2530900444 2530900445 2530900454
2530900459 2530900463 2530900464
2530900471 2530900474 2530900476
2530900481 2530900482 2530900486
2530900487 2530900497 2530900499
2530900501

特定粉じん関係公害防止管理者試験

2531000002 2531000009 2531000010
2531000013 2531000017 2531000018
2531000019 2531000023 2531000024
2531000027 2531000029 2531000030
2531000033 2531000036 2531000043
2531000046 2531000048 2531000049
2531000050 2531000052 2531000055
2531000057 2531000062 2531000065
2531000069 2531000071 2531000073
2531000078 2531000082 2531000085
2531000089 2531000090

一般粉じん関係公害防止管理者試験

2531100002 2531100004 2531100026
2531100030 2531100034 2531100037
2531100049 2531100051 2531100052
2531100058 2531100062 2531100065
2531100068

ダイオキシン類関係公害防止管理者試験

2531200001 2531200002 2531200003
2531200004 2531200006 2531200008
2531200009 2531200010 2531200011
2531200014 2531200016 2531200017
2531200018 2531200021 2531200022
2531200023 2531200024 2531200027
2531200031 2531200032 2531200034
2531200035 2531200038 2531200041
2531200042 2531200046 2531200047
2531200051 2531200052 2531200053
2531200055 2531200059 2531200060
2531200064 2531200065 2531200066
2531200069 2531200070 2531200071
2531200073 2531200074 2531200075
2531200076 2531200077 2531200078
2531200079 2531200080 2531200084
2531200087 2531200089 2531200090
2531200092 2531200093 2531200095
2531200096 2531200097 2531200098
2531200100 2531200101 2531200102
2531200104 2531200108 2531200110
2531200111 2531200113 2531200121
2531200124 2531200127 2531200128
2531200130 2531200134 2531200135

2531200136 2531200137 2531200138
2531200139 2531200140 2531200142
2531200144 2531200146 2531200149
2531200150 2531200151 2531200152
2531200154 2531200157 2531200159
2531200161 2531200163 2531200165
2531200166 2531200167 2531200168
2531200170 2531200171 2531200172
2531200176 2531200177 2531200179
2531200180 2531200183 2531200186
2531200187 2531200188 2531200189
2531200190 2531200195 2531200197
2531200198 2531200199 2531200200
2531200201 2531200203 2531200204
2531200206 2531200207 2531200208
2531200209 2531200210 2531200211
2531200213 2531200215 2531200217
2531200218 2531200219 2531200221
2531200225 2531200227 2531200229
2531200230 2531200232 2531200236
2531200238 2531200240 2531200242
2531200243 2531200244

公害防止主任管理者試験

2531300003 2531300005 2531300013
2531300014 2531300017

試験地：愛知県

大気関係第１種公害防止管理者試験

2540100001 2540100004 2540100005
2540100009 2540100010 2540100012
2540100014 2540100019 2540100025
2540100027 2540100030 2540100031
2540100035 2540100038 2540100039
2540100048 2540100051 2540100058
2540100062 2540100064 2540100066
2540100068 2540100070 2540100078
2540100084 2540100086 2540100090
2540100097 2540100102 2540100104
2540100108 2540100109 2540100122
2540100131 2540100134 2540100136
2540100137 2540100139 2540100141
2540100146 2540100151 2540100160
2540100161 2540100162 2540100165
2540100169 2540100171 2540100172
2540100180 2540100182 2540100183
2540100188 2540100189 2540100190
2540100192 2540100194 2540100199
2540100202 2540100203 2540100208
2540100209 2540100212 2540100213
2540100222 2540100223 2540100233
2540100235 2540100236 2540100237
2540100238 2540100243 2540100246
2540100247 2540100248 2540100254
2540100255 2540100264 2540100269
2540100272 2540100273 2540100282
2540100284 2540100285 2540100287
2540100289 2540100290 2540100295
2540100297 2540100298 2540100301
2540100304 2540100310 2540100315
2540100319 2540100320 2540100322
2540100325 2540100327 2540100332
2540100334 2540100336 2540100339
2540100340 2540100341 2540100344
2540100348 2540100349 2540100350
2540100361 2540100362 2540100363
2540100365 2540100366 2540100371
2540100372 2540100374 2540100384
2540100386 2540100387 2540100393
2540100394 2540100395 2540100402
2540100406 2540100407 2540100410
2540100411 2540100414 2540100417
2540100423 2540100428 2540100430
2540100432 2540100433 2540100434
2540100437 2540100439 2540100440
2540100442 2540100445 2540100450
2540100458 2540100463 2540100464
2540100469 2540100472 2540100480
2540100484 2540100485 2540100491
2540100504 2540100508 2540100511
2540100516 2540100518 2540100523
2540100526 2540100527 2540100538
2540100539 2540100543 2540100544
2540100545 2540100547 2540100549
2540100550 2540100553 2540100555
2540100558 2540100560 2540100564
2540100566 2540100576 2540100588
2540100589 2540100592 2540100600
2540100602 2540100603 2540100605

大気関係第２種公害防止管理者試験

2540200002 2540200003 2540200010
2540200018 2540200024 2540200030
2540200035 2540200036 2540200039
2540200041

大気関係第３種公害防止管理者試験

2540300002 2540300003 2540300004
2540300005 2540300022 2540300023
2540300038 2540300047 2540300057
2540300064 2540300067 2540300075
2540300079 2540300088 2540300090
2540300104 2540300112 2540300117
2540300120 2540300133 2540300134
2540300139 2540300145 2540300149
2540300153 2540300176 2540300187
2540300194 2540300197 2540300202

大気関係第４種公害防止管理者試験

2540400006 2540400013 2540400014
2540400015 2540400021 2540400027
2540400030 2540400031 2540400040
2540400044 2540400048 2540400053
2540400054 2540400055 2540400059
2540400071 2540400073 2540400078
2540400085 2540400087 2540400089
2540400091 2540400102 2540400105
2540400112 2540400114 2540400121
2540400122 2540400123 2540400124
2540400134 2540400147 2540400154
2540400160 2540400168 2540400173
2540400175 2540400182 2540400184
2540400193 2540400197 2540400201
2540400209 2540400210 2540400222
2540400228 2540400229 2540400231
2540400236 2540400239 2540400242
2540400251 2540400256 2540400258
2540400260 2540400264 2540400266
2540400271 2540400274 2540400277
2540400280 2540400282 2540400283
2540400284 2540400286 2540400287

水質関係第１種公害防止管理者試験

2540500001 2540500003 2540500005
2540500006 2540500007 2540500008
2540500010 2540500011 2540500014
2540500016 2540500021 2540500023
2540500024 2540500025 2540500030
2540500041 2540500043 2540500044
2540500047 2540500051 2540500055
2540500056 2540500057 2540500061
2540500062 2540500063 2540500065
2540500067 2540500068 2540500069
2540500070 2540500073 2540500074
2540500075 2540500077 2540500080
2540500082 2540500085 2540500089
2540500091 2540500092 2540500093
2540500095 2540500096 2540500102
2540500106 2540500107 2540500108
2540500110 2540500113 2540500119
2540500120 2540500122 2540500127
2540500128 2540500129 2540500130
2540500131 2540500133 2540500134
2540500140 2540500141 2540500143
2540500144 2540500145 2540500149
2540500150 2540500151 2540500155
2540500161 2540500165 2540500169
2540500170 2540500172 2540500173
2540500175 2540500180 2540500186
2540500191 2540500193 2540500194
2540500196 2540500197 2540500200
2540500204 2540500209 2540500211
2540500215 2540500217 2540500220
2540500221 2540500223 2540500224
2540500225 2540500229 2540500234
2540500237 2540500238 2540500241
2540500245 2540500249 2540500250
2540500253 2540500256 2540500259
2540500260 2540500268 2540500274
2540500278 2540500279 2540500282
2540500284 2540500286 2540500291
2540500294 2540500295 2540500296
2540500297 2540500300 2540500302
2540500303 2540500304 2540500305
2540500307 2540500308 2540500311
2540500315 2540500316 2540500319
2540500324 2540500327 2540500329
2540500334 2540500335 2540500337

2540500339 2540500340 2540500345
2540500346 2540500348 2540500349
2540500357 2540500358 2540500362
2540500365 2540500370 2540500372
2540500377 2540500381 2540500384
2540500391 2540500397 2540500398
2540500399 2540500400 2540500402
2540500406 2540500408 2540500409
2540500410 2540500415 2540500419
2540500424 2540500425 2540500428
2540500431 2540500433 2540500435
2540500436 2540500437 2540500438
2540500441 2540500443 2540500445
2540500447 2540500454 2540500455
2540500458 2540500460 2540500461
2540500465 2540500466 2540500468
2540500470 2540500471 2540500472
2540500476 2540500477 2540500479
2540500480 2540500481 2540500482
2540500483 2540500484 2540500487
2540500489 2540500490 2540500491
2540500494 2540500495 2540500497
2540500499 2540500500 2540500507
2540500509 2540500513 2540500514
2540500520 2540500523 2540500529
2540500531 2540500536 2540500541
2540500543 2540500544 2540500546
2540500553 2540500555 2540500556
2540500557 2540500558 2540500559
2540500562 2540500563 2540500565
2540500566 2540500568 2540500570
2540500571 2540500572 2540500575
2540500576 2540500581 2540500582
2540500583 2540500584 2540500585
2540500586 2540500587 2540500588
2540500594 2540500598 2540500599
2540500601 2540500604 2540500608
2540500610 2540500613 2540500614
2540500615 2540500624 2540500625
2540500627 2540500630 2540500634
2540500635 2540500636 2540500638
2540500639 2540500640 2540500643
2540500645 2540500647 2540500649
2540500651 2540500652 2540500656
2540500658 2540500659 2540500660
2540500661 2540500667 2540500668
2540500669 2540500673 2540500674
2540500676 2540500681 2540500684
2540500685 2540500687 2540500689
2540500694 2540500695 2540500702
2540500704 2540500705 2540500707
2540500709 2540500713 2540500714
2540500718 2540500719 2540500720
2540500721 2540500722 2540500728
2540500733 2540500735 2540500741
2540500746 2540500751 2540500753
2540500754 2540500755 2540500756
2540500758 2540500759 2540500764
2540500766 2540500767 2540500769
2540500775 2540500778 2540500783
2540500784 2540500786 2540500788
2540500789 2540500790 2540500793
2540500796 2540500797 2540500800
2540500801 2540500805 2540500810
2540500821 2540500824 2540500826
2540500827 2540500830 2540500831
2540500833 2540500834 2540500835
2540500836 2540500838 2540500849
2540500850 2540500852 2540500854
2540500855 2540500856 2540500861
2540500863 2540500867 2540500869
2540500873 2540500875 2540500876
2540500880 2540500883 2540500884
2540500886 2540500887 2540500890
2540500891 2540500892 2540500893
2540500894 2540500897 2540500898
2540500900 2540500902 2540500903
2540500907 2540500908 2540500910
2540500913 2540500914 2540500919
2540500920 2540500922 2540500925
2540500929 2540500931 2540500933
2540500935 2540500937 2540500938
2540500940 2540500941 2540500943
2540500945 2540500946 2540500948
2540500949 2540500950 2540500953
2540500959 2540500960 2540500964
2540500965 2540500967 2540500968
2540500970 2540500971 2540500972
2540500975 2540500976 2540500977
2540500978 2540500983 2540500984
2540500985 2540500986 2540500988
2540500989 2540500992 2540500993
2540500994 2540500998 2540501000
2540501009 2540501010 2540501016
2540501019 2540501020 2540501022
2540501023 2540501025 2540501028

水質関係第２種公害防止管理者試験

2540600001 2540600002 2540600006
2540600007 2540600009 2540600012
2540600017 2540600031 2540600032
2540600035 2540600042 2540600043
2540600062 2540600065 2540600068
2540600090 2540600099 2540600100
2540600101 2540600107 2540600109
2540600112 2540600118 2540600121
2540600122 2540600124 2540600129
2540600132 2540600141 2540600151
2540600154 2540600157 2540600161
2540600164 2540600166 2540600169
2540600180 2540600186 2540600192
2540600203 2540600207 2540600208
2540600212 2540600220 2540600224
2540600228 2540600233 2540600237
2540600242 2540600244 2540600248
2540600253 2540600254 2540600256
2540600257 2540600261 2540600262
2540600264 2540600265 2540600270
2540600273 2540600278 2540600294
2540600296 2540600297 2540600299
2540600305 2540600308 2540600309
2540600312 2540600315

水質関係第３種公害防止管理者試験

2540700001 2540700002 2540700003
2540700005 2540700007 2540700012
2540700014 2540700016 2540700017
2540700024 2540700028 2540700034
2540700037 2540700041 2540700043
2540700044 2540700045 2540700047
2540700049 2540700050 2540700057
2540700061 2540700066 2540700071
2540700072 2540700075 2540700077
2540700079 2540700087 2540700088
2540700089

水質関係第４種公害防止管理者試験

2540800002 2540800006 2540800010
2540800013 2540800015 2540800020
2540800026 2540800029 2540800036
2540800039 2540800041 2540800051
2540800053 2540800064 2540800068
2540800070 2540800078 2540800079
2540800082 2540800090 2540800093
2540800099 2540800100 2540800106
2540800110 2540800113 2540800115
2540800118 2540800125 2540800134
2540800141 2540800153 2540800162
2540800166 2540800169 2540800171
2540800173 2540800181 2540800185
2540800186 2540800188 2540800190
2540800192 2540800197 2540800201
2540800205 2540800208 2540800213
2540800217 2540800220 2540800226
2540800229 2540800230 2540800231
2540800234 2540800236 2540800240
2540800241 2540800244 2540800247
2540800248 2540800251 2540800254
2540800255 2540800258 2540800259
2540800261 2540800262 2540800264
2540800265 2540800269 2540800271
2540800274 2540800285 2540800293
2540800294 2540800297 2540800307
2540800314 2540800321 2540800326
2540800328 2540800331 2540800333
2540800335 2540800336 2540800337
2540800345 2540800347 2540800370
2540800384 2540800386 2540800389
2540800391 2540800395 2540800399
2540800402 2540800403 2540800405
2540800406 2540800409 2540800410
2540800412 2540800417 2540800418
2540800419 2540800421 2540800424
2540800428 2540800430 2540800431
2540800432 2540800433 2540800434
2540800439 2540800441 2540800445
2540800446 2540800461 2540800467
2540800470

騒音・振動関係公害防止管理者試験

2540900002 2540900003 2540900004
2540900007 2540900008 2540900009
2540900011 2540900012 2540900014
2540900021 2540900022 2540900024
2540900025 2540900026 2540900029

2540900030 2540900038 2540900043
2540900044 2540900045 2540900049
2540900051 2540900056 2540900062
2540900063 2540900066 2540900079
2540900087 2540900092 2540900099
2540900100 2540900102 2540900106
2540900108 2540900113 2540900121
2540900124 2540900125 2540900127
2540900132 2540900146 2540900148
2540900151 2540900153 2540900157
2540900171 2540900175 2540900181
2540900182 2540900187 2540900192
2540900193 2540900194 2540900196
2540900199 2540900201 2540900208
2540900209 2540900211 2540900213
2540900242 2540900243 2540900252
2540900257 2540900259 2540900266
2540900267 2540900268 2540900271
2540900278 2540900282 2540900284
2540900286 2540900291 2540900293
2540900305 2540900307 2540900310

特定粉じん関係公害防止管理者試験

2541000001 2541000003 2541000009
2541000018 2541000032 2541000035
2541000040 2541000044 2541000046
2541000047 2541000051 2541000059
2541000060 2541000061

一般粉じん関係公害防止管理者試験

2541100001 2541100004 2541100015
2541100026

ダイオキシン類関係公害防止管理者試験

2541200001 2541200002 2541200003
2541200004 2541200005 2541200008
2541200010 2541200011 2541200012
2541200013 2541200016 2541200024
2541200025 2541200026 2541200028
2541200030 2541200032 2541200033
2541200034 2541200035 2541200036
2541200037 2541200038 2541200044
2541200045 2541200046 2541200047
2541200048 2541200053 2541200054
2541200056 2541200059 2541200060
2541200066 2541200068 2541200069
2541200071 2541200072 2541200073
2541200076 2541200078 2541200079
2541200080 2541200081 2541200086
2541200090 2541200091 2541200092
2541200093 2541200094 2541200097
2541200098 2541200099 2541200100
2541200109 2541200111 2541200113
2541200114 2541200116 2541200119
2541200123 2541200126 2541200128
2541200130 2541200133 2541200135
2541200136 2541200137 2541200139
2541200140 2541200141

公害防止主任管理者試験

2541300007 2541300009

試験地：大阪府

大気関係第１種公害防止管理者試験

2550100001 2550100004 2550100005
2550100007 2550100009 2550100016
2550100019 2550100021 2550100022
2550100028 2550100029 2550100032
2550100033 2550100034 2550100039
2550100043 2550100053 2550100054
2550100059 2550100062 2550100066
2550100069 2550100072 2550100078
2550100079 2550100080 2550100083
2550100090 2550100093 2550100109
2550100111 2550100113 2550100114
2550100119 2550100122 2550100123
2550100126 2550100127 2550100133
2550100134 2550100137 2550100141
2550100145 2550100147 2550100151
2550100152 2550100153 2550100154
2550100157 2550100158 2550100159
2550100163 2550100166 2550100169
2550100172 2550100173 2550100177
2550100182 2550100183 2550100185
2550100186 2550100190 2550100191
2550100193 2550100195 2550100196
2550100199 2550100201 2550100202
2550100211 2550100214 2550100220
2550100222 2550100223 2550100226
2550100232 2550100233 2550100234
2550100236 2550100240 2550100241
2550100245 2550100246 2550100247
2550100257 2550100258 2550100263
2550100264 2550100268 2550100270
2550100273 2550100274 2550100278
2550100282 2550100286 2550100293
2550100294 2550100295 2550100296
2550100298 2550100301 2550100303
2550100304 2550100307 2550100315
2550100318 2550100320 2550100321
2550100323 2550100329 2550100332
2550100333 2550100335 2550100338
2550100340 2550100343 2550100346
2550100347 2550100348 2550100349
2550100355 2550100358 2550100360
2550100371 2550100373 2550100374
2550100375 2550100376 2550100377
2550100393 2550100395 2550100396
2550100399 2550100405 2550100417
2550100419 2550100420 2550100421
2550100423 2550100428 2550100431
2550100432 2550100435 2550100436
2550100438 2550100444 2550100446
2550100453 2550100454 2550100455
2550100456 2550100460 2550100464
2550100465 2550100466 2550100472
2550100473 2550100475 2550100481
2550100483 2550100488 2550100494
2550100498 2550100499 2550100504
2550100505 2550100510 2550100511
2550100512 2550100513 2550100516
2550100519 2550100527 2550100528
2550100532 2550100533 2550100535
2550100541 2550100542 2550100544
2550100546 2550100547 2550100551
2550100553 2550100560 2550100566
2550100571 2550100573 2550100580
2550100582 2550100583 2550100587
2550100588 2550100590 2550100595
2550100596 2550100599 2550100601
2550100602 2550100604 2550100606
2550100612 2550100613 2550100615
2550100618 2550100623 2550100624
2550100633 2550100640 2550100641
2550100646 2550100648 2550100650
2550100652 2550100655 2550100656
2550100657 2550100659 2550100665
2550100669 2550100671 2550100672
2550100680 2550100681 2550100689
2550100690 2550100692 2550100694
2550100701 2550100702 2550100707
2550100709 2550100711 2550100713
2550100714 2550100715 2550100718

大気関係第２種公害防止管理者試験

2550200002 2550200003 2550200005
2550200006 2550200009 2550200010
2550200011 2550200017 2550200018
2550200019 2550200020

大気関係第３種公害防止管理者試験

2550300001 2550300003 2550300005
2550300007 2550300010 2550300013
2550300014 2550300016 2550300025
2550300027 2550300031 2550300038
2550300040 2550300046 2550300048
2550300057 2550300060 2550300062
2550300063 2550300071 2550300073
2550300074 2550300075 2550300077
2550300083 2550300084 2550300085
2550300088 2550300096 2550300098
2550300103 2550300108 2550300116
2550300127 2550300135 2550300136
2550300142 2550300143 2550300144

大気関係第４種公害防止管理者試験

2550400001 2550400005 2550400006
2550400007 2550400008 2550400009
2550400010 2550400011 2550400014
2550400016 2550400019 2550400021
2550400047 2550400050 2550400052
2550400055 2550400059 2550400088
2550400089 2550400090 2550400093
2550400100 2550400105 2550400106
2550400107 2550400111 2550400112
2550400121 2550400124 2550400126
2550400127 2550400132 2550400138
2550400141 2550400143 2550400145
2550400146 2550400148 2550400150
2550400152 2550400154 2550400156
2550400159 2550400160 2550400162
2550400168 2550400173 2550400182
2550400186 2550400187 2550400198
2550400203 2550400221 2550400222
2550400226 2550400235 2550400238

2550400242	2550400243	2550400244
2550400251	2550400253	2550400257
2550400261	2550400262	2550400270
2550400277	2550400280	2550400295
2550400298	2550400299	2550400302
2550400308	2550400311	2550400313
2550400315	2550400318	

水質関係第１種公害防止管理者試験

2550500002	2550500003	2550500004
2550500005	2550500008	2550500009
2550500010	2550500011	2550500012
2550500014	2550500015	2550500017
2550500024	2550500031	2550500032
2550500038	2550500042	2550500044
2550500045	2550500046	2550500047
2550500054	2550500055	2550500057
2550500058	2550500060	2550500062
2550500063	2550500064	2550500065
2550500071	2550500072	2550500073
2550500081	2550500083	2550500085
2550500090	2550500093	2550500094
2550500098	2550500099	2550500100
2550500102	2550500114	2550500117
2550500119	2550500120	2550500121
2550500123	2550500126	2550500128
2550500129	2550500130	2550500133
2550500136	2550500137	2550500138
2550500140	2550500144	2550500145
2550500146	2550500147	2550500148
2550500149	2550500151	2550500153
2550500154	2550500156	2550500160
2550500161	2550500164	2550500165
2550500166	2550500167	2550500173
2550500176	2550500178	2550500181
2550500182	2550500186	2550500191
2550500194	2550500195	2550500197
2550500199	2550500202	2550500205
2550500206	2550500207	2550500209
2550500213	2550500215	2550500218
2550500220	2550500222	2550500224
2550500228	2550500229	2550500231
2550500234	2550500240	2550500241
2550500244	2550500246	2550500252
2550500253	2550500257	2550500258
2550500262	2550500265	2550500267
2550500268	2550500273	2550500277
2550500279	2550500283	2550500285
2550500286	2550500287	2550500291
2550500297	2550500298	2550500299
2550500300	2550500304	2550500305
2550500308	2550500316	2550500321
2550500322	2550500323	2550500324
2550500327	2550500334	2550500336
2550500338	2550500341	2550500343
2550500344	2550500350	2550500360
2550500363	2550500364	2550500365
2550500367	2550500369	2550500371
2550500375	2550500378	2550500380
2550500381	2550500384	2550500385
2550500386	2550500387	2550500388
2550500389	2550500390	2550500392
2550500393	2550500398	2550500400
2550500401	2550500403	2550500405
2550500406	2550500408	2550500410
2550500411	2550500415	2550500417
2550500419	2550500420	2550500423
2550500424	2550500431	2550500432
2550500434	2550500438	2550500441
2550500445	2550500446	2550500448
2550500451	2550500454	2550500456
2550500457	2550500460	2550500462
2550500464	2550500466	2550500468
2550500471	2550500472	2550500474
2550500475	2550500476	2550500477
2550500480	2550500481	2550500482
2550500483	2550500485	2550500490
2550500493	2550500495	2550500496
2550500497	2550500502	2550500504
2550500505	2550500510	2550500512
2550500513	2550500514	2550500518
2550500519	2550500520	2550500522
2550500525	2550500527	2550500528
2550500531	2550500532	2550500536
2550500537	2550500542	2550500543
2550500546	2550500547	2550500549
2550500550	2550500552	2550500555
2550500559	2550500560	2550500562
2550500563	2550500564	2550500567
2550500568	2550500570	2550500573
2550500575	2550500577	2550500578
2550500579	2550500581	2550500582
2550500584	2550500587	2550500591
2550500593	2550500594	2550500596
2550500599	2550500601	2550500603
2550500604	2550500608	2550500611
2550500613	2550500615	2550500617
2550500618	2550500621	2550500622
2550500624	2550500628	2550500630
2550500631	2550500635	2550500636
2550500638	2550500639	2550500642
2550500643	2550500644	2550500645
2550500646	2550500647	2550500648
2550500650	2550500651	2550500652
2550500654	2550500657	2550500658
2550500659	2550500660	2550500661
2550500663	2550500664	2550500668
2550500670	2550500672	2550500674
2550500677	2550500680	2550500681
2550500684	2550500685	2550500687
2550500689	2550500690	2550500691
2550500693	2550500695	2550500696
2550500702	2550500705	2550500707
2550500709	2550500715	2550500719
2550500720	2550500721	2550500722
2550500725	2550500726	2550500727
2550500735	2550500738	2550500747
2550500749	2550500752	2550500753
2550500756	2550500758	2550500759
2550500762	2550500763	2550500764
2550500765	2550500766	2550500768
2550500769	2550500773	2550500777
2550500779	2550500780	2550500782
2550500784	2550500786	2550500787
2550500788	2550500789	2550500791
2550500793	2550500796	2550500797
2550500798	2550500799	2550500804
2550500808	2550500809	2550500812
2550500817	2550500821	2550500822
2550500824	2550500826	2550500831
2550500832	2550500833	2550500838
2550500849	2550500850	2550500851
2550500852	2550500855	2550500856
2550500860	2550500864	2550500866
2550500868	2550500871	2550500874
2550500876	2550500881	2550500884
2550500886	2550500887	2550500892
2550500899	2550500901	2550500904
2550500905	2550500906	2550500907
2550500912	2550500915	2550500919
2550500920	2550500924	2550500927
2550500928	2550500930	2550500937
2550500940	2550500942	2550500944
2550500946	2550500947	2550500948
2550500949	2550500953	2550500954
2550500955	2550500956	2550500962
2550500967	2550500968	2550500969
2550500971	2550500972	2550500973
2550500976	2550500990	2550500994
2550500996	2550500998	2550501001
2550501002	2550501006	2550501009
2550501010	2550501012	2550501013
2550501015	2550501017	2550501018
2550501023	2550501024	2550501025
2550501026	2550501027	2550501028
2550501029	2550501031	2550501032
2550501036		

水質関係第２種公害防止管理者試験

2550600001	2550600002	2550600003
2550600005	2550600011	2550600015
2550600024	2550600025	2550600026
2550600028	2550600030	2550600034
2550600035	2550600037	2550600039
2550600043	2550600046	2550600049
2550600051	2550600053	2550600055
2550600057	2550600059	2550600062
2550600068	2550600071	2550600078
2550600079	2550600082	2550600087
2550600088	2550600091	2550600093
2550600094	2550600095	2550600100
2550600101	2550600104	2550600107
2550600110	2550600115	2550600118
2550600123	2550600125	2550600135
2550600140	2550600141	2550600143
2550600146	2550600151	2550600155
2550600157	2550600163	2550600168
2550600170	2550600171	2550600172
2550600173	2550600176	2550600185
2550600195	2550600196	2550600204
2550600206	2550600208	

水質関係第３種公害防止管理者試験

2550700001 2550700002 2550700005
2550700006 2550700007 2550700008
2550700012 2550700016 2550700018
2550700022 2550700026 2550700027
2550700031 2550700033 2550700035
2550700039 2550700041 2550700044
2550700047 2550700051 2550700052
2550700053 2550700054 2550700056
2550700059 2550700063 2550700064
2550700065 2550700066 2550700068
2550700082 2550700084 2550700087
2550700088

水質関係第４種公害防止管理者試験

2550800001 2550800002 2550800003
2550800004 2550800005 2550800008
2550800009 2550800011 2550800012
2550800015 2550800024 2550800033
2550800034 2550800036 2550800039
2550800042 2550800043 2550800046
2550800047 2550800052 2550800053
2550800054 2550800060 2550800062
2550800066 2550800068 2550800070
2550800075 2550800077 2550800078
2550800079 2550800082 2550800085
2550800088 2550800089 2550800098
2550800101 2550800102 2550800103
2550800104 2550800105 2550800106
2550800109 2550800113 2550800114
2550800116 2550800124 2550800126
2550800129 2550800132 2550800136
2550800138 2550800139 2550800148
2550800149 2550800154 2550800157
2550800159 2550800162 2550800166
2550800172 2550800177 2550800179
2550800180 2550800181 2550800184
2550800189 2550800192 2550800194
2550800198 2550800206 2550800207
2550800210 2550800211 2550800217
2550800222 2550800225 2550800228
2550800229 2550800235 2550800239
2550800244 2550800247 2550800248
2550800255 2550800263 2550800270
2550800273 2550800277 2550800281
2550800284 2550800285 2550800291
2550800293 2550800296 2550800297
2550800298 2550800299 2550800301
2550800302 2550800312 2550800313
2550800315 2550800319 2550800321
2550800328 2550800330 2550800331
2550800335 2550800340 2550800345
2550800348 2550800349 2550800352
2550800357 2550800360 2550800365
2550800368 2550800369 2550800370
2550800374 2550800379 2550800382
2550800383 2550800386 2550800393
2550800394 2550800401 2550800402
2550800403 2550800406 2550800409
2550800410 2550800418 2550800423
2550800426 2550800428 2550800439
2550800440 2550800447

騒音・振動関係公害防止管理者試験

2550900001 2550900002 2550900005
2550900006 2550900007 2550900014
2550900018 2550900024 2550900034
2550900054 2550900057 2550900060
2550900065 2550900066 2550900071
2550900072 2550900075 2550900079
2550900081 2550900082 2550900085
2550900086 2550900087 2550900089
2550900091 2550900092 2550900093
2550900097 2550900098 2550900111
2550900112 2550900114 2550900120
2550900122 2550900127 2550900128
2550900129 2550900140 2550900144
2550900148 2550900155 2550900157
2550900159 2550900166 2550900180
2550900183 2550900185 2550900189
2550900192 2550900193 2550900195
2550900199 2550900217 2550900228
2550900233 2550900240 2550900241
2550900242 2550900246 2550900249
2550900255 2550900259 2550900265
2550900266 2550900267 2550900268
2550900274 2550900278 2550900280
2550900281 2550900284 2550900291
2550900295 2550900298 2550900300
2550900306 2550900307 2550900308
2550900310 2550900311 2550900319
2550900321 2550900325

特定粉じん関係公害防止管理者試験

2551000002 2551000003 2551000004
2551000013 2551000025 2551000032
2551000037 2551000041 2551000042
2551000044 2551000045 2551000050
2551000053 2551000056

一般粉じん関係公害防止管理者試験

2551100001 2551100002 2551100003
2551100004 2551100017 2551100018
2551100020 2551100030

ダイオキシン類関係公害防止管理者試験

2551200001 2551200002 2551200004
2551200005 2551200008 2551200009
2551200011 2551200012 2551200013
2551200014 2551200016 2551200017
2551200018 2551200020 2551200021
2551200026 2551200027 2551200030
2551200035 2551200036 2551200040
2551200041 2551200042 2551200043
2551200047 2551200049 2551200052
2551200054 2551200055 2551200056
2551200057 2551200061 2551200062
2551200063 2551200065 2551200068
2551200070 2551200071 2551200072
2551200075 2551200076 2551200077
2551200079 2551200081 2551200082
2551200083 2551200085 2551200090
2551200092 2551200096 2551200097
2551200106 2551200107 2551200108

公害防止主任管理者試験

2551300004 2551300007 2551300008

試験地：広島市

大気関係第１種公害防止管理者試験

2560100001 2560100002 2560100004
2560100005 2560100011 2560100014
2560100017 2560100018 2560100022
2560100023 2560100028 2560100032
2560100040 2560100051 2560100056
2560100058 2560100060 2560100064
2560100067 2560100068 2560100070
2560100074 2560100079 2560100084
2560100085 2560100095 2560100101
2560100102 2560100103 2560100104
2560100108 2560100109 2560100111
2560100114 2560100115 2560100119
2560100122 2560100125 2560100128
2560100129 2560100131 2560100132
2560100134 2560100149 2560100154
2560100159 2560100164 2560100171
2560100173 2560100175 2560100178
2560100181 2560100184 2560100190
2560100191 2560100200 2560100202
2560100203 2560100212 2560100213
2560100214 2560100217 2560100218
2560100220 2560100221 2560100229
2560100233 2560100235 2560100237
2560100238 2560100251 2560100254
2560100262 2560100264 2560100267
2560100271 2560100272 2560100275
2560100278 2560100285 2560100300
2560100305 2560100318 2560100320
2560100321 2560100322 2560100323
2560100330 2560100331 2560100338
2560100343 2560100359 2560100362
2560100363 2560100365 2560100367
2560100376 2560100380 2560100382
2560100396 2560100401 2560100412
2560100414 2560100415 2560100423
2560100425

大気関係第２種公害防止管理者試験

2560200001 2560200002 2560200006
2560200014

大気関係第３種公害防止管理者試験

2560300001 2560300002 2560300022
2560300024 2560300027 2560300029
2560300037 2560300040 2560300042
2560300045 2560300048 2560300049
2560300056 2560300067 2560300073
2560300077

大気関係第４種公害防止管理者試験

2560400013 2560400015 2560400020
2560400026 2560400029 2560400036
2560400046 2560400052 2560400057
2560400059 2560400064 2560400065

水質関係第１種公害防止管理者試験

2560500004 2560500008 2560500010
2560500012 2560500013 2560500014
2560500016 2560500017 2560500019
2560500020 2560500022 2560500025
2560500026 2560500031 2560500035
2560500037 2560500038 2560500041

2560500043　2560500045　2560500046
2560500047　2560500048　2560500050
2560500051　2560500055　2560500058
2560500060　2560500066　2560500067
2560500068　2560500071　2560500072
2560500075　2560500078　2560500079
2560500083　2560500084　2560500087
2560500088　2560500090　2560500091
2560500092　2560500093　2560500095
2560500096　2560500103　2560500104
2560500105　2560500112　2560500113
2560500117　2560500119　2560500123
2560500126　2560500129　2560500130
2560500131　2560500132　2560500133
2560500135　2560500137　2560500139
2560500146　2560500147　2560500148
2560500149　2560500154　2560500156
2560500157　2560500159　2560500161
2560500163　2560500164　2560500166
2560500169　2560500171　2560500174
2560500175　2560500176　2560500180
2560500186　2560500189　2560500190
2560500193　2560500197　2560500198
2560500201　2560500203　2560500204
2560500207　2560500208　2560500212
2560500213　2560500214　2560500222
2560500223　2560500225　2560500229
2560500230　2560500238　2560500239
2560500243　2560500245　2560500251
2560500253　2560500254　2560500255
2560500257　2560500258　2560500263
2560500265　2560500266　2560500269
2560500271　2560500272　2560500278
2560500279　2560500280　2560500285
2560500286　2560500288　2560500289
2560500294　2560500297　2560500300
2560500302　2560500304　2560500305
2560500306　2560500307　2560500311
2560500312　2560500313　2560500314
2560500319　2560500321　2560500323
2560500330　2560500334　2560500335
2560500338　2560500344　2560500345
2560500348　2560500353　2560500356
2560500357　2560500358　2560500361
2560500363　2560500366　2560500367
2560500368　2560500370　2560500376
2560500377　2560500378　2560500382
2560500383　2560500384　2560500385
2560500387　2560500388　2560500389
2560500390　2560500391　2560500392
2560500397　2560500398　2560500399
2560500403　2560500408　2560500409
2560500410　2560500413　2560500420
2560500422　2560500424　2560500425
2560500428　2560500430　2560500431
2560500439　2560500440　2560500441
2560500443　2560500450　2560500451
2560500458　2560500460　2560500461
2560500462　2560500464　2560500466
2560500471　2560500472　2560500474
2560500479　2560500483　2560500486
2560500489　2560500493　2560500495
2560500497　2560500499　2560500500
2560500501　2560500502　2560500504
2560500509　2560500510　2560500514
2560500515　2560500517　2560500518
2560500519　2560500521　2560500523
2560500527　2560500529　2560500533
2560500535　2560500538　2560500539
2560500542　2560500543　2560500544
2560500545　2560500548　2560500549
2560500555　2560500560　2560500561
2560500564　2560500567　2560500571
2560500572　2560500573　2560500574
2560500575　2560500576　2560500583
2560500584

水質関係第２種公害防止管理者試験

2560600001　2560600004　2560600006
2560600011　2560600014　2560600018
2560600021　2560600026　2560600030
2560600031　2560600037　2560600044
2560600047　2560600050　2560600052

水質関係第３種公害防止管理者試験

2560700002　2560700004　2560700005
2560700006　2560700009　2560700012
2560700016　2560700021　2560700024
2560700028　2560700030　2560700033
2560700036　2560700040　2560700042
2560700047　2560700052　2560700054
2560700056　2560700058　2560700060
2560700063

水質関係第４種公害防止管理者試験

2560800001　2560800002　2560800003
2560800008　2560800011　2560800012
2560800013　2560800020　2560800021
2560800023　2560800024　2560800029
2560800032　2560800033　2560800034
2560800035　2560800036　2560800042
2560800044　2560800049　2560800060
2560800066　2560800073　2560800077
2560800081　2560800084　2560800086
2560800089　2560800090　2560800099
2560800106　2560800115　2560800116
2560800124　2560800126　2560800130
2560800134　2560800135　2560800141
2560800143　2560800147

騒音・振動関係公害防止管理者試験

2560900004　2560900010　2560900014
2560900015　2560900018　2560900019
2560900027　2560900028　2560900035
2560900036　2560900038　2560900047
2560900052　2560900055　2560900064

特定粉じん関係公害防止管理者試験

2561000002　2561000003　2561000018
2561000020　2561000025　2561000028

一般粉じん関係公害防止管理者試験

2561100002　2561100016

ダイオキシン類関係公害防止管理者試験

2561200001　2561200004　2561200005
2561200008　2561200010　2561200011
2561200012　2561200013　2561200014
2561200015　2561200016　2561200018
2561200020　2561200023　2561200025
2561200031　2561200032　2561200033

試験地：高松市

大気関係第１種公害防止管理者試験

2570100001　2570100003　2570100004
2570100006　2570100008　2570100012
2570100013　2570100016　2570100019
2570100024　2570100028　2570100030
2570100033　2570100037　2570100040
2570100043　2570100044　2570100046
2570100050　2570100053　2570100055
2570100056　2570100058　2570100059
2570100061　2570100064　2570100066
2570100067　2570100068　2570100069
2570100077　2570100078　2570100079
2570100081　2570100083　2570100087
2570100089　2570100096　2570100103
2570100106　2570100108　2570100112
2570100113　2570100116　2570100120
2570100122　2570100123　2570100126
2570100129　2570100132　2570100133
2570100134　2570100135　2570100141
2570100142　2570100145　2570100146
2570100148　2570100149　2570100150
2570100155　2570100160　2570100173
2570100174　2570100175　2570100186
2570100193　2570100194　2570100197
2570100200　2570100201　2570100208
2570100210　2570100218　2570100219
2570100222　2570100239　2570100243
2570100245　2570100246　2570100252
2570100253　2570100254　2570100260
2570100265　2570100266　2570100276
2570100277　2570100278　2570100284
2570100285　2570100287　2570100293
2570100296　2570100297　2570100299
2570100300　2570100307　2570100314
2570100315　2570100328　2570100329
2570100333　2570100342　2570100347
2570100354　2570100356　2570100357
2570100359　2570100362

大気関係第２種公害防止管理者試験

2570200003

大気関係第３種公害防止管理者試験

2570300012　2570300023　2570300027
2570300033　2570300038　2570300043
2570300045　2570300053　2570300056
2570300060　2570300064　2570300065
2570300066　2570300069　2570300073
2570300074　2570300076

大気関係第４種公害防止管理者試験

2570400001 2570400003 2570400017
2570400019 2570400021 2570400022
2570400030 2570400032 2570400033
2570400038 2570400039 2570400042
2570400043 2570400044 2570400047
2570400049 2570400050 2570400059
2570400060 2570400062 2570400068
2570400072 2570400074 2570400075
2570400078 2570400079 2570400082
2570400084 2570400085 2570400087
2570400093

水質関係第１種公害防止管理者試験

2570500002 2570500006 2570500007
2570500011 2570500012 2570500015
2570500017 2570500020 2570500021
2570500024 2570500026 2570500027
2570500028 2570500032 2570500035
2570500036 2570500037 2570500044
2570500046 2570500047 2570500053
2570500055 2570500056 2570500057
2570500058 2570500059 2570500060
2570500062 2570500064 2570500069
2570500072 2570500073 2570500074
2570500075 2570500076 2570500077
2570500078 2570500080 2570500084
2570500085 2570500086 2570500090
2570500091 2570500095 2570500097
2570500098 2570500100 2570500105
2570500107 2570500109 2570500115
2570500116 2570500119 2570500120
2570500121 2570500127 2570500131
2570500134 2570500135 2570500136
2570500138 2570500139 2570500143
2570500147 2570500149 2570500150
2570500151 2570500154 2570500155
2570500156 2570500159 2570500160
2570500161 2570500163 2570500164
2570500166 2570500168 2570500170
2570500171 2570500173 2570500178
2570500182 2570500185 2570500187
2570500191 2570500193 2570500195
2570500197 2570500198 2570500200
2570500202 2570500205 2570500206
2570500210 2570500211 2570500213
2570500215 2570500221 2570500223
2570500224 2570500226 2570500227
2570500229 2570500230 2570500234
2570500235 2570500240 2570500242
2570500247 2570500249 2570500254
2570500255 2570500261 2570500264
2570500267 2570500271 2570500272
2570500273 2570500274 2570500277
2570500280 2570500283 2570500284
2570500286 2570500289 2570500290
2570500293 2570500295 2570500306
2570500308 2570500312 2570500313
2570500315 2570500316 2570500318
2570500319 2570500324 2570500326
2570500328 2570500329 2570500330
2570500331 2570500333 2570500334
2570500339 2570500346 2570500348
2570500350 2570500351 2570500352
2570500354 2570500356 2570500358
2570500359 2570500360 2570500361
2570500362 2570500369 2570500371
2570500372 2570500373 2570500375
2570500376 2570500377 2570500378
2570500382 2570500383 2570500385
2570500387 2570500389 2570500391
2570500392 2570500393 2570500397
2570500400 2570500402 2570500403
2570500405 2570500409 2570500411
2570500415 2570500416 2570500422
2570500425 2570500427 2570500428
2570500430 2570500432 2570500435
2570500436 2570500438 2570500439
2570500441 2570500442 2570500443
2570500447 2570500449

水質関係第２種公害防止管理者試験

2570600001 2570600003 2570600004
2570600005 2570600007 2570600013
2570600023 2570600029 2570600031
2570600039 2570600045 2570600052
2570600053

水質関係第３種公害防止管理者試験

2570700001 2570700005 2570700006
2570700009 2570700010 2570700011
2570700015 2570700016 2570700018
2570700020 2570700023 2570700026
2570700030

水質関係第４種公害防止管理者試験

2570800002 2570800005 2570800011
2570800013 2570800020 2570800031
2570800035 2570800041 2570800044
2570800045 2570800049 2570800051
2570800055 2570800056 2570800057
2570800063 2570800068 2570800070
2570800071 2570800072 2570800073
2570800074 2570800075 2570800083
2570800084 2570800087 2570800092
2570800093 2570800096 2570800102
2570800104 2570800106 2570800112
2570800114 2570800132 2570800135
2570800136 2570800140 2570800141
2570800146 2570800147 2570800150
2570800151 2570800152 2570800153

騒音・振動関係公害防止管理者試験

2570900004 2570900005 2570900007
2570900010 2570900013 2570900015
2570900016 2570900023 2570900025
2570900027 2570900029 2570900032
2570900037 2570900039 2570900041
2570900042 2570900049 2570900050

特定粉じん関係公害防止管理者試験

2571000007 2571000009 2571000018
2571000019 2571000020 2571000021
2571000023 2571000030 2571000032

一般粉じん関係公害防止管理者試験

2571100002 2571100003 2571100005
2571100010 2571100017 2571100021
2571100023

ダイオキシン類関係公害防止管理者試験

2571200001 2571200002 2571200003
2571200004 2571200009 2571200010
2571200011 2571200013 2571200014
2571200017 2571200018 2571200020
2571200023 2571200026 2571200027
2571200028 2571200030 2571200031
2571200034 2571200039 2571200040
2571200041 2571200043 2571200047
2571200050 2571200051 2571200052

公害防止主任管理者試験

2571300001 2571300003

試験地：福岡市

大気関係第１種公害防止管理者試験

2580100002 2580100003 2580100007
2580100009 2580100012 2580100017
2580100019 2580100020 2580100023
2580100024 2580100025 2580100031
2580100039 2580100040 2580100041
2580100042 2580100049 2580100051
2580100054 2580100056 2580100061
2580100063 2580100069 2580100070
2580100072 2580100074 2580100080
2580100087 2580100091 2580100093
2580100094 2580100096 2580100099
2580100101 2580100102 2580100108
2580100110 2580100116 2580100117
2580100118 2580100119 2580100123
2580100125 2580100132 2580100134
2580100140 2580100141 2580100146
2580100148 2580100151 2580100156
2580100159 2580100162 2580100172
2580100176 2580100179 2580100180
2580100182 2580100188 2580100189
2580100190 2580100193 2580100194
2580100196 2580100198 2580100210
2580100216 2580100218 2580100219
2580100221 2580100222 2580100232
2580100235 2580100236 2580100237
2580100239 2580100240 2580100244
2580100248 2580100250 2580100251
2580100253 2580100254 2580100265
2580100268 2580100270 2580100272
2580100274 2580100275 2580100278
2580100279 2580100287 2580100290
2580100292 2580100298 2580100300
2580100301 2580100302 2580100304
2580100312 2580100314 2580100315
2580100318 2580100323 2580100324
2580100325 2580100330 2580100332
2580100334 2580100337 2580100344
2580100345 2580100347 2580100351
2580100355 2580100363 2580100365
2580100367 2580100370 2580100377
2580100395 2580100396 2580100397
2580100398 2580100411 2580100412

2580100413　2580100416　2580100417
2580100422　2580100429　2580100431
2580100433　2580100437　2580100439
2580100440　2580100442　2580100450
2580100452　2580100453　2580100455
2580100456　2580100457　2580100459
2580100461　2580100463　2580100464
2580100465　2580100474　2580100479
2580100481　2580100489　2580100493

大気関係第２種公害防止管理者試験

2580200006　2580200008　2580200009
2580200011　2580200019

大気関係第３種公害防止管理者試験

2580300004　2580300025　2580300028
2580300033　2580300041　2580300043
2580300045　2580300052　2580300058
2580300068　2580300072　2580300073
2580300077　2580300078　2580300079

大気関係第４種公害防止管理者試験

2580400008　2580400019　2580400020
2580400022　2580400030　2580400034
2580400040　2580400042　2580400053
2580400060　2580400071　2580400072
2580400086　2580400088　2580400104
2580400105　2580400111　2580400127
2580400129

水質関係第１種公害防止管理者試験

2580500002　2580500003　2580500005
2580500007　2580500008　2580500010
2580500012　2580500013　2580500015
2580500023　2580500025　2580500027
2580500029　2580500031　2580500033
2580500034　2580500045　2580500047
2580500049　2580500050　2580500051
2580500052　2580500053　2580500055
2580500064　2580500065　2580500067
2580500068　2580500069　2580500072
2580500074　2580500078　2580500081
2580500082　2580500085　2580500089
2580500090　2580500091　2580500092
2580500095　2580500100　2580500103
2580500105　2580500107　2580500108
2580500110　2580500111　2580500114
2580500116　2580500118　2580500120
2580500122　2580500131　2580500135
2580500136　2580500137　2580500139
2580500142　2580500149　2580500150
2580500151　2580500152　2580500153
2580500156　2580500162　2580500164
2580500169　2580500177　2580500178
2580500181　2580500182　2580500184
2580500187　2580500189　2580500190
2580500196　2580500197　2580500199
2580500202　2580500204　2580500205
2580500207　2580500208　2580500209
2580500211　2580500212　2580500214
2580500217　2580500222　2580500223
2580500224　2580500227　2580500236
2580500237　2580500240　2580500245
2580500248　2580500251　2580500252
2580500257　2580500258　2580500263
2580500265　2580500266　2580500267
2580500268　2580500275　2580500276
2580500277　2580500279　2580500282
2580500287　2580500291　2580500294
2580500295　2580500297　2580500300
2580500301　2580500302　2580500303
2580500308　2580500310　2580500312
2580500313　2580500314　2580500315
2580500325　2580500336　2580500338
2580500340　2580500341　2580500343
2580500345　2580500347　2580500348
2580500354　2580500361　2580500362
2580500363　2580500365　2580500370
2580500372　2580500375　2580500376
2580500378　2580500380　2580500382
2580500384　2580500386　2580500390
2580500394　2580500396　2580500400
2580500403　2580500409　2580500411
2580500416　2580500418　2580500420
2580500421　2580500422　2580500427
2580500433　2580500435　2580500438
2580500439　2580500440　2580500441
2580500443　2580500444　2580500449
2580500453　2580500458　2580500460
2580500462　2580500463　2580500465
2580500467　2580500468　2580500474
2580500477　2580500479　2580500480
2580500481　2580500487　2580500490
2580500491　2580500495　2580500497
2580500499　2580500502　2580500503
2580500510　2580500512　2580500514
2580500518　2580500519　2580500526
2580500532　2580500533　2580500534
2580500538　2580500542　2580500544
2580500548　2580500550　2580500551
2580500552　2580500553　2580500554
2580500556　2580500557　2580500558
2580500561　2580500562　2580500565
2580500567　2580500568　2580500569
2580500571　2580500572　2580500575
2580500578　2580500579　2580500581
2580500584　2580500585　2580500589
2580500591　2580500593　2580500596
2580500599　2580500600　2580500601
2580500602　2580500603　2580500607
2580500612　2580500613　2580500617
2580500620　2580500621　2580500624
2580500628　2580500629　2580500631
2580500634　2580500635　2580500638
2580500643　2580500649　2580500651
2580500652　2580500656　2580500658
2580500660　2580500661　2580500662
2580500664　2580500666　2580500667
2580500670　2580500671　2580500675
2580500678　2580500680　2580500684
2580500692　2580500697　2580500699
2580500705　2580500706　2580500708
2580500712　2580500715　2580500717
2580500718　2580500722　2580500723
2580500725　2580500726　2580500731
2580500733　2580500739

水質関係第２種公害防止管理者試験

2580600002　2580600004　2580600006
2580600008　2580600019　2580600021
2580600025　2580600028　2580600042
2580600048　2580600054　2580600062
2580600063　2580600068　2580600069
2580600078　2580600084　2580600089
2580600103　2580600104

水質関係第３種公害防止管理者試験

2580700001　2580700002　2580700003
2580700004　2580700005　2580700006
2580700007　2580700009　2580700012
2580700014　2580700016　2580700024
2580700029　2580700032　2580700035
2580700038　2580700039　2580700044
2580700045　2580700053　2580700061
2580700064　2580700066　2580700067
2580700068　2580700069　2580700072
2580700074

水質関係第４種公害防止管理者試験

2580800001　2580800008　2580800011
2580800024　2580800028　2580800032
2580800047　2580800052　2580800066
2580800072　2580800073　2580800080
2580800083　2580800085　2580800088
2580800093　2580800094　2580800100
2580800102　2580800103　2580800104
2580800108　2580800109　2580800111
2580800115　2580800116　2580800117
2580800123　2580800136　2580800141
2580800142　2580800144　2580800147
2580800153　2580800161　2580800166
2580800167　2580800169　2580800181
2580800185　2580800202　2580800204
2580800211　2580800212　2580800215
2580800216　2580800218　2580800219
2580800221　2580800223　2580800224
2580800225　2580800228　2580800233
2580800249　2580800251　2580800257
2580800269　2580800275　2580800276
2580800282　2580800284　2580800288
2580800289　2580800293　2580800295
2580800302　2580800307　2580800317

騒音・振動関係公害防止管理者試験

2580900001　2580900002　2580900008
2580900010　2580900011　2580900016
2580900023　2580900028　2580900029
2580900032　2580900033　2580900034
2580900041　2580900049　2580900055
2580900064　2580900065　2580900066
2580900069　2580900070　2580900078
2580900079　2580900081　2580900083
2580900087　2580900091　2580900095
2580900096　2580900101　2580900102
2580900111

特定粉じん関係公害防止管理者試験
2581000002　2581000003　2581000010
2581000011　2581000015　2581000016
2581000017　2581000021　2581000022
2581000027　2581000028　2581000029
2581000035　2581000036　2581000039
2581000042
一般粉じん関係公害防止管理者試験
2581100003　2581100009　2581100013
2581100014
ダイオキシン類関係公害防止管理者試験
2581200001　2581200002　2581200003
2581200005　2581200006　2581200010
2581200012　2581200013　2581200014
2581200015　2581200019　2581200022
2581200026　2581200028　2581200029
2581200030　2581200031　2581200035
2581200037　2581200038　2581200039
2581200040　2581200042　2581200049
2581200051　2581200056　2581200057
2581200059　2581200064　2581200065
2581200071　2581200072　2581200073
2581200075　2581200077　2581200078
2581200080　2581200081　2581200082
2581200087

試験地：那覇市

大気関係第１種公害防止管理者試験
2590100001　2590100002　2590100003
2590100004　2590100006　2590100007
2590100008　2590100009　2590100010
2590100013　2590100014　2590100017
2590100018　2590100021　2590100023
2590100024　2590100025　2590100026
2590100027　2590100028　2590100030
2590100031　2590100032　2590100033
2590100034
大気関係第３種公害防止管理者試験
2590300007
大気関係第４種公害防止管理者試験
2590400001　2590400002　2590400004
2590400007
水質関係第１種公害防止管理者試験
2590500001　2590500002　2590500003
2590500004　2590500005　2590500006
2590500008　2590500010　2590500012
2590500013　2590500015　2590500017
2590500018　2590500020　2590500021
2590500022　2590500023　2590500025
2590500026　2590500027　2590500028
2590500030　2590500031　2590500032
2590500033　2590500035　2590500036
2590500037　2590500038　2590500039
2590500040　2590500041　2590500043
2590500044　2590500046　2590500048
2590500049　2590500051　2590500052
2590500054　2590500055　2590500056
2590500060
水質関係第２種公害防止管理者試験
2590600001　2590600003　2590600004
水質関係第３種公害防止管理者試験
2590700001　2590700002　2590700003
2590700006　2590700008　2590700013
2590700014　2590700015
水質関係第４種公害防止管理者試験
2590800004　2590800007　2590800009
2590800014　2590800015　2590800016
2590800018　2590800020　2590800021
2590800024　2590800025　2590800026
2590800028
騒音・振動関係公害防止管理者試験
2590900002　2590900006　2590900008
2590900010　2590900011
特定粉じん関係公害防止管理者試験
2591000001　2591000003　2591000007
2591000010
一般粉じん関係公害防止管理者試験
2591100003
ダイオキシン類関係公害防止管理者試験
2591200001　2591200002　2591200006
2591200007　2591200008

企業年金基金変更公告

日本トランスシティ企業年金基金の事務所の所在地に変更があったので、確定給付企業年金法第15条及び確定給付企業年金法施行令第９条の規定により、次のように公告する。

１．新事務所の所在地　三重県四日市市霞２丁目１番地の１
２．旧事務所の所在地　三重県四日市市霞２丁目12番地
３．変更年月日　令和７年12月15日

令和７年12月15日

日本トランスシティ企業年金基金
理事長　田中　克典

会社その他の公告

解散公告

当社は、令和七年十一月二十八日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十五日

札幌市豊平区中の島一条九丁目四番一四―一〇二号

田崎株式会社

代表清算人　杜　薇

解散公告

当法人は、令和七年十二月一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十五日

札幌市中央区大通西七丁目二番地二アセットプランニング大通ビル七階

一般社団法人Ｇｅｎｏｍ．Ｄ予防医学研究所

代表清算人　山田　和宏

解散公告

当社は、令和七年十一月三十日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十五日

札幌市東区北十四条東十四丁目一番一七号

株式会社スミテック

代表清算人　池本　澄子

解散公告

当社は、令和七年十一月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十五日

青森県八戸市大字十日市字下谷地二三番地一

株式会社ホクオウ建設

代表清算人　大久保和也

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十五日

秋田県横手市大町四番二六号

株式会社笠原商店

代表清算人　笠原加代子

解散公告

当社は、令和七年十一月三十日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十五日

秋田県秋田市飯島字飯島水尻四一二番地四

アメック株式会社

代表清算人　藤原　忠一

解散公告

当社は、令和七年十一月三十日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十五日

秋田県由利本荘市石脇字田尻二八番地四七二

有限会社九十九工務

清算人　三浦九十九

解散公告

当社は、令和七年十一月二十九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十五日

福島県郡山市大町二丁目三番二六号

株式会社ほしくま

代表清算人　柳沼　徹郎

解散公告

当社は、令和七年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十五日

福島県双葉郡楢葉町大字北田字鐘突堂四番地の一〇

株式会社楢鐘

代表清算人　根本　忠芳

解散公告

当社は、令和七年十一月二十六日開催の総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十五日

茨城県つくばみらい市板橋一九五〇番地三

合同会社のびのび

代表清算人　永田　翔

解散公告

当社は、令和七年十一月十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十五日

茨城県水戸市大塚町一七九一番地二

株式会社双葉精工

代表清算人　髙木　仁

解散公告

当社は、令和七年十月一日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十五日

栃木県宇都宮市中今泉五丁目二三番一二号
有限会社ジーピースタッフ
清算人　上野　光則

解散公告

当社は、令和七年十一月十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十五日

群馬県高崎市倉渕町権田字杏嶽原五三四四番四九
株式会社グリーンエコー
代表清算人　楊　超　成

解散公告

当社は、令和七年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十五日

埼玉県川口市鳩ヶ谷本町一丁目一番九―四〇二号
ＨＭＲ株式会社
代表清算人　前田　秀樹

解散公告

当社は、令和七年十月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十五日

埼玉県北葛飾郡松伏町大字松伏二四七五番地一
グリーンハート株式会社
代表清算人　萩原　正

解散公告

当社は、令和七年十月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十五日

埼玉県入間郡三芳町大字竹間沢四一〇番地二五
合同会社暖手
清算人　山田恵美子

解散公告

当社は、令和七年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十五日

埼玉県川越市大字古谷上二七二三番地九
松坂鉄筋株式会社
代表清算人　松坂　博己

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十五日

千葉県夷隅郡御宿町御宿台一二五番地五
有限会社八千代
清算人　井上八千代

解散公告

当社は、令和七年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十五日

千葉市中央区旭町五番八号ネオステージ千葉旭町二〇一号
株式会社みらい想研
代表清算人　堀内　大地

解散公告

当社は、令和七年十一月二十八日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十五日

千葉市花見川区三角町四八七番地一八〇
合同会社ＵｔｉｌｉｔｙＰｅｒｓｏｎ
清算人　生井沢勝也

解散公告

当社は、令和七年十一月二十七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十五日

東京都青梅市末広町一丁目三番地の一
株式会社ＴＳデザイン
代表清算人　粟生田健一

解散公告

当社は、令和七年十一月三十日、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十五日

東京都港区三田一丁目二番一八号ＴＴＤビル
日盛弘株式会社
代表清算人　郭　力仁

解散公告

当社は、令和七年十一月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十五日

東京都港区虎ノ門四丁目三番一号城山トラストタワー三二階　株式会社Ｇ．ＣＯＯＰ
代表清算人　吉田　昭彦

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十五日

東京都新宿区四谷二丁目九番地一五あると綜合事務所内
合同会社リス
清算人　池田　卓也

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十五日

東京都新宿区四谷二丁目九番地一五東京ユナイテッド綜合事務所内
一般社団法人ＨＡＮＩＷＡ
代表清算人　池田　卓也

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十五日

東京都中央区新川二丁目三番四号新川田所ビル四〇二号室
株式会社ネクスト
代表清算人　海老原和行

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十五日

東京都千代田区九段南一丁目五番六号りそな九段ビル五階ＫＳフロア
ＳＴ＆Ａｓｓｏｃｉａｔｅｓ株式会社
代表清算人　秋山　朋絵

解散公告

当社は、令和七年十一月二十四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十五日

東京都渋谷区神宮前二丁目三〇番七―一〇四号

株式会社ＨＡＪＩＭＥ　ＡＳＡＯＫＡ

代表清算人　浅岡　肇

解散公告

当社は、株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十五日

東京都渋谷区桜丘町四番一四号ＶＯＲＴ渋谷桜丘ビル五Ｆ　株式会社ＧＲＡＹ

代表清算人　山之内深雪

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十五日

東京都品川区東五反田一丁目五番一―四一三号海老原国際税務事務所内

一般社団法人ＰＶ　Ｈｏｌｄｉｎｇｓ

代表清算人　海老原英征

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十五日

東京都港区虎ノ門二丁目四番七号Ｔ―ＬＩＴＥ一三階

一般社団法人ティーダホールディングス７

代表清算人　海老原英征

解散公告

当社は、令和七年十一月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十五日

東京都豊島区西池袋一丁目三一―五白井ビル三Ｆ

和徳株式会社

代表清算人　相澤　健

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十五日

東京都中央区銀座一丁目六番一一号土志田ビルディング三Ｆ

合同会社Ｍｏｔｏｒｉｃｏ

清算人　中村　武

解散公告

当社は、令和七年十月二十日開催の株主総会の決議により令和七年十月三十一日付で解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十五日

東京都渋谷区恵比寿西二丁目二一番一号

有限会社山本ビル

清算人　山本　俊一

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十五日

東京都杉並区下井草三丁目二五番一五号

有限会社コジマ

清算人　小嶋　ミチ

解散公告

当社は、令和七年十一月二十六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十五日

東京都港区赤坂八丁目五番二七号

株式会社東京スタイル

代表清算人　小野寺重彦

解散公告

当社は、令和七年十一月二十六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十五日

東京都港区赤坂八丁目五番二七号

Ｕｒｔｈ　Ｃａｆｆｅ　ＪＡＰＡＮ株式会社

代表清算人　小野寺重彦

解散公告

当法人は、令和七年十一月三十日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十五日

東京都中央区銀座一丁目一二番四号Ｎ＆ＥＢＬＤ．六Ｆ　一般社団法人相続土地管財

代表清算人　髙野　遼真

解散公告

当社は、令和七年十一月二十七日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十五日

横浜市港南区日野南五丁目三八番六号

おかだクリスタル合同会社

清算人　岡田　智子

解散公告

当社は、令和七年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十五日

神奈川県横浜市西区みなとみらい三丁目六番三号

エースマリンサービス株式会社

代表清算人　田島　慶

解散公告

当社は、令和七年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十五日

神奈川県藤沢市鵠沼藤が谷二丁目二番九号

ユニコンエンジニアリング株式会社

代表清算人　大西　盛三

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十五日

川崎市中原区新丸子東三丁目四四七番八号

ｅｓｔａＶＩＶＯ武蔵小杉

ビリオンエネルギー株式会社

代表清算人　陳　均欣

解散公告

当社は、令和七年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十五日

新潟県十日町市堀之内戊一〇九〇番地一四

有限会社羽鳥建築工業

清算人　羽鳥光太郎

解散公告

当社は、令和七年十一月二十八日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十五日

富山県南砺市松木三八番地の二

株式会社サンテック

代表清算人　山田　俊彰

解散公告

当社は、株主総会の決議により、令和七年九月三十日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十五日

山梨県富士吉田市上吉田二丁目一番九号

有限会社ユニフォームナカムラ

清算人　小池　昇

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十五日

山梨県富士吉田市浅間二丁目一三番一六号

株式会社小僧寿し富士吉田

代表清算人　石原　史恵

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十五日

長野県佐久市岩村田八〇四番地

有限会社浅間メディカル

清算人　金澤　政之

解散公告

当社は、令和七年十一月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十五日

愛知県名古屋市中区丸の内一丁目一七番一九号

合同会社ロータス

清算人　金井　大祐

解散公告

当社は、令和七年十一月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十五日

愛知県名古屋市中区丸の内一丁目一七番一九号

合同会社ブルー

清算人　金井　大祐

解散公告

当社は、令和七年十一月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十五日

愛知県名古屋市中区丸の内一丁目一七番一九号

合同会社グリーン

清算人　金井　大祐

解散公告

当社は、令和七年十一月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十五日

愛知県名古屋市中区丸の内一丁目一七番一九号

合同会社オリーブ

清算人　金井　大祐

解散公告

当社は、令和七年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十五日

愛知県刈谷市小垣江町東竜一〇三番地

株式会社光アート

代表清算人　神谷　祥光

解散公告

当社は、令和七年九月二十九日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十五日

三重県鈴鹿市稲生西二丁目一一番一一号

ＳｕｎＶｅｌｏｕｒａ合同会社

代表清算人　坂嵜　幸波

解散公告

当社は、令和七年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十五日

三重県四日市市東日野町四六番地の一

有限会社宝照

清算人　村松　照代

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十五日

三重県津市南新町一六番四二号

株式会社後藤工業

代表清算人　後藤　正和

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十五日

京都市右京区太秦安井辰巳町二―三〇

大田株式会社

代表清算人　田　守太

解散公告

当法人は、令和七年十一月二十八日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十五日

京都市西京区御陵大枝山町五丁目一四番地の六

一般社団法人建築社会システム研究所

代表清算人　古阪　秀三

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十五日

京都市伏見区深草極楽町七六七番地一

八福神株式会社

代表清算人　北田　剛

解散公告

当社は、令和七年十一月二十七日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十五日

大阪市西区西本町二丁目五番一一号創建ビル七〇一―Ｂ室

梁園合同会社

清算人　楊　明

解散公告

当社は、令和七年十一月十日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十五日

大阪市中央区北浜一丁目五番七号ＭＤビル三Ｆ

株式会社Ｃ３

代表清算人　要石　健

解散公告

当社は、令和七年九月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十五日

大阪府池田市神田三丁目一三番三五号

合同会社紫陽花

清算人　島口　和樹

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十五日

大阪市北区西天満四丁目六番一四号ＩＦＰスタジオ梅田二Ｆ

株式会社ダイニングパートナーズ

代表清算人　桑原　剛

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十五日

大阪府東大阪市水走三丁目九番地三〇

山勝運輸株式会社

代表清算人　山本　律子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十五日

大阪市淀川区宮原一丁目一番一号新大阪阪急ビル三Ｆ

Ｃｙｐｈｅｒ株式会社

代表清算人　黒田真次郎

解散公告

当社は、令和七年十一月二十七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十五日

大阪市中央区南船場二丁目六番三号

株式会社フォッシイ

代表清算人　石丸　和人

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十五日

大阪市西成区萩之茶屋二丁目五番四号一〇一号室

伊甸株式会社

代表清算人　王　文超

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十五日

大阪市淀川区西宮原三丁目二番一号新大阪ビジネス第２ニッケンマンション七二〇号

太子株式会社

代表清算人　王　文超

解散公告

当社は、令和七年九月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十五日

神戸市中央区下山手通六丁目三番一五号

ＣＥＲＥＳ合同会社

清算人　池側　賢一

解散公告

当社は、令和七年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十五日

兵庫県尼崎市東難波町二丁目一四番二七号

株式会社旅晴好

代表清算人　横関　雅彦

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十五日

神戸市西区水谷二―一四―二七カーサＭ．Ｙ．ＫⅢ一〇三

株式会社ボールドカンパニー

代表清算人　山中　徳治

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十五日

兵庫県西宮市西宮浜一丁目二九番地一

株式会社マクテック

代表清算人　岡﨑　誠

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十五日

神戸市灘区摩耶埠頭

株式会社摩耶業務センター

代表清算人　森川　浩史

解散公告

当社は、令和七年十一月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十五日

兵庫県神戸市北区藤原台中町三丁目一二番一九号

ｉｎｉｔｉａＴｅｃ株式会社

代表清算人　山本　敏博

解散公告

当法人は、令和七年四月二十日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十五日

兵庫県伊丹市南町四丁目二番二六号一〇四

特定非営利活動法人Ｄ―ＭＡＸ

清算人　井本　勝

解散公告

当社は、令和七年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十五日

兵庫県小野市高田町一一七二番地

田中産業株式会社

代表清算人　田中　勝巳

解散公告

当社は、令和七年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十五日

兵庫県尼崎市大西町一丁目二番二〇号

海月建設株式会社

代表清算人　谷口　正弥

解散公告

当法人は、令和七年九月十四日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十五日

兵庫県姫路市福中町四九番地

特定非営利活動法人おはなしくれよん

代表清算人　川石　雅代

解散公告

当社は、令和七年十二月十二日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十五日

岡山県総社市中原八八番地

ユニチカテキスタイル株式会社

代表清算人　内藤　洋

解散公告

当法人は、令和七年九月二十日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十五日

岡山県真庭郡新庄村一〇九九番地三

特定非営利活動法人ふいご

清算人　磯田　博基

解散公告

当社は、令和七年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十五日

岡山県新見市哲多町本郷六四八番地の六

有限会社山幸

清算人　山本奈麻美

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十五日

福岡市東区若宮二丁目二〇番七号

有限会社健宝ライフケア福祉用具

清算人　當銀　邦昭

解散公告

当社は、株主総会の決議により令和七年十一月三十日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十五日

長崎市東古川町三番一六号　株式会社市丸

代表清算人　市丸　嘉紀

解散公告

当社は、令和七年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十五日

宮崎県小林市北西方二一六四番地

株式会社慎

代表清算人　税所　篤

解散公告

当社は、令和七年十一月二十六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十五日

宮崎県都城市鷹尾三丁目四街区六号

株式会社東京物流商事

代表清算人　大浦　元義

解散公告

当社は、令和七年十一月二十六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十五日

宮崎県都城市庄内町一二五五番地三

株式会社関西総合食品

代表清算人　大浦　元義

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十五日

鹿児島市紫原六丁目一番三号

有限会社南日本新聞東紫原販売所

清算人　愛村　拓也

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十五日

鹿児島県奄美市名瀬仲勝町一九番地一三

株式会社奄美世

代表清算人　松元　雄介

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年十月二十日責任役員会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十五日

宮城県石巻市渡波字栄田一三四番地の八

宗教法人天聚愛晃会

清算人　庄子　貞子

解散公告（第一回）

当組合は、令和七年十一月二十八日千代田区長の認可により解散したので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十五日

東京都千代田区神田神保町一―一〇五旭化成不動産レジデンス株式会社内

麹町永谷マンション敷地売却組合

清算人　秋山　暁

解散公告（第一回）

当法人は解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十五日

横浜市緑区霧が丘三丁目八番一号

医療法人社団三栄会

清算人　吉村吾志夫

解散公告（第一回）

当法人は、解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十五日

岡山県倉敷市玉島一四〇四番地の二二

医療法人山下整形外科医院

清算人　山下　弘

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年二月二十日開催の社員総会の決議並びに東京都知事の認可により、令和七年九月二十七日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年十二月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十五日

東京都豊島区池袋二丁目六六番一〇号一階・二階

医療法人社団正恵会

清算人　上田　治

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年十一月六日岐阜県知事の認証を受け解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年十二月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十五日

岐阜県下呂市小坂町湯屋四八四番地の一

宗教法人湯屋寺

清算人　北原　康央

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年十一月二日開催の総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年十二月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十五日

長野県長野市上松二丁目一番三七号

パラシオ城山管理組合法人

清算人　阿部　文彦

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年四月一日開催の責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年十二月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十五日

奈良県北葛城郡広陵町大字大野五九八番地
宗教法人御嶽教傘杉教會
清算人　中山　正彦

第70期決算公告　令和７年12月15日

青森市新町一丁目13番２号
武田株式会社
代表取締役　武田　隆一

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,419,679
	固定資産	7,071,556
	合計	8,491,235
負債及び純資産の部	流動負債	1,693,201
	固定負債	618,859
	株主資本	6,179,175
	資本金	99,600
	資本剰余金	33,962
	利益剰余金	6,066,103
	利益準備金	34,500
	その他利益剰余金	6,031,603
	（うち当期純損失）	(638,023)
	自己株式	△20,490
	合計	8,491,235

第 107 期 決 算 公 告

令和７年 12 月 15 日　　北海道小樽市稲穂二丁目１番１号
株式会社新宮商行
代表取締役　坂口栄治郎

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	6,670	流動負債	4,888
固定資産	5,140	（賞与引当金）	(110)
		固定負債	4,218
		（退職給付引当金）	(459)
		株主資本	2,707
		資本金	100
		資本剰余金	209
		利益剰余金	2,410
		利益準備金	62
		その他利益剰余金	2,347
		（うち当期純利益）	(156)
		自己株式	△12
		評価・換算差額等	△3
資産合計	11,810	負債・純資産合計	11,810

解散公告及び債権申出の公告（第二回）

当社は、平成七年十月十六日の社員総会の決議により解散しましたので、当社に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年十二月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十五日

岡山県瀬戸内市邑久町下山田一〇一〇番地

有限会社梶原農産

清算人　梶原　太郎

村上胎内洋上風力発電プロジェクトに係る対象事業の実施引継ぎの公表

環境影響評価法第三十条第一項第三号及び環境影響評価法施行規則第十七条の規定に基づき、対象事業の実施について他の者に引き継いだので、左記のとおり公表する。

一、引き継ぎ前の事業者の氏名及び住所

事業者の名称　RWE Renewables Japan合同会社

代表者の氏名

代表社員　RWE Offshore Wind GmbH

職務執行者　岩渕　直樹

主たる事務所の所在地　東京都千代田区丸の内一丁目八番三号丸の内トラストタワー本館五階

事業者の名称　三井物産株式会社

代表者の氏名　代表取締役社長　堀　健一

主たる事務所の所在地　東京都千代田区大手町一丁目二番一号

事業者の名称　大阪瓦斯株式会社

代表者の氏名　代表取締役社長　藤原　正隆

主たる事務所の所在地　大阪市中央区平野町四丁目一番二号

二、引き継ぎ前の対象事業の名称、種類及び規模

（仮称）新潟県胎内市及び村上市沖洋上風力発電事業

洋上風力発電（着床式）

発電設備出力　最大七十万キロワット

風力発電機の台数　四十四～五十四基

三、法第三十条第一項各号のいずれかに該当することとなった旨及び該当した号

当社は、対象事業の実施を村上胎内洋上風力発電株式会社へ引継ぎましたので、環境影響評価法第三十条第一項第三号に該当することとなりました。

四、引き継ぎにより新たに事業者となった者の氏名及び住所

事業者の名称

村上胎内洋上風力発電株式会社

代表者の氏名

社長　兼　CEO　前田　益尚

主たる事務所の所在地

東京都千代田区大手町二―二―一新大手町ビルディング九階　xLINK一〇五

令和七年十二月十五日

事業者の名称

RWE Renewables Japan合同会社

代表者の氏名

代表社員　RWE Offshore Wind GmbH

職務執行者　岩渕　直樹

主たる事務所の所在地

東京都千代田区丸の内一丁目八番三号丸の内トラストタワー本館五階

事業者の名称　三井物産株式会社

代表者の氏名　代表取締役社長　堀　健一

主たる事務所の所在地　東京都千代田区大手町一丁目二番一号

事業者の名称　大阪瓦斯株式会社

代表者の氏名　代表取締役社長　藤原　正隆

主たる事務所の所在地　大阪市中央区平野町四丁目一番二号

第54期決算公告

令和７年12月15日

茨城県神栖市大野原二丁目31番31号

株式会社タイヨー

代表取締役　森田　剛

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	23,337,946
	固定資産	21,204,185
	合計	44,542,131
負債及び純資産の部	流動負債	15,176,451
	固定負債	1,040,981
	株主資本	28,324,699
	資本金	34,386
	利益剰余金	28,290,313
	利益準備金	8,596
	その他利益剰余金	28,281,717
	（うち当期純利益）	(2,885,943)
	合計	44,542,131

第80期決算公告

令和７年12月15日

宮城県仙台市青葉区本町一丁目12番12号

株式会社ソノベ

代表取締役　園部　英明

貸借対照表の要旨

（令和７年９月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	453,605
	固定資産	294,614
	合計	748,219
負債及び純資産の部	流動負債	239,709
	固定負債	790,882
	株主資本	△282,372
	資本金	11,500
	利益剰余金	△293,872
	その他利益剰余金	△293,872
	（うち当期純損失）	(41,166)
	合計	748,219

第39期決算公告

令和７年12月15日

宮城県仙台市若林区遠見塚三丁目８番17号

ミドリ安全宮城株式会社

代表取締役　菊地　衛

貸借対照表の要旨

（令和７年８月20日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	265,221
	固定資産	4,172
	合計	269,393
負債及び純資産の部	流動負債	183,760
	株主資本	85,633
	資本金	10,000
	利益剰余金	75,633
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	73,133
	（うち当期純利益）	(73,058)
	合計	269,393

第92期決算公告　令和７年12月15日

東京都文京区本郷３丁目42番６号

株式会社南江堂

代表取締役　小立　健太

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	4,213
	固定資産	8,641
	資産合計	12,854
負債及び純資産の部	流動負債	2,545
	固定負債	3,396
	株主資本	6,918
	資本金	25
	利益剰余金	6,893
	利益準備金	6
	その他利益剰余金	6,887
	（うち当期純利益）	(10)
	評価・換算差額等	△5
	負債・純資産合計	12,854

第11期決算公告　令和７年12月15日

東京都渋谷区代々木一丁目55番14号301

株式会社Ｓａｌｅｓｈｕｂ

代表取締役　江田　学

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	279
	固定資産	2
	資産合計	281
負債及び純資産の部	流動負債	174
	固定負債	146
	株主資本	△38
	資本金	100
	資本剰余金	632
	資本準備金	364
	その他資本剰余金	267
	利益剰余金	△771
	その他利益剰余金	△771
	（うち当期純損失）	(253)
	負債・純資産合計	281

第14期決算公告

令和７年12月15日

千葉県船橋市芝山２―10

株式会社ニッパン

代表取締役　宮川　政昭

貸借対照表の要旨

（令和７年８月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	214,937
	固定資産	20,492
	合計	235,429
負債及び純資産の部	流動負債	151,465
	固定負債	2,382
	株主資本	81,581
	資本金	20,000
	利益剰余金	61,581
	その他利益剰余金	61,581
	（うち当期純利益）	(25,376)
	合計	235,429

決算公告　令和７年12月15日
東京都港区浜松町２丁目４番１号
世界貿易センタービルディング南館17階
Keyloop Japan株式会社
代表取締役　ルーカス・オリバーフロスト
貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	741,805
	固定資産	113,632
	合計	855,438
負債及び純資産の部	流動負債	835,201
	賞与引当金	3,386
	株主資本	20,236
	資本金	55,000
	利益剰余金	△34,763
	利益準備金	13,750
	その他利益剰余金	△48,513
	（うち当期純利益）	(16,505)
	合計	855,438

決　算　公　告
令和７年 12 月 15 日
東京都品川区西五反田二丁目11番20号
株式会社ｆｌａｇｇｓ
代表取締役　吉江　直人
貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	39,927
	固定資産	65,360
	資産合計	105,288
負債及び純資産の部	流動負債	88,136
	固定負債	413,891
	株主資本	△396,739
	資本金	100,000
	利益剰余金	△496,739
	その他利益剰余金	△496,739
	（うち当期純損失）	(86,589)
	負債・純資産合計	105,288

第 37 期決算公告　令和７年12月15日
東京都品川区東品川二丁目３番12号
日本システムケア株式会社
代表取締役　伴　武彦
貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,544,402
	固定資産	1,432,164
	資産合計	2,976,567
負債及び純資産の部	流動負債	895,014
	固定負債	273,020
	株主資本	1,790,049
	資本金	90,000
	利益剰余金	1,700,049
	利益準備金	15,000
	その他利益剰余金	1,685,049
	（うち当期純利益）	(346,784)
	新株予約権	18,482
	負債・純資産合計	2,976,567

第 １ 期 決 算 公 告
令和７年 10 月 24 日
東京都千代田区丸の内一丁目５番１号
ダイヤリシュブール株式会社
代表取締役　神谷　宗範
貸借対照表の要旨
（令和７年８月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	2,000
	資産合計	2,000
負債及び純資産の部	流動負債	17
	負債合計	17
	株主資本	1,983
	資本金	2,000
	利益剰余金	△ 16
	その他利益剰余金	△ 16
	（うち当期純損失）	(16)
	純資産合計	1,983
	負債・純資産合計	2,000

第 １ 期 決 算 公 告
令和７年 10 月 24 日
東京都千代田区丸の内一丁目５番１号
ダイヤラトゥール株式会社
代表取締役　神谷　宗範
貸借対照表の要旨
（令和７年８月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	2,000
	資産合計	2,000
負債及び純資産の部	流動負債	17
	負債合計	17
	株主資本	1,983
	資本金	2,000
	利益剰余金	△ 16
	その他利益剰余金	△ 16
	（うち当期純損失）	(16)
	純資産合計	1,983
	負債・純資産合計	2,000

第 10 期決算公告　令和７年12月12日
東京都千代田区有楽町二丁目２番１号
株式会社トピカ
代表取締役社長　石川　怜
貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	91,864
	固定資産	680
	合計	92,545
負債及び純資産の部	流動負債	30,535
	（うち賞与引当金）	(3,082)
	固定負債	10,800
	株主資本	51,209
	資本金	36,831
	資本剰余金	33,831
	資本準備金	33,831
	利益剰余金	△ 19,452
	その他利益剰余金	△ 19,452
	（うち当期純利益）	(13,753)
	合計	92,545

第 18 期 決 算 公 告
令和７年 12 月 15 日
東京都北区赤羽二丁目51番３号
株式会社ワッツ東日本販売
代表取締役　宮川　政昭
貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	6,263,279
	固定資産	2,007,603
	資産合計	8,270,882
負債及び純資産の部	流動負債	6,826,687
	固定負債	506,321
	株主資本	937,873
	資本金	10,000
	資本剰余金	10,000
	利益剰余金	978,742
	その他利益剰余金	978,742
	（うち当期純利益）	(253,918)
	自己株式	△60,869
	負債・純資産合計	8,270,882

第 1 期決算公告　令和７年９月25日
東京都港区北青山三丁目２番４号
日新青山ビル３階
株式会社アイケンホールディングス
代表取締役　中島　厚己
貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	120,126
	固定資産	3,859,934
	資産合計	3,980,060
負債及び純資産の部	流動負債	151,570
	株主資本	3,828,489
	資本金	100,000
	資本剰余金	3,694,290
	資本準備金	6,564
	その他資本剰余金	3,687,726
	利益剰余金	34,198
	その他利益剰余金	34,198
	（うち当期純利益）	(34,198)
	負債・純資産合計	3,980,060

第 25 期決算公告　令和７年９月25日
東京都練馬区東大泉二丁目34番１号
株式会社東京おだふじ
代表取締役　工藤　浩樹
貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	154,110
	固定資産	72,997
	資産合計	227,108
負債及び純資産の部	流動負債	41,594
	固定負債	22,965
	株主資本	162,548
	資本金	10,000
	利益剰余金	152,548
	その他利益剰余金	152,548
	（うち当期純利益）	(6,908)
	負債・純資産合計	227,108

第 5 期決算公告　令和７年12月15日
長野市大字南長池字古新田369番地５
マナテックホールディングス株式会社
代表取締役　堀江　三定
貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	626,685
	固定資産	579,698
	合計	1,206,383
負債及び純資産の部	流動負債	1,247
	固定負債	0
	株主資本	1,205,136
	資本金	20,000
	資本剰余金	493,118
	利益剰余金	692,018
	利益準備金	0
	その他利益剰余金	692,018
	（うち当期純利益）	(421,128)
	自己株式	0
	合計	1,206,383

第 68 期決算公告　令和７年12月15日
長野市大字南長池字古新田369番地５
株式会社マナテック
代表取締役社長　神田　昭夫
貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	10,224,323
	固定資産	1,316,931
	合計	11,541,255
負債及び純資産の部	流動負債	4,401,454
	固定負債	649,593
	株主資本	6,434,903
	資本金	90,000
	資本剰余金	30,000
	利益剰余金	6,314,903
	利益準備金	15,000
	その他利益剰余金	6,299,903
	（うち当期純利益）	(860,046)
	評価・換算差額等	55,303
	合計	11,541,255

第 79 期決算公告　令和７年12月12日
横浜市金沢区福浦１丁目12番12
三波工業株式会社
代表取締役社長　萩原　清司
貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	10,324
	固定資産	7,068
	合計	17,392
負債及び純資産の部	流動負債	3,356
	（うち賞与引当金）	(995)
	固定負債	5,165
	株主資本	8,870
	資本金	119
	利益剰余金	8,752
	利益準備金	30
	その他利益剰余金	8,722
	（うち当期純利益）	(891)
	合計	17,392

第 39 期 決 算 公 告

令和７年12月15日
名古屋市中区平和一丁目15番27号
株式会社リオエナジー
代表取締役　横山　和幸

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	413,135
	固定資産	462,459
	合計	875,594
負純資債及産のび部	流動負債	52,184
	固定負債	786,360
	株主資本	37,050
	資本金	20,000
	利益剰余金	17,050
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	12,050
	（うち当期純損失）	(248,962)
	合計	875,594

第 35 期 決 算 公 告

令和７年11月25日
静岡県静岡市葵区栄町１番地の３
Ｓ－ｎｅｔ静岡株式会社
代表取締役会長　小澤　信行

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	855,232
	固定資産	66,923
	資産合計	922,155
負純資債及産のび部	流動負債	416,283
	固定負債	50,291
	株主資本	455,580
	資本金	50,000
	資本剰余金	35,596
	資本準備金	35,596
	利益剰余金	369,983
	その他利益剰余金	369,983
	（うち当期純利益）	(120,909)
	負債・純資産合計	922,155

第69期決算公告

令和７年12月15日
岐阜県各務原市須衛町二丁目446番地
早川工業株式会社
代表取締役　早川　太

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	300,611
	固定資産	494,261
	合計	794,873
負純資債及産のび部	流動負債	206,700
	固定負債	130,712
	株主資本	457,461
	資本金	98,000
	利益剰余金	381,709
	利益準備金	24,500
	その他利益剰余金	357,209
	（うち当期純利益）	(33,973)
	自己株式	△ 22,248
	合計	794,873

第76期決算公告

令和７年12月12日
大阪市住之江区北加賀屋３丁目３番44号
オーエム工業株式会社
代表取締役　髙松　良行

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,749,661
	固定資産	9,564,273
	合計	12,313,934
負純資債及産のび部	流動負債	1,611,027
	固定負債	3,446,940
	株主資本	7,255,967
	資本金	90,000
	資本剰余金	3,393,464
	その他資本剰余金	3,393,464
	利益剰余金	3,772,503
	利益準備金	76,865
	その他利益剰余金	3,695,638
	（うち当期純利益）	(186,417)
	合計	12,313,934

第６期決算公告

令和７年11月27日
愛知県知立市牛田町遠新切48番地
Ｆ－ＤＥＮ株式会社
代表取締役　中島　逸夫

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	48,640
	固定資産	405,863
	繰延資産	4,032
	合計	458,535
負純資債及産のび部	流動負債	11,845
	固定負債	255,922
	株主資本	190,768
	資本金	20,000
	資本剰余金	120,719
	利益剰余金	50,049
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	45,049
	（うち当期純利益）	(4,498)
	合計	458,535

第76期決算公告

2025年11月27日
愛知県知立市牛田町遠新切48番地
株式会社フジプロ
代表取締役　中嶋　睦弥

貸借対照表の要旨（2025年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	946,177
	固定資産	1,298,512
	繰延資産	3,807
	合計	2,248,496
負純資債及産のび部	流動負債	361,876
	固定負債	323,000
	株主資本	1,563,620
	資本金	30,000
	利益剰余金	1,533,620
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	1,526,120
	（うち当期純利益）	(47,951)
	合計	2,248,496

第７期決算公告

令和７年11月26日
北海道標津郡中標津町字俵橋1736番地
株式会社
ファームノートデーリィプラットフォーム
代表取締役　平　勇人

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	160,641
	固定資産	369,635
	合計	530,277
負純資債及産のび部	流動負債	175,384
	固定負債	413,218
	株主資本	△58,326
	資本金	50,000
	資本剰余金	54,557
	資本準備金	54,557
	利益剰余金	△162,883
	その他利益剰余金	△162,883
	（うち当期純利益）	(5,568)
	合計	530,277

第25期決算公告

令和７年12月15日
熊本県熊本市南区城南町今吉野1246番地１
日本ガスケミ株式会社
代表取締役　村上　克也

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	207,217
	固定資産	35,975
	合計	243,192
負純資債及産のび部	流動負債	117,272
	固定負債	17,948
	株主資本	101,886
	資本金	60,000
	利益剰余金	41,886
	その他利益剰余金	41,886
	（うち当期純利益）	(5,644)
	評価・換算差額等	6,084
	その他有価証券評価差額金	6,084
	合計	243,192

第５期決算公告

令和７年９月25日
福岡市中央区大名二丁目６番50号
福岡大名ガーデンシティ７階
株式会社アイケンリアルエステート
代表取締役　中島　厚己

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	167,637
	固定資産	1,148
	繰延資産	573
	資産合計	169,359
負純資債及産のび部	流動負債	77,109
	（うち賞与引当金）	(1,093)
	株主資本	92,250
	資本金	30,000
	利益剰余金	62,250
	その他利益剰余金	62,250
	（うち当期純利益）	(31,836)
	負債・純資産合計	169,359

第11期決算公告

令和７年12月15日
東京都渋谷区南平台町17番17号
株式会社シテイル
代表取締役　小野　勇樹

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	272
	固定資産	708
	合計	980
負純資債及産のび部	流動負債	1,049
	株主資本	△68
	資本金	25
	資本剰余金	25
	資本準備金	25
	利益剰余金	△118
	その他利益剰余金	△118
	（うち当期純損失）	(145)
	合計	980

第12期決算公告

令和７年12月15日
東京都渋谷区南平台町16番17号
株式会社BlazeGames
代表取締役　岡田　佑次

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	195
	固定資産	23
	合計	218
負純資債及産のび部	流動負債	82
	株主資本	136
	資本金	100
	資本剰余金	501
	資本準備金	501
	利益剰余金	△464
	その他利益剰余金	△464
	（うち当期純損失）	(11)
	合計	218

第79期決算公告

令和７年12月12日
東京都港区西新橋三丁目15番12号
ＧＧ　ＨＯＵＳＥ
株式会社ユニック
代表取締役社長　塩路　龍郎

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,555,691
	固定資産	436,418
	資産合計	1,992,109
負純資債及産のび部	流動負債	285,127
	固定負債	8,440
	株主資本	1,698,542
	資本金	46,200
	利益剰余金	1,653,348
	利益準備金	11,550
	その他利益剰余金	1,641,798
	（うち当期純利益）	(12,616)
	自己株式	△1,006
	負債・純資産合計	1,992,109

第８期決算公告　令和７年12月15日
東京都渋谷区南平台町16番17号
株式会社Cysharp
代表取締役　河合　宜文
貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	108
	固定資産	2
	合計	110
負純資債及産のび部	流動負債	12
	株主資本	98
	資本金	2
	資本剰余金	2
	資本準備金	2
	利益剰余金	93
	その他利益剰余金	93
	（うち当期純利益）	(17)
	合計	110

第35期決算公告　令和７年12月15日
東京都練馬区栄町２番５号
アーバン江古田ビル６Ｆ
株式会社草薙
代表取締役　須江　信人
貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	607
	固定資産	35
	合計	642
負純資債及産のび部	流動負債	109
	賞与引当金	3
	株主資本	532
	資本金	10
	利益剰余金	522
	利益準備金	0
	その他利益剰余金	522
	（うち当期純利益）	(42)
	合計	642

第10期決算公告　令和７年12月15日
東京都練馬区石神井町二丁目14番13号
株式会社CygamesPictures
代表取締役　竹中　信広
貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	1,271
	固定資産	71
	合計	1,342
負純資債及産のび部	流動負債	1,777
	株主資本	△434
	資本金	25
	資本剰余金	25
	資本準備金	25
	利益剰余金	△484
	その他利益剰余金	△484
	（うち当期純損失）	(89)
	合計	1,342

第５期決算公告　令和７年12月15日
東京都渋谷区南平台町16番17号
株式会社CySphere
代表取締役　伊藤　聡
貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	306
	固定資産	12
	合計	319
負純資債及産のび部	流動負債	95
	株主資本	223
	資本金	10
	利益剰余金	213
	その他利益剰余金	213
	（うち当期純利益）	(90)
	合計	319

第９期決算公告　令和７年12月15日
東京都渋谷区渋谷二丁目12番４号
株式会社LogicLinks
代表取締役　春田　康一
貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	698
	固定資産	397
	合計	1,095
負純資債及産のび部	流動負債	373
	株主資本	722
	資本金	122
	資本剰余金	10
	資本準備金	10
	利益剰余金	874
	その他利益剰余金	874
	（うち当期純利益）	(380)
	自己株式	△285
	合計	1,095

第34期決算公告　令和７年12月15日
東京都港区六本木四丁目２番45号
高會堂ビル
株式会社スコップ・ミュージック
代表取締役　佐藤　宏次
貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	211
	固定資産	92
	合計	303
負純資債及産のび部	流動負債	81
	固定負債	2
	株主資本	218
	資本金	10
	資本剰余金	3
	その他資本剰余金	3
	利益剰余金	205
	その他利益剰余金	205
	（うち当期純利益）	(19)
	合計	303

第５期決算公告　令和７年11月28日
東京都港区虎ノ門二丁目２番１号
株式会社ＷＩＲＥＢＡＳＥ
代表取締役　中村　伸志
貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	182
	固定資産	7
	資産合計	190
負純資債及産のび部	流動負債	71
	固定負債	54
	株主資本	64
	資本金	69
	資本剰余金	67
	資本準備金	67
	利益剰余金	△72
	その他利益剰余金	△72
	（うち当期純損失）	(18)
	負債・純資産合計	190

第３期決算公告　令和７年12月15日
東京都渋谷区南平台町16番17号
株式会社COMPLEXOR
代表取締役　溝口　祐介
貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	201
	固定資産	0
	合計	202
負純資債及産のび部	流動負債	42
	固定負債	50
	株主資本	109
	資本金	44
	資本剰余金	43
	資本準備金	43
	利益剰余金	21
	その他利益剰余金	21
	（うち当期純利益）	(11)
	合計	202

第２期決算公告　令和７年12月15日
東京都渋谷区南平台町16番17号
株式会社Tokyo Anime Artifacts
代表取締役　竹中　信広
貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	68
	固定資産	0
	合計	68
負純資債及産のび部	流動負債	2
	固定負債	150
	株主資本	△83
	資本金	4
	資本剰余金	4
	資本準備金	4
	利益剰余金	△92
	その他利益剰余金	△92
	（うち当期純損失）	(77)
	合計	68

第３期決算公告
令和７年12月15日
東京都渋谷区円山町５番５号
Ｎａｖｉ渋谷Ｖ３階
ｆｏ４株式会社
代表取締役　安藤　成希
貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	26,731
	固定資産	29
	資産合計	26,761
負純資債及産のび部	流動負債	8,807
	固定負債	24,050
	株主資本	△6,096
	資本金	5,000
	利益剰余金	△11,096
	その他利益剰余金	△11,096
	（うち当期純損失）	(1,224)
	負債・純資産合計	26,761

第５期決算公告
令和７年12月15日
東京都渋谷区円山町５番５号
Ｎａｖｉ渋谷Ｖ３階
株式会社Ｗｉｎｆｏｒｗａｒｄ
代表取締役　安藤　成希
貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	66,005
	固定資産	374
	資産合計	66,380
負純資債及産のび部	流動負債	14,526
	固定負債	42,556
	株主資本	9,297
	資本金	3,000
	利益剰余金	6,297
	その他利益剰余金	6,297
	（うち当期純利益）	(175)
	負債・純資産合計	66,380

第４期決算公告
令和７年12月15日
東京都渋谷区円山町５番５号
Ｎａｖｉ渋谷Ｖ３階
株式会社Ｓｅｒｉｏｌａ
代表取締役　安藤　成希
貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	75,543
	固定資産	1,592
	資産合計	77,135
負純資債及産のび部	流動負債	18,225
	固定負債	24,200
	株主資本	34,710
	資本金	9,900
	利益剰余金	24,810
	その他利益剰余金	24,810
	（うち当期純利益）	(8,165)
	負債・純資産合計	77,135

第27期決算公告　令和７年12月15日
東京都中央区日本橋本町二丁目２番２号
日本橋本町ＹＳビル７階
株式会社ニトロプラス
代表取締役　小坂　孝志
貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	9,536
	固定資産	2,406
	合計	11,943
負債及び純資産の部	流動負債	1,687
	株主資本	10,256
	資本金	110
	利益剰余金	10,146
	その他利益剰余金	10,146
	（うち当期純利益）	（329）
	合計	11,943

第26期決算公告　令和７年12月15日
東京都中央区日本橋本町二丁目２番２号
日本橋本町ＹＳビル７階
株式会社ニトロプラス
代表取締役　小坂　孝志
貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	8,615
	固定資産	2,902
	合計	11,517
負債及び純資産の部	流動負債	1,590
	株主資本	9,926
	資本金	110
	利益剰余金	9,816
	その他利益剰余金	9,816
	（うち当期純利益）	（1,566）
	合計	11,517

第12期決算公告　令和７年12月15日
東京都目黒区青葉台三丁目18－３
株式会社Natural Voice Promotion
代表取締役　猪股光太郎
貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	30
	固定資産	0
	合計	31
負債及び純資産の部	流動負債	3
	固定負債	34
	株主資本	△5
	資本金	5
	利益剰余金	△10
	その他利益剰余金	△10
	（うち当期純利益）	（25）
	合計	31

第８期決算公告　令和７年12月15日
東京都渋谷区渋谷二丁目24番12号
株式会社CyberACE
代表取締役　西島　大
貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	2,796
	固定資産	184
	合計	2,981
負債及び純資産の部	流動負債	1,946
	固定負債	9
	勤続慰労引当金	9
	株主資本	1,025
	資本金	120
	利益剰余金	905
	利益準備金	30
	その他利益剰余金	875
	（うち当期純利益）	（654）
	合計	2,981

第８期決算公告　令和７年12月15日
東京都渋谷区渋谷二丁目24番12号
株式会社CV Project
代表取締役　森田　仁
代表取締役　橘　豊
貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	34
	固定資産	16
	合計	51
負債及び純資産の部	流動負債	7
	固定負債	20
	株主資本	23
	資本金	10
	資本剰余金	10
	資本準備金	10
	利益剰余金	3
	その他利益剰余金	3
	（うち当期純利益）	（4）
	合計	51

第８期決算公告　令和７年12月15日
東京都渋谷区宇田川町40番１号
株式会社Colorful Palette
代表取締役　近藤裕一郎
貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	13,649
	固定資産	3,831
	合計	17,480
負債及び純資産の部	流動負債	3,201
	固定負債	9
	勤続慰労引当金	9
	株主資本	14,269
	資本金	124
	資本剰余金	34
	資本準備金	34
	利益剰余金	14,111
	その他利益剰余金	14,111
	（うち当期純利益）	（4,739）
	合計	17,480

第11期決算公告　令和７年12月15日
東京都渋谷区渋谷二丁目24番12号
株式会社CAN
代表取締役　菅　大善
貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	6
	固定資産	0
	合計	6
負債及び純資産の部	流動負債	0
	固定負債	0
	株主資本	5
	資本金	3
	利益剰余金	2
	その他利益剰余金	2
	（うち当期純利益）	（5）
	合計	6

第13期決算公告　令和７年12月15日
東京都渋谷区渋谷二丁目24番12号
株式会社エンタメプレックス
代表取締役　井澤　陵
貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	231
	合計	231
負債及び純資産の部	流動負債	264
	株主資本	△32
	資本金	500
	利益剰余金	△532
	その他利益剰余金	△532
	（うち当期純利益）	（218）
	合計	231

第19期決算公告　令和７年12月15日
東京都渋谷区宇田川町40番１号
株式会社サイバーエージェントウィル
代表取締役　武田　丈宏
貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	109
	固定資産	12
	合計	121
負債及び純資産の部	流動負債	54
	株主資本	66
	資本金	10
	利益剰余金	56
	その他利益剰余金	56
	（うち当期純損失）	（0）
	合計	121

第11期決算公告　令和７年12月15日
東京都渋谷区宇田川町40番１号
株式会社AbemaNews
代表取締役　藤田　晋
貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	414
	固定資産	0
	合計	414
負債及び純資産の部	流動負債	279
	固定負債	10,400
	株主資本	△10,264
	資本金	50
	利益剰余金	△10,314
	その他利益剰余金	△10,314
	（うち当期純損失）	（748）
	合計	414

第13期決算公告　令和７年12月15日
東京都渋谷区宇田川町40番１号
株式会社CyberOwl
代表取締役　田中　啓太
貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	1,582
	固定資産	137
	合計	1,719
負債及び純資産の部	流動負債	792
	固定負債	27
	勤続慰労引当金	27
	株主資本	899
	資本金	120
	利益剰余金	779
	利益準備金	30
	その他利益剰余金	749
	（うち当期純利益）	（397）
	合計	1,719

第14期決算公告　令和７年12月15日
東京都渋谷区宇田川町40番１号
株式会社シロク
代表取締役　飯塚　勇太
貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	7,584
	固定資産	451
	合計	8,035
負債及び純資産の部	流動負債	4,173
	固定負債	25
	勤続慰労引当金	25
	株主資本	3,836
	資本金	120
	利益剰余金	3,716
	利益準備金	30
	その他利益剰余金	3,686
	（うち当期純利益）	（532）
	合計	8,035

第９期決算公告　令和７年12月15日
東京都渋谷区宇田川町40番１号
株式会社AJA
代表取締役　野屋敷健太
貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	1,946
	固定資産	36
	合計	1,983
負純資債及産のび部	流動負債	1,408
	固定負債	15
	勤続慰労引当金	15
	株主資本	559
	資本金	120
	利益剰余金	439
	利益準備金	52
	その他利益剰余金	387
	(うち当期純利益)	(311)
	合計	1,983

第22期決算公告　令和７年12月15日
東京都新宿区新宿二丁目１番２号
株式会社CyberFight
代表取締役　岡本　保朗
貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	338
	固定資産	79
	合計	418
負純資債及産のび部	流動負債	348
	固定負債	1,776
	勤続慰労引当金	0
	株主資本	△1,705
	資本金	3
	資本剰余金	61
	その他資本剰余金	61
	利益剰余金	△1,769
	その他利益剰余金	△1,769
	(うち当期純損失)	(14)
	合計	418

第13期決算公告　令和７年12月15日
東京都渋谷区渋谷二丁目24番12号
株式会社CA Tech Kids
代表取締役　上野　朝大
貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	63
	固定資産	108
	合計	171
負純資債及産のび部	流動負債	73
	固定負債	6
	勤続慰労引当金	6
	株主資本	91
	資本金	107
	資本剰余金	107
	資本準備金	107
	利益剰余金	△122
	その他利益剰余金	△122
	(うち当期純利益)	(13)
	合計	171

第７期決算公告　令和７年12月15日
東京都渋谷区渋谷二丁目24番12号
株式会社CyberE
代表取締役　大友　真吾
貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	1,961
	固定資産	23
	合計	1,984
負純資債及産のび部	流動負債	1,149
	固定負債	2
	勤続慰労引当金	2
	株主資本	832
	資本金	10
	資本剰余金	10
	資本準備金	10
	利益剰余金	812
	その他利益剰余金	812
	(うち当期純利益)	(363)
	合計	1,984

第９期決算公告　令和７年12月15日
東京都渋谷区宇田川町40番１号
株式会社CAスマート
代表取締役　友行　輝
貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	413
	固定資産	1
	合計	414
負純資債及産のび部	流動負債	125
	株主資本	288
	資本金	1
	利益剰余金	287
	その他利益剰余金	287
	(うち当期純利益)	(63)
	合計	414

第９期決算公告　令和７年12月15日
東京都渋谷区宇田川町40番１号
株式会社QualiArts
代表取締役　辻岡　義立
貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	6,298
	固定資産	3,671
	合計	9,970
負純資債及産のび部	流動負債	3,042
	固定負債	133
	勤続慰労引当金	133
	株主資本	6,794
	資本金	120
	資本剰余金	80
	資本準備金	80
	利益剰余金	6,594
	その他利益剰余金	6,594
	(うち当期純利益)	(4,323)
	合計	9,970

第６期決算公告　令和７年12月15日
東京都渋谷区宇田川町40番１号
株式会社CyberLDH
代表取締役　藤田　晋
代表取締役　森　雅貴
貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	428
	合計	428
負純資債及産のび部	流動負債	364
	株主資本	63
	資本金	20
	資本剰余金	20
	資本準備金	20
	利益剰余金	23
	その他利益剰余金	23
	(うち当期純利益)	(9)
	合計	428

第７期決算公告　令和７年12月15日
東京都渋谷区渋谷二丁目24番12号
株式会社キュレオ
代表取締役　上野　朝大
貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	205
	固定資産	0
	合計	205
負純資債及産のび部	流動負債	50
	固定負債	11
	勤続慰労引当金	11
	株主資本	143
	資本金	75
	資本剰余金	75
	資本準備金	75
	利益剰余金	△6
	その他利益剰余金	△6
	(うち当期純利益)	(44)
	合計	205

第７期決算公告　令和７年12月15日
東京都渋谷区宇田川町40番１号
株式会社WinTicket
代表取締役　佐野　智宏
貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	13,910
	固定資産	177
	合計	14,088
負純資債及産のび部	流動負債	8,288
	固定負債	20
	勤続慰労引当金	20
	株主資本	5,779
	資本金	120
	資本剰余金	80
	資本準備金	80
	利益剰余金	5,579
	その他利益剰余金	5,579
	(うち当期純利益)	(5,545)
	合計	14,088

第６期決算公告　令和７年12月15日
東京都渋谷区渋谷二丁目24番12号
株式会社サイバーエージェント・ストラテジー
代表取締役　内藤　貴仁
代表取締役　彌野　泰弘
貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	7
	合計	7
負純資債及産のび部	流動負債	4
	株主資本	2
	資本金	5
	資本剰余金	5
	資本準備金	5
	利益剰余金	△7
	その他利益剰余金	△7
	(うち当期純損失)	(0)
	合計	7

第６期決算公告　令和７年12月15日
東京都渋谷区渋谷二丁目24番12号
株式会社MG―DX
代表取締役　堂前　紀郎
貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	213
	固定資産	173
	合計	387
負純資債及産のび部	流動負債	209
	固定負債	303
	勤続慰労引当金	13
	株主資本	△125
	資本金	50
	資本剰余金	49
	資本準備金	49
	利益剰余金	△225
	その他利益剰余金	△225
	(うち当期純利益)	(28)
	合計	387

第３期決算公告　令和７年12月15日
東京都渋谷区宇田川町40番１号
株式会社Gボックス
代表取締役　友行　輝
貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	0
	合計	0
負純資債及産のび部	流動負債	0
	株主資本	0
	資本金	1
	資本剰余金	1
	資本準備金	1
	利益剰余金	△2
	その他利益剰余金	△2
	(うち当期純損失)	(1)
	合計	0

第13期決算公告　令和７年12月15日
東京都渋谷区神泉町19番地１
株式会社BABEL LABEL
代表取締役　山田　久人
貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	733
	固定資産	107
	合計	841
負債及び純資産の部	流動負債	878
	固定負債	753
	勤続慰労引当金	0
	株主資本	△790
	資本金	74
	資本剰余金	59
	資本準備金	59
	利益剰余金	△924
	その他利益剰余金	△924
	（うち当期純損失）	(256)
	合計	841

第５期決算公告　令和７年12月15日
東京都渋谷区渋谷二丁目24番12号
株式会社CASM
代表取締役　下田　満
貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	776
	固定資産	7
	合計	783
負債及び純資産の部	流動負債	404
	固定負債	1
	勤続慰労引当金	1
	株主資本	378
	資本金	25
	資本剰余金	25
	資本準備金	25
	利益剰余金	328
	その他利益剰余金	328
	（うち当期純利益）	(144)
	合計	783

第５期決算公告　令和７年12月15日
東京都渋谷区宇田川町40番１号
株式会社シン・オクタゴン
代表取締役　武田　丈宏
貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	14
	固定資産	27
	合計	42
負債及び純資産の部	流動負債	5
	固定負債	90
	株主資本	△53
	資本金	3
	資本剰余金	4
	資本準備金	3
	その他資本剰余金	1
	利益剰余金	△61
	その他利益剰余金	△61
	（うち当期純損失）	(31)
	合計	42

第２期決算公告　令和７年12月15日
東京都渋谷区宇田川町40番１号
株式会社HIPAHIPA Games
代表取締役　大森　達也
貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	178
	合計	178
負債及び純資産の部	流動負債	19
	固定負債	210
	株主資本	△51
	資本金	0
	資本剰余金	0
	資本準備金	0
	利益剰余金	△52
	その他利益剰余金	△52
	（うち当期純損失）	(51)
	合計	178

第２期決算公告　令和７年12月15日
東京都渋谷区宇田川町40番１号
株式会社Colorful Palette ENCORE
代表取締役　石川　宣永
貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	199
	固定資産	9
	合計	209
負債及び純資産の部	流動負債	106
	固定負債	0
	勤続慰労引当金	0
	株主資本	102
	資本金	75
	資本剰余金	75
	資本準備金	75
	利益剰余金	△47
	その他利益剰余金	△47
	（うち当期純損失）	(25)
	合計	209

第37期決算公告　令和７年12月15日
東京都港区南青山一丁目15番19号
株式会社ドラゴン東京
代表取締役　内藤　貴仁
貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	466
	固定資産	1
	合計	468
負債及び純資産の部	流動負債	209
	株主資本	258
	資本金	12
	利益剰余金	246
	利益準備金	4
	その他利益剰余金	241
	（うち当期純利益）	(61)
	合計	468

第１期決算公告　令和７年12月15日
東京都渋谷区渋谷二丁目24番12号
株式会社サイバーティカル
代表取締役　伊藤　翼
貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	55
	固定資産	0
	合計	56
負債及び純資産の部	流動負債	39
	固定負債	0
	勤続慰労引当金	0
	株主資本	16
	資本金	4
	資本剰余金	4
	資本準備金	4
	利益剰余金	6
	その他利益剰余金	6
	（うち当期純利益）	(6)
	合計	56

第６期決算公告　令和７年12月15日
東京都渋谷区宇田川町40番１号
アット・ザ・シアター株式会社
代表取締役　伊達　学
貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	228
	固定資産	3
	合計	231
負債及び純資産の部	流動負債	134
	固定負債	—
	株主資本	97
	資本金	50
	資本剰余金	270
	資本準備金	270
	利益剰余金	△222
	その他利益剰余金	△222
	（うち当期純損失）	(14)
	合計	231

第43期決算公告　令和７年12月15日
東京都品川区荏原４丁目16番14号
三英興産株式会社
代表取締役　大場　雄介
貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	265,125
	固定資産	624,816
	合計	889,941
負債及び純資産の部	流動負債	30,049
	株主資本	859,892
	資本金	80,000
	資本剰余金	140,000
	（資本準備金）	(140,000)
	利益剰余金	639,892
	（利益準備金）	(7,360)
	（その他利益剰余金）	(632,532)
	（うち当期純利益）	(38,236)
	合計	889,941

第１期決算公告　令和７年12月15日
東京都渋谷区宇田川町40番１号
株式会社Picorea
代表取締役　佐藤　裕哉
貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	28
	固定資産	0
	合計	28
負債及び純資産の部	流動負債	3
	株主資本	25
	資本金	15
	資本剰余金	15
	資本準備金	15
	利益剰余金	△4
	その他利益剰余金	△4
	（うち当期純損失）	(4)
	合計	28

第１期決算公告　令和７年12月15日
東京都渋谷区宇田川町40番１号
株式会社CyberAgent Card
代表取締役　佐野　智宏
貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	8
	合計	8
負債及び純資産の部	流動負債	0
	株主資本	8
	資本金	4
	資本剰余金	4
	資本準備金	4
	利益剰余金	△0
	その他利益剰余金	△0
	（うち当期純損失）	(0)
	合計	8

第１期決算公告　令和７年12月15日
東京都渋谷区宇田川町40番１号
株式会社CA Soa
代表取締役　小川　正和
貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	65
	固定資産	91
	合計	157
負債及び純資産の部	流動負債	137
	固定負債	0
	勤続慰労引当金	0
	株主資本	20
	資本金	50
	資本剰余金	50
	資本準備金	50
	利益剰余金	△79
	その他利益剰余金	△79
	（うち当期純損失）	(79)
	合計	157

第 18 期 決 算 公 告

令和７年 12 月 15 日　　東京都渋谷区渋谷二丁目24番12号

株式会社CCPR

代表取締役　森田　　仁

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,308	流動負債	944
固定資産	68	固定負債	2
		勤続慰労引当金	2
		株主資本	429
		資本金	27
		資本剰余金	37
		資本準備金	27
		その他資本剰余金	10
		利益剰余金	364
		その他利益剰余金	364
		（うち当期純利益）	(186)
資産合計	1,376	負債・純資産合計	1,376

第 17 期 決 算 公 告

令和７年 12 月 15 日　　東京都渋谷区渋谷二丁目24番12号

株式会社CyberZ

代表取締役　山内　隆裕

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	4,329	流動負債	5,926
固定資産	751	固定負債	245
		勤続慰労引当金	71
		株主資本	△1,091
		資本金	40
		資本剰余金	290
		資本準備金	40
		その他資本剰余金	250
		利益剰余金	△1,421
		その他利益剰余金	△1,421
		（うち当期純利益）	(502)
資産合計	5,081	負債・純資産合計	5,081

第 7 期 決 算 公 告

令和７年 12 月 15 日　　東京都渋谷区渋谷二丁目24番12号

株式会社AI Shift

代表取締役　米山　結人

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	146	流動負債	265
固定資産	102	固定負債	12
		勤続慰労引当金	12
		株主資本	△28
		資本金	60
		資本剰余金	69
		資本準備金	60
		その他資本剰余金	9
		利益剰余金	△157
		その他利益剰余金	△157
		（うち当期純損失）	(46)
資産合計	249	負債・純資産合計	249

第 17 期 決 算 公 告

令和７年 12 月 15 日　　東京都渋谷区宇田川町40番１号

株式会社サムザップ

代表取締役　礎　　考宏

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	4,829	流動負債	1,760
固定資産	1,836	固定負債	82
		勤続慰労引当金	82
		株主資本	4,823
		資本金	120
		資本剰余金	648
		資本準備金	100
		その他資本剰余金	548
		利益剰余金	4,054
		その他利益剰余金	4,054
		（うち当期純利益）	(866)
資産合計	6,665	負債・純資産合計	6,665

第 15 期 決 算 公 告

令和７年 12 月 15 日　　東京都渋谷区宇田川町40番１号

株式会社グレンジ

代表取締役　木下　慎也

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	748	流動負債	220
固定資産	203	固定負債	27
		勤続慰労引当金	27
		株主資本	703
		資本金	100
		資本剰余金	130
		資本準備金	115
		その他資本剰余金	15
		利益剰余金	473
		その他利益剰余金	473
		（うち当期純利益）	(123)
資産合計	951	負債・純資産合計	951

第 16 期 決 算 公 告

令和７年 12 月 15 日　　東京都渋谷区宇田川町40番１号

株式会社アプリボット

代表取締役　浮田　光樹

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	10,772	流動負債	8,723
固定資産	4,016	固定負債	76
		勤続慰労引当金	76
		株主資本	5,988
		資本金	120
		資本剰余金	850
		資本準備金	485
		その他資本剰余金	365
		利益剰余金	5,018
		その他利益剰余金	5,018
		（うち当期純利益）	(7,467)
資産合計	14,789	負債・純資産合計	14,789

第 27 期 決 算 公 告

令和７年 12 月 15 日　　東京都港区南青山三丁目11番13号

株式会社ウエディングパーク

代表取締役　日紫喜誠吾

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,239	流動負債	524
固定資産	243	固定負債	50
		勤続慰労引当金	33
		株主資本	908
		資本金	231
		資本剰余金	68
		資本準備金	68
		利益剰余金	607
		利益準備金	23
		その他利益剰余金	583
		（うち当期純利益）	(523)
資産合計	1,482	負債・純資産合計	1,482

第 12 期 決 算 公 告

令和７年 12 月 15 日　　東京都渋谷区宇田川町40番１号

株式会社タップル

代表取締役　平松　繁和

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	4,275	流動負債	2,969
固定資産	48	固定負債	40
		勤続慰労引当金	40
		株主資本	1,313
		資本金	120
		資本剰余金	240
		その他資本剰余金	240
		利益剰余金	953
		利益準備金	30
		その他利益剰余金	923
		（うち当期純利益）	(1,134)
資産合計	4,323	負債・純資産合計	4,323

第８期決算公告

令和７年12月15日
東京都渋谷区猿楽町17―10
代官山アートビレッジ３階代官山ＴＯＫＯ
株式会社新たな細胞
代表取締役　中橋　敦

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	74	流動負債	38
固定資産	0	固定負債	0
		勤続慰労引当金	0
		株主資本	35
		資本金	50
		資本剰余金	50
		資本準備金	50
		利益剰余金	△64
		その他利益剰余金	△64
		（うち当期純利益）	(0)
資産合計	74	負債・純資産合計	74

第11期決算公告

令和７年12月15日　東京都目黒区青葉台四丁目７番７号
株式会社GOODROID
代表取締役　松田　和彬

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	3,772	流動負債	2,682
固定資産	532	固定負債	32
		勤続慰労引当金	32
		株主資本	1,589
		資本金	50
		資本剰余金	80
		資本準備金	50
		その他資本剰余金	30
		利益剰余金	1,459
		その他利益剰余金	1,459
		（うち当期純利益）	(264)
資産合計	4,304	負債・純資産合計	4,304

第４期決算公告

令和７年９月25日
東京都港区北青山三丁目２番４号日新青山ビル３階
株式会社アイケン建設
代表取締役　中島　厚己

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	516,361	流動負債	510,010
固定資産	95,495	固定負債	150,000
繰延資産	1,105	株主資本	△47,048
		資本金	100,000
		資本剰余金	50,000
		資本準備金	50,000
		利益剰余金	△197,048
		その他利益剰余金	△197,048
		（うち当期純損失）	(150,393)
資産合計	612,962	負債・純資産合計	612,962

第７期決算公告

令和７年12月15日　東京都渋谷区渋谷二丁目24番12号
株式会社Cyber AI Productions
代表取締役　二宮　功太

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	639	流動負債	572
固定資産	47	固定負債	40
		勤続慰労引当金	40
		株主資本	74
		資本金	25
		資本剰余金	55
		資本準備金	25
		その他資本剰余金	30
		利益剰余金	△5
		その他利益剰余金	△5
		（うち当期純損失）	(102)
資産合計	687	負債・純資産合計	687

第17期決算公告

令和７年12月15日　名古屋市中区平和一丁目15番27号
株式会社リオグループホールディングス
代表取締役　横山　和幸

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	4,644,760	流動負債	1,037,329
固定資産	17,172,439	固定負債	5,058,044
		退職給付引当金	1,822
		役員退職慰労引当金	119,766
		株主資本	15,721,826
		資本金	100,000
		資本剰余金	8,994,173
		その他資本剰余金	8,994,173
		利益剰余金	8,025,902
		利益準備金	4,935
		その他利益剰余金	8,020,967
		（うち当期純利益）	(132,188)
		自己株式	△1,398,250
資産合計	21,817,199	負債・純資産合計	21,817,199

第13期決算公告

令和７年12月15日
東京都港区赤坂二丁目23番１号
アスパラントグループ株式会社
代表取締役　中村　彰利

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	3,888,499	流動負債	448,543
固定資産	2,233,007	固定負債	148,000
		株主資本	5,523,253
		資本金	76,437
		資本剰余金	46,437
		資本準備金	46,437
		利益剰余金	5,400,378
		その他利益剰余金	5,400,378
		（うち当期純利益）	(377,800)
		評価・換算差額等	1,710
		その他有価証券評価差額金	1,710
資産合計	6,121,507	負債・純資産合計	6,121,507

第38期決算公告

令和７年12月15日
大阪市中央区城見一丁目４番70号
住友生命ＯＢＰプラザビル
株式会社ワッツ西日本販売
代表取締役　林田　邦博

貸借対照表の要旨
（令和７年８月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	8,494,889	流動負債	8,021,225
固定資産	2,742,190	固定負債	660,848
		株主資本	2,555,006
		資本金	10,000
		資本剰余金	110,000
		利益剰余金	2,515,552
		利益準備金	7,350
		その他利益剰余金	2,002,202
		（うち当期純利益）	(589,110)
		自己株式	△80,545
資産合計	11,237,080	負債・純資産合計	11,237,080

第３期決算公告

令和７年12月12日　大阪市住之江区北加賀屋３丁目３番44号
オーエムホールディングス株式会社
代表取締役　髙松　良行

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,214,845	流動負債	243,019
固定資産	7,127,296	固定負債	891,000
		負債合計	1,134,019
		株主資本	7,208,122
		資本金	90,000
		資本剰余金	6,958,325
		その他資本剰余金	6,958,325
		利益剰余金	189,797
		利益準備金	8,473
		その他利益剰余金	181,324
		（うち当期純利益）	(94,081)
		自己株式	△ 30,000
		純資産合計	7,208,122
資産合計	8,342,141	負債・純資産合計	8,342,141

第 9 期 決 算 公 告

令和７年 11 月 26 日
北海道帯広市西八条南十八丁目３番地４
株式会社ファームノート
代表取締役　小林　晋也

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	116,368	流動負債	116,992
固定資産	135,160	固定負債	358,326
		関係会社事業損失引当金	58,326
		株主資本	△229,289
		資本金	99,462
		資本剰余金	744,065
		資本準備金	744,065
		利益剰余金	△1,072,817
		その他利益剰余金	△1,072,817
		（うち当期純損失）	(373,105)
		新株予約権	5,500
資産合計	251,529	負債・純資産合計	251,529

第 19 期 決 算 公 告

令和７年９月 25 日
福岡市中央区大名二丁目６番50号福岡大名ガーデンシティ７階
株式会社アイケンジャパン
代表取締役　中島　厚己

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	9,061,739	流動負債	6,549,782
固定資産	1,234,557	（うち賞与引当金）	(45,860)
繰延資産	18,348	固定負債	784,704
		株主資本	2,979,292
		資本金	100,000
		資本剰余金	11,829
		資本準備金	11,829
		利益剰余金	2,867,463
		利益準備金	13,170
		その他利益剰余金	2,854,292
		（うち当期純利益）	(488,121)
		評価・換算差額等	867
資産合計	10,314,646	負債・純資産合計	10,314,646

第 4 期 決 算 公 告

令和７年 12 月 15 日　　東京都渋谷区南平台町16番17号
株式会社Cygames Capital
代表取締役　近石　愛作

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	881	流動負債	17
固定資産	7	固定負債	1,000
		株主資本	△116
		資本金	25
		資本剰余金	25
		資本準備金	25
		利益剰余金	△166
		その他利益剰余金	△166
		（うち当期純損失）	(170)
		評価・換算差額等	△12
		その他有価証券評価差額金	△12
資産合計	889	負債・純資産合計	889

第 14 期 決 算 公 告

令和７年 12 月 15 日
東京都渋谷区南平台町16番17号
株式会社CyDesignation
代表取締役　皆葉　英夫

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,025	流動負債	114
固定資産	42	株主資本	949
		資本金	15
		資本剰余金	15
		資本準備金	15
		利益剰余金	919
		その他利益剰余金	919
		（うち当期純利益）	(145)
		評価・換算差額等	3
		その他有価証券評価差額金	3
資産合計	1,067	負債・純資産合計	1,067

第 21 期 決 算 公 告

令和７年 12 月 15 日
東京都千代田区外神田三丁目９番２号末広ビル３Ｆ
株式会社アールティ
代表取締役　中川友紀子

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	155,575	流動負債	273,005
固定資産	43,136	賞与引当金	5,131
		固定負債	295,523
		退職給付引当金	20,410
		株主資本	△369,815
		資本金	100,000
		資本剰余金	668,070
		資本準備金	668,070
		利益剰余金	△1,137,885
		その他利益剰余金	△1,137,885
		（うち当期純損失）	(76,595)
資産合計	198,712	負債・純資産合計	198,712

第 81 期 決 算 公 告

令和７年 12 月 15 日　　東京都品川区南大井６丁目28番11号
谷口運送株式会社
取締役社長　安田　行男

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	3,726	流動負債	1,337
固定資産	7,568	固定負債	738
有形固定資産	3,968	株主資本	8,944
無形固定資産	7	資本金	100
投資その他の資産	3,592	資本剰余金	20
		資本準備金	20
		利益剰余金	8,824
		利益準備金	25
		その他利益剰余金	8,799
		（うち当期純利益）	(441)
		評価・換算差額等	274
		その他有価証券評価差額金	274
資産合計	11,295	負債・純資産合計	11,295

第 18 期 決 算 公 告

令和７年 12 月 15 日　　東京都新宿区西新宿一丁目26番２号
新宿野村ビル32階
VAC Magnetic Japan株式会社
代表取締役　ハーバート・メイル

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	24,378	流動負債	3,159
固定資産	13,252	（うち賞与引当金）	(2,948)
		固定負債	750
		（うち有給休暇引当金）	(750)
		株主資本	33,721
		資本金	1,000
		利益剰余金	32,721
		その他利益剰余金	32,721
		（うち当期純利益）	(2,626)
合計	37,630	合計	37,630

第 87 期 決 算 公 告

令和７年 12 月 15 日　　東京都板橋区常盤台１丁目63番11号
株式会社 尾崎製作所
代表取締役社長　深堀　和夫

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	707,747	流動負債	70,724
固定資産	259,602	固定負債	60,762
有形固定資産	146,488	負債合計	131,486
無形固定資産	1,135	株主資本	835,863
投資その他の資産	111,979	資本金	100,000
		資本剰余金	223,500
		利益剰余金	545,694
		利益準備金	25,000
		その他利益剰余金	520,694
		（うち当期純利益）	(16,557)
		自己株式	△33,331
		純資産合計	835,863
資産合計	967,349	負債・純資産合計	967,349

第 76 期 決 算 公 告

令和７年11月26日　東京都港区虎ノ門５丁目１番５号

株式会社スタイルブレッド

代表取締役　田中　知

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	1,767,711	流動負債	1,297,170
固定資産	2,723,960	固定負債	2,203,230
		株主資本	990,735
		資本金	100,000
		資本剰余金	76,109
		資本準備金	76,109
		利益剰余金	814,625
		利益準備金	750
		その他利益剰余金	813,875
		（うち当期純利益）	(31,883)
		評価・換算差額等	387
		新株予約権	148
資産合計	4,491,671	負債・純資産合計	4,491,671

第 11 期 決 算 公 告

令和７年11月27日

東京都中央区銀座５丁目12番５号白鶴ビル４階

プリモ・ジャパン株式会社

代表取締役　藤江　秀一

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	7,756	流動負債	5,264
固定資産	8,136	固定負債	356
		株主資本	10,273
		資本金	100
		資本剰余金	8,857
		その他資本剰余金	8,857
		利益剰余金	1,316
		利益準備金	63
		繰越利益剰余金	1,252
		（うち当期純利益）	(1,235)
合計	15,893	合計	15,893

第 6 期 決 算 公 告

令和７年11月28日　愛知県小牧市大字大草字年上坂5953―11

株式会社シンコー

代表取締役　椿本　武志

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	1,232	流動負債	880
固定資産	2,827	（賞与引当金）	(27)
繰延資産	0	固定負債	1,963
		（退職給付引当金）	(29)
		株主資本	1,213
		資本金	100
		資本剰余金	1,417
		資本準備金	758
		その他資本剰余金	659
		利益剰余金	△304
		その他利益剰余金	△304
		（うち当期純損失）	(41)
		新株予約権	3
資産合計	4,059	負債・純資産合計	4,059

第 56 期 決 算 公 告

令和７年12月15日　長野県岡谷市神明町二丁目５番５号

ティディエス株式会社

代表取締役社長　高橋太喜彦

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	1,540	流動負債	1,955
固定資産	4,141	固定負債	760
		株主資本	2,966
		資本金	225
		資本剰余金	38
		資本準備金	25
		その他資本剰余金	13
		利益剰余金	2,703
		利益準備金	102
		その他利益剰余金	2,601
		（うち当期純利益）	(156)
資産合計	5,681	負債・純資産合計	5,681

第 73 期 決 算 公 告

令和７年12月15日　広島市西区商工センター七丁目４番27号

オタフクホールディングス株式会社

代表取締役　佐々木直義

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	3,036,748	流動負債	3,056,099
固定資産	9,562,172	うち賞与引当金	35,469
		固定負債	4,600,831
		うち退職給付引当金	111,105
		株主資本	4,941,990
		資本金	100,000
		資本剰余金	85,606
		その他資本剰余金	85,606
		利益剰余金	4,762,683
		利益準備金	25,000
		その他利益剰余金	4,737,683
		（うち当期純利益）	(142,136)
		自己株式	△6,300
資産合計	12,598,921	負債・純資産合計	12,598,921

第 14 期 決 算 公 告

令和７年11月28日

京都市下京区四条通油小路西入藤本寄町26番地１
朝日生命京都第二ビル７階

株式会社ドリームホーム

代表取締役　南部　佑太

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	131,117	流動負債	91,787
固定資産	50,501	固定負債	44,176
繰延資産	712	株主資本	46,368
		資本金	10,000
		資本剰余金	10,000
		その他資本剰余金	10,000
		利益剰余金	26,368
		利益準備金	2,500
		その他利益剰余金	23,868
		（うち当期純損失）	(10,831)
資産合計	182,332	負債・純資産合計	182,332

第 76 期 決 算 公 告

令和７年12月15日　大阪市中央区平野町三丁目６番１号

渡辺ケミカル株式会社

代表取締役　渡邉宗一郎

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	13,471,901	流動負債	5,728,056
固定資産	1,639,278	（内賞与引当金）	(92,000)
繰延資産	1,578	固定負債	964,668
		（内役員退職引当金）	(282,508)
		（内社員退職引当金）	(58,270)
		株主資本	8,420,034
		資本金	100,000
		資本準備金	8,900
		利益剰余金	9,471,285
		利益準備金	34,000
		その他利益剰余金	9,437,285
		（うち当期純利益）	(962,758)
		自己株式	△1,160,151
資産合計	15,112,759	負債・純資産合計	15,112,759

第 16 期 決 算 公 告

令和７年12月15日　広島市西区商工センター七丁目４番27号

オタフクソース株式会社

代表取締役　佐々木孝富

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	10,325,952	流動負債	5,323,178
固定資産	9,904,549	うち賞与引当金	296,917
		固定負債	7,116,967
		うち退職給付引当金	886,907
		株主資本	7,790,357
		資本金	100,000
		資本剰余金	254,600
		その他資本剰余金	254,600
		利益剰余金	7,435,757
		利益準備金	25,000
		その他利益剰余金	7,410,757
		（うち当期純利益）	(534,114)
資産合計	20,230,502	負債・純資産合計	20,230,502

第 58 期決算公告

令和７年12月15日
群馬県伊勢崎市境米岡718番地
群馬中央青果株式会社
代表取締役　金井　久光

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	232,022
	固定資産	344,515
	純資産合計	576,537
負純資産の及び部	流動負債	186,799
	固定負債	68,001
	株主資本	321,736
	資本金	128,000
	利益剰余金	193,736
	利益準備金	32,000
	その他利益剰余金	161,735
	（うち当期純利益）	(18,268)
	負債・純資産合計	576,537

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三、〇〇〇万円減少し九、八〇〇万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年一月十七日であり、株主総会の決議は、令和七年十一月二十一日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十二月十五日
群馬県伊勢崎市境米岡七一八番地
群馬中央青果株式会社
代表取締役　金井　久光

第 3 期決算公告

令和７年 12 月 15 日
東京都世田谷区弦巻一丁目50番13号
ベースメントファクトリービル４階
ミート株式会社
代表取締役　岩城　　功

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	294
	固定資産	73
	資産合計	367
負純資産の及び部	流動負債	218
	固定負債	103
	株主資本	45
	資本金	10
	利益剰余金	35
	その他利益剰余金	35
	（うち当期純利益）	(75)
	負債・純資産合計	367

第 21 期決算公告

令和７年12月15日
東京都千代田区麹町二丁目10番10号
クリアウォーター・コーポレーション株式会社
代表取締役　吉田　将人

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,491
	固定資産	6,503
	合計	8,995
負純資産の及び部	流動負債	2,178
	株主資本	5,577
	資本金	129,089
	資本剰余金	116,485
	資本準備金	116,485
	利益剰余金	△239,996
	その他利益剰余金	△239,996
	（うち当期純損失）	(13,037)
	新株予約権	1,239
	合計	8,995

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億一千九百九万九千円減少し九百九十九万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年二月一日であり、株主総会の決議は、令和七年十二月十日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十二月十五日
東京都千代田区麹町二丁目一〇番一〇号
クリアウォーター・コーポレーション株式会社
代表取締役　吉田　将人

第 28 期決算公告

令和７年11月11日
東京都品川区東品川二丁目１番６号
株式会社タイソンズアンドカンパニー
代表取締役　寺田　心平

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,120,870
	固定資産	856,134
	繰延資産	19,406
	合計	1,996,411
負純資産の及び部	流動負債	773,442
	固定負債	184,789
	株主資本	1,038,179
	資本金	21,000
	資本剰余金	1,000
	資本準備金	1,000
	利益剰余金	1,016,179
	その他利益剰余金	1,016,179
	（うち当期純利益）	(141,957)
	合計	1,996,411

第 73 期決算公告

令和７年 12 月 15 日
東京都江東区森下一丁目12番８号
株式会社三河屋洋品店
代表取締役　生田　容子

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	44,535
	固定資産	33,484
	資産合計	78,019
負純資産の及び部	流動負債	2,465
	固定負債	120,959
	株主資本	△45,405
	資本金	22,400
	利益剰余金	△67,805
	利益準備金	450
	その他利益剰余金	△68,255
	（うち当期純利益）	(2,318)
	負債・純資産合計	78,019

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千二百四十万円減少し一千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年一月二十一日であり、株主総会の決議は、令和七年十二月三日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十二月十五日
東京都江東区森下一丁目一二番八号
株式会社三河屋洋品店
代表取締役　生田　容子

第 1 期決算公告

令和７年 12 月 15 日
東京都品川区南大井六丁目27番18号
株式会社ＢＣＪ－95
代表取締役　石橋誠一郎

貸借対照表の要旨
（令和７年８月15日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	固定資産	0
	合計	0
負純資産の及び部	流動負債	29
	株主資本	△29
	資本金	5
	資本剰余金	5
	資本準備金	5
	利益剰余金	△39
	その他利益剰余金	△39
	（うち当期純損失）	(39)
	合計	0

第 61 期決算公告

令和７年12月15日
横浜市中区羽衣町一丁目１番地１
株式会社ビーコム
代表取締役　三田　　功

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	670,802
	固定資産	6,562,943
	合計	7,233,746
負純資産の及び部	流動負債	28,332
	固定負債	—
	株主資本	7,205,413
	資本金	10,000
	資本剰余金	—
	利益剰余金	7,195,413
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	7,190,413
	（うち当期純損失）	(48,679)
	合計	7,233,746

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額及び資本準備金の額をそれぞれ二億二千八百六十七万三千円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十二月十五日
横浜市中区羽衣町一丁目一番地一
株式会社ビーコム
代表取締役　三田　　功

第 1 期決算公告

令和７年 12 月 15 日
東京都品川区南大井六丁目27番18号
株式会社ヨーク・ホールディングス
代表取締役　石橋誠一郎

貸借対照表の要旨
（令和７年８月15日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	10
	合計	10
負純資産の及び部	流動負債	29
	株主資本	△19
	資本金	5
	資本剰余金	5
	資本準備金	5
	利益剰余金	△29
	その他利益剰余金	△29
	（うち当期純損失）	(29)
	合計	10

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、甲の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十二月十五日

名古屋市守山区元郷一丁目一五〇三番地
（甲）株式会社ウィントレーディング
代表取締役　中村　寛

愛知県尾張旭市北原山町大久保見二〇八番地
（乙）合同会社不二企画
代表社員　中村なほみ

第６期決算公告

令和７年12月15日
佐賀県佐賀市栄町５番９号
株式会社CyFoods
代表取締役　近石　愛作

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	92
	固定資産	73
	合計	165
負債及び純資産の部	流動負債	17
	株主資本	147
	資本金	85
	資本剰余金	85
	資本準備金	85
	利益剰余金	△22
	その他利益剰余金	△22
	（うち当期純利益）	(24)
	合計	165

第17期決算公告

令和７年12月15日
名古屋市守山区元郷一丁目1503番地
株式会社ウィントレーディング
代表取締役　中村　寛

貸借対照表の要旨
（令和７年１月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	50,074
	固定資産	17,156
	合計	67,231
負債及び純資産の部	流動負債	11,535
	固定負債	38,753
	株主資本	16,942
	資本金	10,000
	利益剰余金	6,942
	その他利益剰余金	6,942
	（うち当期純損失）	(2,049)
	合計	67,231

第18期決算公告

令和７年12月15日
沖縄県那覇市おもろまち一丁目１番12号
株式会社シーエー・アドバンス
代表取締役　内藤　貴仁

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	710
	固定資産	372
	合計	1,082
負債及び純資産の部	流動負債	508
	固定負債	12
	勤続慰労引当金	12
	株主資本	561
	資本金	20
	資本剰余金	20
	資本準備金	20
	利益剰余金	521
	その他利益剰余金	521
	（うち当期純損失）	(102)
	合計	1,082

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六千七百二十五万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十二月十五日

福岡市博多区上牟田一丁目一七番二四号
大西化成株式会社
代表取締役　大西　一平

第59期決算公告

令和７年12月15日
福岡市博多区上牟田一丁目17番24号
大西化成株式会社
代表取締役　大西　一平

貸借対照表の要旨（令和７年１月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,048,668
	固定資産	323,493
	繰延資産	16,800
	合計	1,388,961
負債及び純資産の部	流動負債	769,611
	固定負債	93,332
	株主資本	526,018
	資本金	97,250
	利益剰余金	443,598
	利益準備金	11,812
	その他利益剰余金	431,786
	（うち当期純利益）	(15,698)
	自己株式	△14,830
	合計	1,388,961

第11期決算公告

令和７年12月15日
沖縄県那覇市おもろまち四丁目９番13号
株式会社モノクラム
代表取締役　洲鎌　未寿

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	221
	固定資産	8
	合計	229
負債及び純資産の部	流動負債	187
	固定負債	0
	勤続慰労引当金	0
	株主資本	42
	資本金	4
	資本剰余金	4
	資本準備金	4
	利益剰余金	34
	その他利益剰余金	34
	（うち当期純利益）	(22)
	合計	229

第15期決算公告

令和７年12月15日　東京都渋谷区南平台町16番17号
株式会社Cygames
代表取締役　渡邊　耕一

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	199,328	流動負債	37,788
固定資産	59,663	固定負債	1,341
		勤続慰労引当金	14
		株主資本	219,142
		資本金	124
		資本剰余金	2,717
		その他資本剰余金	2,717
		利益剰余金	225,760
		その他利益剰余金	225,760
		自己株式	△9,460
		評価・換算差額等	719
		その他有価証券評価差額金	719
資産合計	258,991	負債・純資産合計	258,991

損益計算書の要旨
（自　令和６年10月１日　至　令和７年９月30日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	137,528
売上原価	62,458
売上総利益	75,070
販売費及び一般管理費	41,912
営業利益	33,158
営業外収益	1,253
営業外費用	1,365
経常利益	33,045
特別利益	2,068
特別損失	4,156
税引前当期純利益	30,957
法人税、住民税及び事業税	10,193
法人税等調整額	△1,018
当期純利益	21,782

第22期決算公告

令和７年11月27日
新潟県糸魚川市大町１丁目５番25号
アイワ建設株式会社
代表取締役　齊藤　貴

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	57,677
	固定資産	9,752
	資産合計	67,429
負債及び純資産の部	流動負債	25,926
	固定負債	9,556
	株主資本	31,947
	資本金	3,000
	資本剰余金	10,000
	その他資本剰余金	10,000
	利益剰余金	18,947
	繰越利益剰余金	18,947
	（うち当期純利益）	(1,759)
	負債・純資産合計	67,429

第７期決算公告

令和７年12月15日
東京都千代田区飯田橋四丁目７番１号結和税理士法人内
ＫＲＦ79特定目的会社
取締役　中津　正憲

貸借対照表の要旨
（令和７年８月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
その他の資産	1,219	流動負債	366
流動資産	1,219	負債合計	366
		社員資本	853
		特定資本金	0
		優先資本金	74
		剰余金	778
		当期未処分利益	778
		純資産合計	853
資産合計	1,219	負債・純資産合計	1,219

損益計算書の要旨
（自　令和６年９月１日　至　令和７年８月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	13,751
営業費用	12,937
営業利益	814
営業外収益	3
営業外費用	38
経常利益	778
税引前当期純利益	778
法人税、住民税及び事業税	0
法人税等調整額	0
当期純利益	778

第 75 期 決 算 公 告

2025年12月12日　名古屋市中区橘一丁目28番９号

リンタツ株式会社

代表取締役社長　山下　良隆

貸借対照表の要旨（2025年９月20日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	30,058	流動負債	18,464
現金・預金	7,306	買入債務	15,190
売上債権	16,092	その他	3,274
棚卸資産	6,558	固定負債	81
その他	99	**負債合計**	**18,546**
固定資産	25,644	株主資本	35,927
有形固定資産	6,500	資本金	221
無形固定資産	98	利益剰余金	35,705
投資その他の資産	19,045	利益準備金	55
		その他利益剰余金	35,650
		評価・換算差額等	1,229
		純資産合計	**37,156**
資産合計	**55,702**	**負債・純資産合計**	**55,702**

損益計算書の要旨

（自　2024年９月21日　至　2025年９月20日）

（単位：百万円）

科目	金額
売上高	75,930
売上原価	66,387
売上総利益	9,542
販売費及び一般管理費	5,153
営業利益	4,389
営業外収益	920
経常利益	5,309
特別損失	871
税引前当期純利益	4,438
法人税、住民税及び事業税	1,558
当期純利益	2,878

第 40 期 決 算 公 告

令和７年10月16日

長野県北安曇郡白馬村大字北城6329番地１

株式会社岩岳リゾート

代表取締役　星野　裕二

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	782,999
	固定資産	2,357,412
	合計	**3,140,412**
負債及び純資産の部	流動負債	685,075
	固定負債	1,351,480
	株主資本	1,103,857
	資本金	75,000
	利益剰余金	1,035,087
	利益準備金	1,500
	その他利益剰余金	1,033,587
	（うち当期純利益）	（450,631）
	自己株式	△6,230
	合計	**3,140,412**

第 11 期 決 算 公 告

令和７年12月15日

東京都港区赤坂二丁目23番１号

株式会社イドホールディングス

代表取締役　尾辻　重信

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	994,626
	固定資産	3,920,365
	合計	**4,914,992**
負債及び純資産の部	流動負債	2,374,684
	固定負債	1,391,160
	株主資本	1,149,148
	資本金	9,000
	利益剰余金	1,140,148
	その他利益剰余金	1,140,148
	（うち当期純利益）	（175,046）
	合計	**4,914,992**

準備金の額の減少公告

当社は、令和七年十一月二十四日株式交換により増加した資本準備金の額の全額を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十二月十五日

東京都港区赤坂二丁目二三番一号

株式会社イドホールディングス

代表取締役　尾辻　重信

第 17 期決算公告

令和７年11月28日

京都市下京区四条通油小路西入藤本寄町26番地１　朝日生命京都第二ビル７階

株式会社Ｄｒｅａｍ　Ｔｏｗｎ

代表取締役　中川　友二

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	9,544,992
	固定資産	1,046,355
	合計	**10,591,348**
負債及び純資産の部	流動負債	7,562,125
	固定負債	1,227,649
	株主資本	1,801,573
	資本金	70,000
	利益剰余金	1,731,573
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	1,729,073
	（うち当期純利益）	（175,991）
	合計	**10,591,348**

第 25 期 決 算 公 告

令和７年12月15日

東京都港区赤坂二丁目23番１号

株式会社イドエンターテインメント

代表取締役　尾辻　重信

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	1,957,664
	固定資産	6,317,260
	合計	**8,274,924**
負債及び純資産の部	流動負債	2,756,239
	固定負債	1,724,600
	株主資本	3,794,085
	資本金	10,000
	利益剰余金	3,784,085
	その他利益剰余金	3,784,085
	（うち当期純利益）	（76,288）
	合計	**8,274,924**

準備金の額の減少公告

当社は、令和七年十一月二十四日株式交換により増加した資本準備金の額の全額を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十二月十五日

東京都港区赤坂二丁目二三番一号

株式会社イドエンターテインメント

代表取締役　尾辻　重信

第 59 期決算公告

令和７年12月15日

大阪市港区波除二丁目９番11号

株式会社日新製作所

代表取締役　小木曽良充

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	86,130
	固定資産	194,114
	合計	**280,244**
負債及び純資産の部	流動負債	58,127
	固定負債	30,300
	株主資本	191,817
	資本金	10,000
	資本剰余金	1,000
	その他資本剰余金	1,000
	利益剰余金	180,817
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	178,317
	（うち当期純損失）	（7,924）
	合計	**280,244**

第 3 期 決 算 公 告

令和７年12月15日

東京都新宿区西早稲田一丁目22番３号

株式会社Ｑｕａｎｍａｔｉｃ

代表取締役　武笠　陽介

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	583,513
	固定資産	2,406
	資産合計	**585,919**
負債及び純資産の部	流動負債	26,749
	株主資本	559,170
	資本金	390,404
	資本剰余金	390,404
	資本準備金	390,404
	利益剰余金	△221,638
	その他利益剰余金	△221,638
	（うち当期純損失）	（109,349）
	負債・純資産合計	**585,919**

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二九〇、四〇四、四七一円、資本準備金の額を一六〇、四〇四、四七一円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年十二月十五日

東京都新宿区西早稲田一丁目二二番三号

株式会社Ｑｕａｎｍａｔｉｃ

代表取締役　武笠　陽介

第 10 期決算公告

令和７年12月15日

広島市中区八丁堀11番８号

ＣＩＡ株式会社

代表取締役　長岡　秀樹

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	233,739
	固定資産	88,870
	合計	**322,609**
負債及び純資産の部	流動負債	189,014
	（うち賞与引当金）	（7,582）
	固定負債	172,526
	株主資本	△38,930
	資本金	161,625
	資本剰余金	141,625
	資本準備金	141,625
	利益剰余金	△342,180
	その他利益剰余金	△342,180
	（うち当期純損失）	（51,017）
	合計	**322,609**

第29期決算公告

令和７年12月15日
大阪府豊中市新千里東町一丁目４番２号
株式会社クライムメディカルシステムズ
代表取締役社長　西脇　稔

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	323
	固定資産	14
	合計	338
負債及び純資産の部	流動負債	124
	株主資本	213
	資本金	11
	利益剰余金	202
	利益準備金	2
	その他利益剰余金	199
	（うち当期純利益）	(85)
	合計	338

第11期決算公告

令和７年12月15日
熊本県熊本市中央区本荘五丁目10番18号
株式会社みらいコンシェルジュ
代表取締役　山浦　章太

貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	226,472
	固定資産	424,628
	資産合計	651,101
負債及び純資産の部	流動負債	122,453
	固定負債	339,037
	株主資本	185,401
	資本金	10,000
	利益剰余金	175,401
	その他利益剰余金	175,401
	（うち当期純利益）	(40,329)
	評価・換算差額等	4,208
	その他有価証券評価差額金	4,208
	負債・純資産合計	651,101

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の不動産事業の一部に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）左記のとおりです。

令和七年十二月十五日
熊本県熊本市中央区本荘五丁目一〇番一八号
（甲）代表取締役　株式会社ＣＲＡＳ　山浦　章太
熊本県熊本市中央区本荘五丁目一〇番一八号
（乙）株式会社みらいコンシェルジュ
代表取締役　山浦　章太

第36期決算公告

令和７年12月15日　仙台市青葉区国分町二丁目10番10号
株式会社馳走亭
代表取締役　畠山　恒幸

貸借対照表の要旨　（令和７年５月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	18,021	流動負債	82,882
固定資産	146,306	固定負債	119,794
		株主資本	△39,671
		資本金	3,000
		資本剰余金	3,000
		資本準備金	3,000
		利益剰余金	△45,671
		利益準備金	250
		その他利益剰余金	△45,921
		（うち当期純損失）	(7,653)
		評価・換算差額等	1,322
		その他有価証券評価差額金	1,322
資産合計	164,327	負債・純資産合計	164,327

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。効力発生日は令和八年二月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和七年十一月十日に終了しております。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和七年十二月十五日
仙台市青葉区国分町二丁目一〇番一〇号
（甲）代表取締役　株式会社馳走亭　畠山　恒幸
仙台市青葉区川内川前丁四七番地の二
（乙）有限会社元祖いわしや
代表取締役　畠山　恒幸

第20期決算公告

令和７年12月15日

山形県山形市表蔵王62番地の１
株式会社山形木造住宅プレカットシステム
（組織変更前の名称　協同組合山形木造住宅プレカットシステム）
代表取締役　安部　雄祐

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	135,340	流動負債	120,705
固定資産	57,480	固定負債	75,780
		組合員資本	△3,664
		出資金	28,000
		利益剰余金	△31,664
		その他利益剰余金	△31,664
		（うち当期純利益）	(△11,621)
資産合計	192,820	負債・純資産合計	192,820

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千一百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社は協同組合を組織変更して設立し、組織変更後の確定した事業年度はありませんが、組織変更前の協同組合山形木造住宅プレカットシステムの最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十二月十五日
山形市表蔵王六二番地の一
株式会社山形木造住宅プレカットシステム
代表取締役　安部　雄祐

第３期決算公告

令和７年12月15日
大阪市中央区南本町二丁目２番３号本町ＵＮＩＣＯビル２階
株式会社Personal Health Tech
代表取締役　新田　哲哉

貸借対照表の要旨
（令和７年１月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	144,485	流動負債	88,991
固定資産	147,355	株主資本	3,426
繰延資産	577	資本金	190,537
		資本剰余金	172,437
		資本準備金	172,437
		利益剰余金	△ 359,548
		その他利益剰余金	△ 359,548
		（うち当期純損失）	(251,833)
		新株予約権	200,000
資産合計	292,418	負債・純資産合計	292,418

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億九千五十三万七千二百六十三円減少し一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十二月十五日
大阪市中央区南本町二丁目二番三号
本町ＵＮＩＣＯビル二階
株式会社Personal Health Tech
代表取締役　新田　哲哉

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年十二月十五日

東京都港区赤坂四丁目三番五号二Ｆ

（甲）リバイス株式会社

代表取締役　松尾　秀政

東京都港区赤坂四丁目三番五号三Ｆ

（乙）トウキョウナイスシステム合同会社

代表社員　リバイス株式会社

職務執行者　松尾　秀政

東京都港区赤坂四丁目三番五号一Ｆ

（丙）リクエスト合同会社

代表社員　リバイス株式会社

職務執行者　松尾　秀政

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千五百一万九千五百八十六円減少し九千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十二月十五日

東京都港区赤坂四丁目三番五号二Ｆ

リバイス株式会社

代表取締役　松尾　秀政

第11期決算公告　令和７年12月15日

東京都港区赤坂四丁目３番５号２Ｆ

リバイス株式会社

代表取締役　松尾　秀政

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	492,076
	固定資産	3,072,160
	合計	3,564,236
負純資産債及の部び	流動負債	928,970
	固定負債	1,465,077
	株主資本	1,170,188
	資本金	90,000
	資本剰余金	850,990
	資本準備金	850,990
	利益剰余金	229,198
	その他利益剰余金	229,198
	（うち当期純利益）	(74,276)
	合計	3,564,236

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を四千七百二十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨は左記のとおりです。

令和七年十二月十五日

東京都中央区八重洲二丁目二番一号

ＧＬＰ　Ｊａｐａｎ　ＤＨ特定目的会社

取締役　小島　直子

第　18　期　決　算　公　告

令和７年12月15日　東京都中央区八重洲二丁目２番１号

GLP Japan DH特定目的会社

取締役　小島　直子

貸借対照表の要旨（令和７年10月31日現在）（単位：千円）

資産の部			負債及び純資産の部	
その他の資産	1,057,106	流動負債		44,811
流動資産	1,055,084			
繰延資産	2,022	負債合計		44,811
		社員資本		1,012,295
		特定資本金	11,000	
		優先資本金	48,200	
		剰余金	953,095	
		当期未処分利益	953,095	
その他の資産合計	1,057,106	純資産合計		1,012,295
合計	1,057,106	合計		1,057,106

㈱　端数は切り捨てて表示しております。

損益計算書の要旨

（自　令和７年７月１日　至　令和７年10月31日）

（単位：千円）

科目	金額
営業収益	10,871,164
営業費用	9,900,454
営業利益	970,709
営業外収益	2
営業外費用	95
経常利益	970,617
税引前当期純利益	970,617
法人税、住民税及び事業税	275
当期純利益	970,341
前期繰越損失	17,246
当期未処分利益	953,095

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社グレイスターグループ（住所愛知県名古屋市中区丸の内三丁目二三番二〇号）に対して当社のエネルギー事業関連会社の株式保有および運営に関する権利義務を承継させることにいたしました。

当社の株主総会の承認決議は令和七年十二月九日に終了しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十二月十五日

愛知県名古屋市熱田区白鳥三丁目一〇番一九号

株式会社ビーライトグループ

代表取締役　若尾　光伸

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万円減少し一千九百万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年二月五日であり、当社の株主総会の承認決議は令和七年十二月九日に終了しております。

この決定に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十二月十五日

愛知県名古屋市熱田区白鳥三丁目一〇番一九号

株式会社ビーライトグループ

代表取締役　若尾　光伸

決　算　公　告

令和７年12月15日

愛知県名古屋市熱田区白鳥三丁目10番19号

株式会社ビーライトグループ

代表取締役　若尾　光伸

貸借対照表の要旨

（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	804,390
	固定資産	230,307
	繰延資産	6,065
	合計	1,040,762
負純資産債及の部び	流動負債	111,186
	株主資本	929,576
	資本金	29,000
	利益剰余金	900,576
	その他利益剰余金	900,576
	（うち当期純損失）	(195,692)
	合計	1,040,762

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十二月十五日

大阪市中央区伏見町四丁目四番一〇号

（甲）ＬＵＳＩＣ株式会社

代表取締役　丸　達也

神戸市中央区磯辺通三丁目二番四－一〇一号

（乙）株式会社ＮＡＫ建築事務所

代表取締役　丸　達也

第９期決算公告　令和７年12月15日

神戸市中央区磯辺通三丁目２番４－101号

株式会社ＮＡＫ建築事務所

代表取締役　丸　達也

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	59,632
	固定資産	802
	繰延資産	1,400
	合計	61,834
負純資産債及の部び	流動負債	160,127
	株主資本	△ 98,292
	資本金	10,000
	資本剰余金	1,477
	資本準備金	1,477
	利益剰余金	△ 109,770
	その他利益剰余金	△ 109,770
	（うち当期純損失）	(35,307)
	合計	61,834

第11期決算公告　令和７年12月15日

大阪市中央区伏見町四丁目４番10号

ＬＵＳＩＣ株式会社

代表取締役　丸　達也

貸借対照表の要旨（令和７年１月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	574,284
	固定資産	531,148
	繰延資産	586
	合計	1,106,019
負純資産債及の部び	流動負債	579,843
	固定負債	243,173
	株主資本	283,002
	資本金	40,000
	資本剰余金	2,000
	その他資本剰余金	2,000
	利益剰余金	241,002
	その他利益剰余金	241,002
	（うち当期純利益）	(62,012)
	合計	1,106,019

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、両社の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十二月十五日

愛媛県今治市旭町三丁目二番地一〇

（甲）株式会社しまなみ地所

代表取締役　榎　祐輔

愛媛県松山市土居田町二三四番地七

（乙）株式会社しまなみ企画

代表取締役　榎　祐輔

第７期決算公告

令和７年12月15日

愛媛県松山市土居田町二三四番地七

株式会社しまなみ企画

代表取締役　榎　祐輔

貸借対照表の要旨

（令和７年１月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	61,453
	合計	61,453
負債及び純資産の部	流動負債	81
	固定負債	57,060
	株主資本	4,312
	資本金	5,000
	利益剰余金	△687
	その他利益剰余金	△687
	（うち当期純損失）	（2,317）
	合計	61,453

第９期決算公告

令和７年12月15日

愛媛県今治市旭町三丁目２番地10

株式会社しまなみ地所

代表取締役　榎　祐輔

貸借対照表の要旨（令和７年１月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	189,399
	固定資産	2,501,234
	繰延資産	606
	合計	2,691,239
負債及び純資産の部	流動負債	196,295
	固定負債	2,438,779
	株主資本	56,164
	資本金	30,000
	利益剰余金	26,164
	その他利益剰余金	26,164
	（うち当期純利益）	（11,691）
	合計	2,691,239

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年二月一日です。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

令和七年十二月十五日

岡山県倉敷市沖五七番地一

（甲）株式会社耕貴

代表取締役　山本　文吉

高知市和泉町８番８号

（乙）株式会社Ｍ＆Ｒコーポレーション

代表取締役　川島　麻由

第11期決算公告

令和７年12月15日

高知市和泉町８番８号

株式会社Ｍ＆Ｒコーポレーション

代表取締役　川島　麻由

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	18,727
	固定資産	98,326
	合計	117,053
負債及び純資産の部	流動負債	1,508
	固定負債	56,058
	株主資本	59,487
	資本金	1,000
	利益剰余金	58,487
	その他利益剰余金	58,487
	（うち当期純利益）	（6,404）
	合計	117,053

第26期決算公告

令和７年12月15日

岡山県倉敷市沖57番地１

株式会社耕貴

代表取締役　山本　文吉

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	914,323
	固定資産	6,811,600
	合計	7,725,923
負債及び純資産の部	流動負債	1,082,040
	固定負債	5,891,887
	株主資本	751,995
	資本金	3,000
	利益剰余金	748,995
	利益準備金	30
	その他利益剰余金	748,965
	（うち当期純利益）	（169,679）
	合計	7,725,923

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十二月十五日

大分県大分市大字廻栖野二五〇一番地一〇

（甲）株式会社ＡＫシステム

代表取締役　古手川瑛保

大分県大分市弁天二丁目五番一三号

（乙）株式会社三和電機製作所

代表取締役　佐藤　頼義

第61期決算公告

令和７年12月15日

大分県大分市弁天２丁目５番13号

株式会社三和電機製作所

代表取締役　佐藤　頼義

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	339,394
	固定資産	3,958
	合計	343,352
負債及び純資産の部	流動負債	107,469
	株主資本	235,883
	資本金	10,000
	利益剰余金	225,883
	利益準備金	2,500
	別途準備金	66,900
	繰越利益剰余金	156,483
	（うち当期純利益）	（43,334）
	合計	343,352

第27期決算公告

令和７年12月15日

大分県大分市大字廻栖野2501番地10

株式会社ＡＫシステム

代表取締役　古手川瑛保

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	1,138,587
	固定資産	543,125
	合計	1,681,712
負債及び純資産の部	流動負債	751,012
	固定負債	217,647
	貸倒引当金	4,033
	株主資本	709,020
	資本金	92,000
	利益剰余金	617,020
	繰越利益剰余金	617,020
	（うち当期純利益）	（139,148）
	合計	1,681,712

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。効力発生日は令和八年二月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和七年十二月十五日に予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十二月十五日

埼玉県さいたま市浦和区本太二丁目一一番一一号

（甲）プロスト株式会社

代表取締役　小宮　聡

東京都豊島区南長崎一丁目一三番一二号

（乙）コレクトソリューションズ株式会社

代表取締役　藤吉　邦寛

第７期決算公告

令和７年12月15日

東京都豊島区南長崎一丁目13番12号

コレクトソリューションズ株式会社

代表取締役　藤吉　邦寛

貸借対照表の要旨

（令和７年４月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	475
	固定資産	12,745
	合計	13,221
負債及び純資産の部	流動負債	57,289
	株主資本	△44,067
	資本金	9,000
	利益剰余金	△53,067
	その他利益剰余金	△53,067
	（うち当期純損失）	（7,569）
	合計	13,221

第１期決算公告

令和７年12月15日

埼玉県さいたま市浦和区本太二丁目11番11号

プロスト株式会社

代表取締役　小宮　聡

貸借対照表の要旨

（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	12,370
	固定資産	4,146
	合計	16,516
負債及び純資産の部	流動負債	8,420
	株主資本	8,097
	資本金	8,000
	利益剰余金	97
	その他利益剰余金	97
	（うち当期純利益）	（97）
	合計	16,516

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、両社の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十二月十五日

富山市桜橋通り三番一号
（甲）株式会社プロジェクトタネ
代表取締役　高平　聡

石川県金沢市彦三町一丁目二番一号
（乙）株式会社モノコトワークス
代表取締役　高平　聡

第３期決算公告

令和７年12月15日
石川県金沢市彦三町一丁目２番１号
株式会社モノコトワークス
代表取締役　高平　聡

貸借対照表の要旨
（令和７年８月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,908
	固定資産	199
	繰延資産	152
	合計	2,261
負純資債及産びの部	流動負債	15,192
	固定負債	700
	株主資本	△13,632
	資本金	5,100
	利益剰余金	△18,732
	その他利益剰余金	△18,732
	（うち当期純損失）	(5,993)
	合計	2,261

第８期決算公告

令和７年12月15日
富山市桜橋通り３番１号
株式会社プロジェクトタネ
代表取締役　高平　聡

貸借対照表の要旨
（令和７年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	17,683
	固定資産	5,271
	合計	22,954
負純資債及産びの部	流動負債	31,404
	固定負債	57,948
	株主資本	△66,398
	資本金	7,000
	利益剰余金	△73,398
	その他利益剰余金	△73,398
	（うち当期純損失）	(5,668)
	合計	22,954

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年二月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和七年十一月二十日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十二月十五日

神戸市西区玉津町出合字寺田329番地
（甲）国際飼料工業株式会社
代表取締役　大内　善智

神戸市西区玉津町出合三二九番地
（乙）コクサイペツトフード株式会社
代表取締役　大内　善智

第39期決算公告

令和７年12月15日
神戸市西区玉津町出合329番地
コクサイペツトフード株式会社
代表取締役　大内　善智

貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	47,972,420
	固定資産	2,398,903
	合計	50,371,323
負純資債及産びの部	流動負債	21,835,354
	株主資本	28,535,969
	資本金	10,000,000
	利益剰余金	18,535,969
	利益準備金	200,000
	その他利益剰余金	18,335,969
	（うち当期純損失）	(6,241,511)
	合計	50,371,323

第56期決算公告

令和７年12月15日
神戸市西区玉津町出合字寺田329番地
国際飼料工業株式会社
代表取締役　大内　善智

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	83,629,662
	固定資産	150,337,832
	合計	233,967,494
負純資債及産びの部	流動負債	92,922,507
	固定負債	27,043,740
	株主資本	114,001,247
	資本金	30,000,000
	利益剰余金	84,001,247
	利益準備金	2,500,000
	その他利益剰余金	81,501,247
	（うち当期純利益）	(4,394,380)
	合計	233,967,494

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十二月十五日

福岡市中央区西中洲六番一五号
（甲）元祖博多めんたい重株式会社
代表取締役　吉冨　朝香

福岡市中央区西中洲六番一五号
（乙）百年煮込み麺株式会社
代表取締役　吉冨　学

第２期決算公告

令和７年12月15日
福岡市中央区西中洲６番15号
百年煮込み麺株式会社
代表取締役　吉冨　学

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	305
	固定資産	1,234
	合計	1,540
負純資債及産びの部	流動負債	14
	固定負債	0
	株主資本	1,524
	資本金	9
	資本剰余金	1,506
	その他資本剰余金	1,506
	利益剰余金	9
	その他利益剰余金	9
	（うち当期純損失）	(2)
	合計	1,540

第15期決算公告

令和７年12月15日
福岡市中央区西中洲６番15号
元祖博多めんたい重株式会社
代表取締役　吉冨　朝香

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	237
	固定資産	1,321
	合計	1,558
負純資債及産びの部	流動負債	80
	固定負債	106
	株主資本	1,371
	資本金	9
	資本剰余金	885
	その他資本剰余金	885
	利益剰余金	476
	その他利益剰余金	476
	（うち当期純利益）	(74)
	合計	1,558

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十二月十五日

千葉市美浜区真砂二丁目二四番八号
（甲）株式会社エルダーテイメント・ジャパン
代表取締役　糠谷　和弘

千葉市美浜区真砂二丁目二四番八号
（乙）株式会社アイグローブダイナー
代表取締役　糠谷　和弘

第７期決算公告

令和７年12月15日
千葉市美浜区真砂二丁目24番８号
株式会社アイグローブダイナー
代表取締役　糠谷　和弘

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,598
	固定資産	2,908
	繰延資産	3,263
	資産合計	8,770
負純資債及産びの部	流動負債	14,340
	固定負債	3,884
	株主資本	△9,454
	資本金	1,000
	利益剰余金	△10,454
	その他利益剰余金	△10,454
	（うち当期純損失）	(5,178)
	負債・純資産合計	8,770

第17期決算公告

令和７年12月15日
千葉市美浜区真砂二丁目24番８号
株式会社エルダーテイメント・ジャパン
代表取締役　糠谷　和弘

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	238,588
	固定資産	187,540
	資産合計	426,128
負純資債及産びの部	流動負債	119,559
	賞与引当金	12,813
	固定負債	161,103
	株主資本	145,465
	資本金	20,000
	利益剰余金	125,465
	その他利益剰余金	125,465
	（うち当期純利益）	(7,832)
	負債・純資産合計	426,128

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五千万円、資本準備金の額を五千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十二月十五日

東京都中央区日本橋浜町二丁目二九番一号ＮＳＫ日本橋浜町ビル二Ｆ
株式会社ＭＥＭＥ
代表取締役　齋藤　舞

第４期決算公告　令和７年12月15日

東京都中央区日本橋浜町二丁目29番１号ＮＳＫ日本橋浜町ビル２Ｆ
株式会社ＭＥＭＥ
代表取締役　齋藤　舞

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	151,715
	固定資産	50,720
	合計	202,435
負純資産債及のび部	流動負債	38,487
	固定負債	60,883
	株主資本	103,065
	資本金	88,500
	資本剰余金	87,500
	資本準備金	87,500
	利益剰余金	△72,934
	その他利益剰余金	△72,934
	（うち当期純損失）	(45,340)
	合計	202,435

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を、三千五百万円減少し、五百万円とすることに致しました。

この決定に対し、異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

尚、最終貸借対照表の要旨は、左記の通りです。

令和七年十二月十五日

兵庫県丹波篠山市東新町五八番地
三丹物産株式会社
代表取締役　坂野　史和

第 72 期 決 算 公 告

令和７年12月15日
兵庫県丹波篠山市東新町58番地
三丹物産株式会社
代表取締役　坂野　史和

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	91,650,087
	固定資産	57,234,899
	合計	148,884,986
負純資産債及のび部	流動負債	1,396,920
	株主資本	147,488,066
	資本金	40,000,000
	利益剰余金	118,400,066
	利益準備金	12,150,000
	その他利益剰余金	106,250,066
	（うち当期純損失）	(8,070,229)
	自己株式	△10,912,000
	合計	148,884,986

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　伊勢新聞
掲載の日付　令和七年八月五日
掲載頁　四頁

（乙・丙）下記のとおりです。

令和七年十二月十五日

三重県三重郡川越町大字高松八九七番地の二　（甲）東海エクスプレス株式会社
代表取締役　村木　信吾

三重県三重郡川越町大字高松九二八番地
（乙）チヨダエクスプレス株式会社
代表取締役　伊藤　直樹

愛知県小牧市大字岩崎字一番目二六七九番地五　（丙）株式会社エバサービス
代表取締役　伊藤　直樹

第 34 期 決 算 公 告

令和７年12月15日
三重県三重郡川越町大字高松928番地
チヨダエクスプレス株式会社
代表取締役　伊藤　直樹

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	559,811
	固定資産	133,427
	合計	693,238
負純資産債及のび部	流動負債	547,055
	固定負債	1,291
	株主資本	144,892
	資本金	50,000
	利益剰余金	94,892
	その他利益剰余金	94,892
	（うち当期純利益）	(13,384)
	合計	693,238

第 36 期 決 算 公 告

令和７年12月15日
愛知県小牧市大字岩崎字一番目2679番地５
株式会社エバサービス
代表取締役　伊藤　直樹

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	104,264
	固定資産	4,332
	合計	108,596
負純資産債及のび部	流動負債	46,263
	株主資本	62,333
	資本金	35,000
	利益剰余金	27,333
	利益準備金	1,670
	その他利益剰余金	25,663
	（うち当期純利益）	(6,540)
	合計	108,596

第 26 期 決 算 公 告

令和７年12月15日

東京都渋谷区宇田川町40番１号
株式会社CAM
代表取締役　須田　瞬海

貸借対照表の要旨
（令和７年９月30日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,589
	固定資産	328
	合計	1,918
負債及び純資産の部	流動負債	1,372
	固定負債	35
	勤続慰労引当金	35
	株主資本	438
	資本金	101
	資本剰余金	199
	資本準備金	100
	その他資本剰余金	99
	利益剰余金	138
	利益準備金	2
	その他利益剰余金	135
	（うち当期純利益）	(170)
	評価・換算差額等	71
	その他有価証券評価差額金	71
	合計	1,918

第 20 期 決 算 公 告

令和７年12月15日

東京都渋谷区宇田川町40番１号
株式会社サイバーエージェント・キャピタル
代表取締役　近藤　裕文

貸借対照表の要旨
（令和７年９月30日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	150
	固定資産	68
	合計	219
負債及び純資産の部	流動負債	33
	固定負債	8
	勤続慰労引当金	8
	株主資本	174
	資本金	100
	資本剰余金	173
	資本準備金	25
	その他資本剰余金	148
	利益剰余金	△99
	その他利益剰余金	△99
	（うち当期純損失）	(204)
	評価・換算差額等	2
	その他有価証券評価差額金	2
	合計	219

第14期決算公告

令和７年12月15日

熊本市南区馬渡二丁目12番35号

株式会社丸本ホールディングス

代表取締役　丸本　文紀

貸借対照表の要旨

（令和７年４月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	92,309
	固定資産	99,470
	合計	191,779
負債及び純資産の部	流動負債	62,274
	株主資本	129,505
	資本金	1,000
	利益剰余金	128,505
	利益準備金	250
	その他利益剰余金	128,255
	（うち当期純利益）	(97,416)
	合計	191,779

合併公告

左記会社は合併して乙は丙の権利義務全部を承継し存続し、丙は解散することにいたしました。また、左記合併の効力発生を条件として、甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年十二月十五日

熊本市南区馬渡二丁目一二番三五号
（甲）株式会社丸本ホールディングス
代表取締役　丸本　文紀

熊本市南区馬渡二丁目一二番三五号
（乙）ジャストインタイム株式会社
代表取締役　丸本　文紀

熊本市南区馬渡二丁目一二番三五号
（丙）株式会社文コーポレーション
代表取締役　丸本　文紀

第5期決算公告

令和７年12月15日

熊本市南区馬渡二丁目12番35号

株式会社文コーポレーション

代表取締役　丸本　文紀

貸借対照表の要旨

（令和７年４月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	33,743
	固定資産	202,900
	合計	236,643
負債及び純資産の部	流動負債	8,289
	固定負債	200,000
	株主資本	28,353
	資本金	10,000
	利益剰余金	18,353
	その他利益剰余金	18,353
	（うち当期純利益）	(6,856)
	合計	236,643

第36期決算公告

令和７年12月15日

熊本市南区馬渡二丁目12番35号

ジャストインタイム株式会社

代表取締役　丸本　文紀

貸借対照表の要旨

（令和７年４月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	104,594
	固定資産	41,761
	合計	146,355
負債及び純資産の部	流動負債	7,418
	固定負債	1,527
	株主資本	137,409
	資本金	10,100
	利益剰余金	127,309
	利益準備金	2,525
	その他利益剰余金	124,784
	（うち当期純利益）	(95,575)
	合計	146,355

第39期決算公告

令和７年11月18日

大阪市北区梅田１丁目11番４－200号

株式会社イング

代表取締役社長　大澤　義弘

貸借対照表の要旨

（令和７年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	328,139
	固定資産	223,632
	資産合計	551,772
負債及び純資産の部	流動負債	315,925
	固定負債	59,858
	長期借入金	18,190
	退職給付引当金	36,611
	その他	5,056
	負債合計	375,784
	株主資本	175,987
	資本金	100,000
	資本剰余金	216,460
	資本準備金	132,750
	その他資本剰余金	83,710
	利益剰余金	△ 140,472
	その他利益剰余金	△ 140,472
	（うち当期純利益）	(6,627)
	純資産合計	175,987
	負債・純資産合計	551,772

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年一月二十一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は下記のとおりです。

令和七年十二月十五日

福井県福井市南四ツ居二丁目一番一号
（甲）株式会社別田
代表取締役　別田　栄司

富山県富山市黒瀬北町二丁目一六番地一
（乙）株式会社笹木歯科商店
代表取締役　笹木　伸一

第66期決算公告

令和７年12月15日

富山県富山市黒瀬北町二丁目16番地12

株式会社笹木歯科商店

代表取締役　笹木　伸一

貸借対照表の要旨（令和７年３月20日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	42,760
	固定資産	30,289
	資産合計	73,050
負債及び純資産の部	流動負債	18,013
	固定負債	20,000
	株主資本	35,036
	資本金	5,000
	利益剰余金	30,036
	利益準備金	1,250
	その他利益剰余金	28,786
	（うち当期純損失）	(34,758)
	負債・純資産合計	73,050

第57期決算公告

令和７年12月15日

福井県福井市南四ツ居二丁目１番１号

株式会社別田

代表取締役　別田　栄司

貸借対照表の要旨（令和６年10月20日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	784,747
	固定資産	494,919
	資産合計	1,279,667
負債及び純資産の部	流動負債	213,440
	固定負債	42,734
	株主資本	1,023,492
	資本金	50,000
	利益剰余金	973,492
	利益準備金	3,750
	その他利益剰余金	969,742
	（うち当期純利益）	(45,445)
	負債・純資産合計	1,279,667

組合員資格届出に関する公告

当組合の組合員名簿の調整のため、下記により届け出られたく公告する。

令和７年12月15日

広島県山県郡北広島町本地2772番地
本地生産森林組合
組合長理事　堀亀　　諭

1　届け出るべき者
(1)　現に当組合の組合員である者
(2)　当組合の組合員であった者が死亡している場合は、その相続人
(3)　当組合の組合員で、出資持分の一部を他に譲渡した者
(4)　当組合の組合員名簿に登載されている者で、出資持分の全部を他に譲渡したことにより組合員でなくなった者

2　届け出るべき事項
(1)　当組合の組合員名簿に登載されている内容に変更のない場合は、その旨
(2)　当組合の組合員名簿に登載されている内容に変更のある場合は、変更の内容及び変更の事由

3　届出に要する書面（組合事務所に常備）
届出の様式　第１号様式から第４号様式までのいずれかによる

4　届出先
当組合の事務局あてに郵送又は直接届け出るものとする。
本地生産森林組合　事務局
住所　広島県山県郡北広島町本地3709番地
事務担当　理事　伊勢坊　誠

5　届出期間
令和７年12月15日より令和８年２月15日までとする。

6　届出のない場合の措置
期限までに届出のない場合は、当組合の定款第９条又は第10条又は第12条の届出義務を怠ったものとして、第14条に定めるところにより、除名により組合員資格喪失の処理をするものとする。